

## 18 真の地方分権の推進について

### 【提案・要望事項】

「地方の元気なくして国の元気はない」との考え方に立って、地方が自らの判断と責任で行政運営を行う個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向け、より一層の地方分権を推進すること。

また、地方は徹底した行財政改革に率先して取り組んできていることを踏まえ、地方が中長期的に自立的かつ持続可能な行財政運営ができるよう、地方財政措置を充実すること。

- ① 国と地方の役割分担を大胆に見直し、国は国際社会における国家としての存立に関わる事務、国土保全や広域的な交通の確保など、本来国が責任を果たすべき役割に専念し、その他の事務・事業は地方に権限と財源を一体的に移譲すること。また、直轄事業負担金は、維持管理以外の部分についても早期に廃止すること。
- ② 第12次一括法が成立したことから、事務・権限の移譲等までの具体的なスケジュールを地方に直ちに示したうえで、必要な政省令の整備を速やかに行うとともに、円滑な事務・権限の移譲に必要なかつ十分な財源措置、研修の実施及びマニュアル整備等を地方の意見を十分に反映して検討し、地方の事務執行に支障を来さないよう早期に決定・実施すること。
- ③ 地方の効率的な行財政運営や政策目標の達成を阻害している規制の廃止や大幅な緩和を図ること。特に、これまでの地方分権改革のなかで一定の進捗が図られた「義務付け・枠付けの見直し」については、引き続き、従うべき基準や計画策定義務のあり方、同意・協議等の関与のあり方等について検討を行い、より一層の規制緩和を推進すること。
- ④ 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において今後「検討を行う」とされた事項については、検討状況を政府全体として随時適切にフォローアップし、その結果については地方に速やかに情報提供すること。また、「実現できなかったもの」とされた提案については、提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすとともに、今後、検討を加えたうえで再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。
- ⑤ これらの見直しに当たっては、法定された「国と地方との協議の場」を実効ある仕組みとして最大限有効に活用し、必要な分科会の設置及びその活用を含め、企画・立案の段階から地方と真摯に協議を重ねること。

## 【現状・課題】

- 平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行され、事務・権限の移譲が進むなかで、本県では、徹底した行財政改革を断行するとともに、自主的な市町合併を推進するなど、地方分権時代にふさわしい行政体制の整備を進めてきました。
- 今後、地方が自立した個性的な地域づくりを行っていくためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、事務・権限の移譲や税財政面での改革、補助金等による国の関与の廃止・縮減を進め、真の地方分権社会の実現に向けた改革を推進する必要があります。
- 直轄事業負担金については、維持管理負担金が平成 22 年度に廃止されましたが（完全廃止は平成 23 年度）、建設費負担金についても早急に見直し、廃止する必要があります。
- 平成 18 年 12 月に成立した地方分権改革推進法に基づく地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、これまで第 1 次から第 11 次までの一括法が成立しております。第 12 次一括法が令和 4 年 5 月 13 日に成立しましたが、国から地方へ移譲される権限・事務等について、住民サービスに支障が生じることがないように国と地方の間での円滑な引継ぎが行われることが重要です。
- さらに、これまでの地方分権改革において、義務付け・枠付けの見直し等が図られましたが、個性を活かし自立した地方をつくるため、国においては不断の見直しを継続する必要があります。
- そのためには、地方の多様性を重んじた取組を推進することが重要であり、地方から制度改革に関する提案を求める「提案募集方式」や、地方ごとの多様な事情への対応が可能となる「手上げ方式」を有効に機能させることが必要です。
- これらの見直しに当たっては、地方分権に関する政策決定においても制度設計の段階から地方の意見が適切に反映されるよう、実効性のある運営を行う必要があります。

【所管府省】 内閣府（地方分権改革推進室）、総務省（自治行政局）

【県関係課】 政策課

## 19 南海トラフ地震や風水害等の大規模災害対策について

### (1) 防災・減災対策にかかる財政支援等の充実・強化

#### 【提案・要望事項】

南海トラフ地震の発生確率が高まるなか、東日本大震災や平成 28 年熊本地震、さらには平成 30 年の大阪府北部地震や北海道胆振東部地震の教訓を踏まえたハード・ソフト両面の対策も課題となっており、県では、国が決定した「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を活用しながら、防災・減災対策に全力で取り組んでいるところであるが、国においては、対策に必要な補助制度や地方債制度の予算・財源を安定的に確保すること。

また、南海トラフ地震臨時情報の内容を国民が正しく理解するための啓発や、臨時情報発表時の事前避難に要する経費に対する財政支援を行うこと。

さらには、災害時における死者・安否不明者の氏名等公表について、安否不明者の個人情報については、一定の整理がなされたが、南海トラフ地震など大規模災害が発生した際に、自治体によって取扱いが異なることにより混乱が生じることがないように、死者の個人情報の取扱いについても、早急に整理すること。

#### 【現状・課題】

- 南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70%～80%と高まるなか、本県は、中央防災会議の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、重点受援県（10県）の一つとなっております。
- このため、本県では、国の防災・減災対策や本県の実情を踏まえながら、適宜、地域防災計画の見直しを行っているほか、「香川県国土強靱化地域計画」や「香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画」を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に進めております。
- 一方で、近年、全国的に、比較的規模が大きい地震が続発しており、これらの教訓も踏まえ、南海トラフ地震をはじめとする大規模な地震・津波による被害を最小限に抑えるためには、河川・海岸堤防の整備、ため池や県有施設の耐震化のほか、自主防災組織や消防団の充実・強化、災害時の情報伝達、さらには住宅の耐震化や家具の転倒防止対策を促進させるための県民の防災意識の向上など、ハード・ソフト両面からの対策を着実に進めていく必要がありますが、多額の事業費が見込まれることから、国において、対策に必要な補助制度や地方債制度の予算・財源を安定的に確保することが必要です。

- また、本県では、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、県及び市町がとるべき防災対応の方針を定め、地域防災計画にも盛り込んでおりますが、住民への周知に当たっては、まずは、国においても、住民が臨時情報の意味を正しく理解できるよう広報・啓発を進めることが必要であり、加えて、臨時情報が発表されれば、避難所を開設し、避難者を受け入れる市町に、大きな費用負担が発生することから、国による財政的支援も必要です。
  
- さらには、災害時の死者・安否不明者の氏名等の公表について、安否不明者については、昨年9月、国から「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」が通知されておりますが、死者については整理がなされておらず、加えて、今後、地方公共団体にも適用となる個人情報保護法では、死者に関する情報は保護の対象に含まれていないことから、広範囲で甚大な人的被害が想定される南海トラフ地震など大規模災害発生時に、自治体によって取扱いが異なることにより混乱が生じることがないように、国において、早急に整理することが必要です。

【所管府省】 内閣府（政策統括官〔防災担当〕）、総務省（消防庁国民保護・防災部）

【県関係課】 危機管理課

## (2) 地震・津波観測監視体制の充実・強化

### 【提案・要望事項】

高知県沖から日向灘海域へ至る南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）を早期に完成させるとともに、既に整備されている地震・津波観測監視システム（DONET）から得られる観測データを防災・減災対策に有効活用できるよう、国において最新の知見を用いたリアルタイムの津波の解析情報を配信すること。

### 【現状・課題】

- 南海トラフ巨大地震による国の被害想定では、本県の最大震度は7、最大津波高は5m、最悪の場合、死者数が約3,500人、負傷者数が約23,000人、建物全壊及び焼失が約55,000棟と推計されております。
- 南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70～80%と高まるなか、本県では、地震・津波による被害を軽減させるため、ハード・ソフト両面から様々な取組を進めておりますが、住民が迅速かつ確実に避難するためには、気象庁が発表している地震・津波に関する情報について、津波高や津波到達時間等の予測精度を向上させるとともに、地方公共団体を含め関係機関と情報の共有化を図ることが必要です。
- このため、観測網の空白地帯である高知県沖から日向灘海域へ至る南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）を早期に完成させるとともに、既に整備されている地震・津波観測監視システム（DONET）から得られる観測データを防災・減災対策に有効活用できるよう、国において、地震・津波発生メカニズムの研究を進め、最新の知見を用いたリアルタイムの津波の解析情報を配信することが必要です。

【所管府省】 内閣府（政策統括官〔防災担当〕）、文部科学省（研究開発局）

【県関係課】 危機管理課

### (3) ヘリテレ映像受信地上設備の整備

#### 【提案・要望事項】

発災時における視覚的被災確認により迅速な被災者の救出救助に備え、被災地の状況を的確に把握するために不可欠なヘリコプターテレビシステム映像を受信する地上設備を更新移設整備すること。

#### 【現状・課題】

- 発災時における救出・救助活動を迅速に行うためには、視覚的に家屋の倒壊や道路の損壊等の正確な被災状況を把握することが最も重要であり、香川県警察ヘリコプターテレビシステムによる映像（以下「ヘリテレ映像」という。）を活用した上空からの情報収集が必要不可欠です。

ヘリテレ映像は、国の災害対策本部に送信されるとともに、本県の災害対策本部にも送信されており、各種災害対策に有効活用されています。

- 香川県警察のヘリテレ映像の受信設備（以下「地上設備」という。）は、平成22年12月、本県西部にデジタル地上設備が整備され、本県西部から愛媛県東部をカバーしているものの、南海トラフ地震等による津波で大きな被害が予想される島しょ部及び本県東部をカバーする地上設備は、老朽化（平成12年整備）のうえ、低標高地点（香川県庁本館屋上、地上約110m）に設置されています。そのため、香川県庁本館屋上施設は、不感地帯の範囲が広く、度々映像が中断するとともに、アナログ方式のため不鮮明な映像となっており、デジタル方式である機上設備の機能を生かせていません。実際に、平成25年4月13日の淡路島地震では、本県内最大震度（震度5弱）であった本県東部（東かがわ市及び小豆島）の映像送信中、度重なる中断が発生し、情報収集活動等に支障が生じました。

加えて、電波法無線設備規則の一部改正により、香川県庁本館屋上施設は、近々中にも使用できなくなるものと思われます。（使用期限は令和4年11月末まででしたが、コロナ禍で使用期限が“当分の間”に延長されています。）

- 本県内適地の無線中継所にデジタル方式のヘリテレ地上設備を整備することで、本県東部及び島しょ部の不感地帯を減少させるとともに、徳島県北部をもカバー可能となることから、早急な整備が必要です。

【所管府省】 警察庁（警備局、情報通信局）

【県関係課】 警察本部警備課

## 20 消費者行政の積極的推進のための安定的な財源確保について

### 【提案・要望事項】

地方における消費者行政が推進されるよう、「地方消費者行政強化交付金」について、安定した財源を確保するとともに、地方の実情に即した柔軟な財政支援制度を創設すること。

### 【現状・課題】

- 本県の消費者行政を推進し、県民の安全安心を確保していくためには、消費生活相談窓口の機能強化をはじめ、幅広い年齢層を対象とした消費者教育の充実等の取組を一層強化していく必要があると考えております。
- しかしながら、消費者行政に積極的に取り組む地方公共団体を支援する目的で平成30年度に創設された国の「地方消費者行政強化交付金」は、①「地方消費者行政推進事業」（補助率 10/10）については、現在実施中の事業が終了すれば国の支援は終了するとされており、また、②「地方消費者行政強化事業」（補助率 1/2）については、事業費に占める自主財源の割合が一定水準未満の地方公共団体の補助率を 1/3 とするとされております。
- 本県を含む地方の財政は、今後、人口減少や高齢化等の進展により、一層厳しい状況となることが見込まれており、地方公共団体における消費者行政に関する事務は、地方自治法上の自治事務に位置づけられ、地方財政措置として普通交付税に算入されていることは承知しておりますが、県と市町が一丸となって消費者行政の推進、拡充を図っていくためには、国の支援制度の活用は欠かせないものとなっております。
- こうしたことから、国においては、「地方消費者行政強化交付金」について、安定した財源を確保するとともに、地方公共団体が地域の実情に即した取組をより一層推進できるよう、柔軟な支援制度を創設することが必要です。

【所管府省】 消費者庁（地方協力課）

【県関係課】 暮らし安全安心課

## 21 過疎対策事業債及び辺地対策事業債の必要額の確保について

### 【提案・要望事項】

過疎地域の住民福祉の向上及び地域格差の是正並びに辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の必要額を確保すること。

本県においては、近年、県内市町からの要望が増加していることから、地域の実情を踏まえた配分とすること。

### 【現状・課題】

- 過疎・辺地地域では、人口減少や高齢化が一段と進行しており、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、極めて深刻な状況に直面するなかにあつて、人口減少に歯止めをかけ、大都市から地方へ人を分散させるには、過疎・辺地地域が活力と魅力あふれる地域として維持されていくことが必要です。
- 一億総活躍の実現に向けたより一層の地方創生の推進や公共施設等の老朽化に対応し、集約化、複合化、長寿命化など公共施設等の適正管理の積極的な推進が求められるなか、本県の過疎・辺地地域においては、近年、統廃合に伴う学校等教育文化施設の整備などが集中し、過疎対策事業債や辺地対策事業債の要望額が増加しています。
- さらに、合併市町においては、合併特例事業終了後も、引き続き、過疎化が進む周辺部の振興対策を強く求められていることから、今後、過疎対策事業債や辺地対策事業債の要望額は、より一層増加することが見込まれています。
- 加えて、景気の後退による税収の減少、社会問題となっている建築コストの高騰など地方の公共工事にとって厳しい情勢が続くことが予想され、市町は厳しい財政状況に追い込まれている状況にあります。
- 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の制定に伴い、一部過疎地域が増加するとともに、卒業団体についても6年間の経過措置が講じられることとされ、要望額の増加が見込まれます。

【所管府省】 総務省（自治財政局）

【県関係課】 自治振興課



## 22 女性の活躍推進について

### 【提案・要望事項】

- ① あらゆる分野における女性の活躍推進のため、地方自治体の主体的な取組を加速し、地域の実情に合わせた独自の施策の展開を継続的に可能とする「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。
- ② 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」については、設置主体を法律で位置づけ、運営の安定化及び質の向上を図るための財源を措置するとともに、政府において設置する夜間休日対応のコールセンター等の安定的な運営を図ること。

### 【現状・課題】

- 本県の人口は、平成 11 年の約 103 万人をピークとして減少に転じ、令和 3 年の人口は約 94 万人と、22 年連続の減少となっており、また、生産年齢人口も平成 27 年の約 55 万人が、令和 22 年には 42 万人程度まで減少すると予測されています。

このように、人口減少と少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が進むなかで、本県では、25 歳から 44 歳の女性就業率が全国平均よりも高く、その割合も上昇傾向にあるものの、女性雇用者における非正規雇用者の割合は男性雇用者における割合より高い状況にあるほか、管理的職業従事者や自治会長に占める女性の割合も低い水準に留まっているなど、働く場や地域における政策・方針決定過程において女性の力が十分に発揮できているとは言えない状況です。

将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、女性をはじめとする多様な人材の活用、多様な視点が必要であり、本県では、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう意識改革や環境づくりのための事業や、女性リーダーを養成する事業を積極的に推進しているところです。

地域において、あらゆる分野における女性の活躍を推進し、独自の施策を継続的に展開するため、安定的な財源を確保する必要があります。

- 令和 2 年 6 月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間で性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していくことが示されました。

本県では、平成 29 年 4 月 1 日から性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」を開設し、性暴力についての専門的な研修を受けた女性の相談員が電話相談、面接相談に応じるとともに、産婦人科医療の受診や警察への届出に対する付添支援を行うほか、臨床

心理士等によるカウンセリングや弁護士による法律相談を実施しています。

各都道府県の支援センターが効果的かつ継続的に運営されるためには、設置主体を法律で位置づけ、平成 29 年度に創設された「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を継続・拡充し、運営の安定化及び質の向上を図るために十分な財源を措置するとともに、集中強化期間終了後も、全国同一水準の被害者支援が実施されるよう、政府において設置する夜間休日対応のコールセンター及び SNS 相談の安定した運用が必要です。

【所管府省】 内閣府（男女共同参画局）

【県関係課】 男女参画・県民活動課、労働政策課、警察本部

## 23 地方の活力向上に資する地方移住の促進等について

### 【提案・要望事項】

- 大都市圏に住む者に、地方への関心を高めてもらい、地方への移住が促進されるよう、大都市圏への過度な一極集中の是正に向けた地方移住促進キャンペーンを実施するなど、国における周知啓発を強化すること。
- 地方において、移住・定住状況を把握し、移住者の定着・定住につながる効率的・効果的な施策が実施できるよう、国において、移住・定住に関する全国的・定量的な調査等を実施し、地方に情報提供すること。
- 地方において空き家の増加に歯止めがかからない状況を踏まえ、国において、全国的に空き家の発生を抑制する仕組みづくりや、移住者をはじめ広く空き家を利用してもらうための施策に対する財政支援の充実を図るなど、より一層の空き家対策を推進すること。
- 大都市圏から地方への移住促進や情報通信分野等の若者の定着に資する働く場の創出に向けた取組に対し、継続した財政的支援と制度の弾力的な運用を行うこと。

### 【現状・課題】

- 本県の人口は、平成11年の約103万人をピークとして減少に転じ、令和3年の人口は約94万人と、22年連続で減少しています。また、令和4年4月1日現在の人口は94万人を割り込むなど、自然減に加えて、社会動態における転出超過が続いています。特に大学進学者の8割以上が県外大学に進学するなど、15～29歳の若者の大都市圏への流出が拡大しており、人口の社会減の抑制や若者の県内定着が課題となっています。
- 全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、大都市圏への過度な集中のリスクが改めて認識されるなか、地方移住への関心が高まってきているとの調査結果もあります。より一層、地方への人の流れが創出・拡大され、地方への移住が促進されるよう、国における周知啓発を強化し、集中的に行うことが重要です。
- これまで、本県では、移住フェアへの出展や移住希望者への相談事業など各種の移住・定住施策に取り組み、移住者数は年々増加していますが、移住が必ずしも定住につながっていない状況もあります。移住後に定住し続けてもらうためには、移住・定住状況を把握し、課題を明確にしたうえで、効率的・効果的な施策を実施していく必要があります。

すが、自治体レベルの調査には限界があることから、国において、全国的・定量的な調査等の実施と、地方への情報提供が重要と考えます。

- 本県では、移住者の方に空き家を利用いただくことを目的とした「空き家バンク」の開設や空き家改修費補助など、各種取組を、県内市町と連携して行っていますが、空き家の増加に歯止めがかからない状況にあります。そうした地方の状況を踏まえ、国において、全国的に空き家の発生を抑制する仕組みづくりや、移住者をはじめ広く空き家を利用してもらうための施策に対する財政支援の充実を図るなど、より一層の空き家対策を推進する必要があると考えます。
- 若者の就職率が高い情報通信業は、GDPの過去10年間の成長率が全産業の平均よりも高いほか、給与水準も他の業種と比較して高水準であり、若者にとって魅力的な産業であると考えられますが、この業種の企業は東京都に集中している状況です。
- そのため、本県では、転出超過が拡大している若者の大都市圏への流出に歯止めをかけ、県内定着を図るため、若者の就職率が高く、将来の成長が見込まれる情報通信関連産業の育成・誘致に重点的に取り組んでおり、情報通信関連分野の人材を含めた多様な人材が集い、情報通信関連技術の新たな活用策が誘発されるよう、令和2年11月に開設した「Setouchi-i-Base」を新たなオープンイノベーション拠点として、情報通信関連分野の人材育成や、常駐のコーディネーターや県内外の有識者による各種相談、ビジネスマッチング支援等を実施しているところです。
- 加えて、デジタル社会の実現に向けた官民共創の仕組みとして、「かがわDX Lab」を立ち上げ、県・市町だけでなく、本県地域のDXをともに推進する民間事業者のサテライトオフィスを整備しているほか、県外の情報通信関連産業事業者の誘致についても積極的に取り組んでいるところです。
- 本県の取組に対して、これまでも地方創生推進交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）の採択をいただいておりますが、引き続き、東京圏から本県への移住促進や、情報通信分野等の若者の定着に資する魅力のある働く場の創出に向けた地方の取組に対する継続した財政的支援とともに、そうした支援にかかる要件の緩和や、地方において実施する移住者向けの支援施策等への対象の拡充など、制度の弾力的な運用が必要です。

【所管府省】 内閣府（地方創生推進事務局）、国土交通省（住宅局）

【県関係課】 地域活力推進課、デジタル戦略課

## 24 働き方改革の推進について

### 【提案・要望事項】

企業におけるテレワークや時差出勤など、新しい働き方への転換等の動きを契機として、さらに働き方改革の推進と生産性の向上に向けた取組が促進されるよう、多様な働き方を可能とする職場環境づくりにかかる助成制度の充実を図るなど、積極的に支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 本県の直面する課題として、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、企業における人手不足の深刻化が挙げられることから、働きやすく、働きがいのある職場環境づくりの推進は、企業における人材確保の観点からも重要です。
- このため、本県では、働き方改革に関する国の助成制度の積極的な周知や、社内労働環境の整備・在宅勤務等の柔軟な働き方を推進する中小企業等への県独自の助成を行うなど働き方改革の推進に努めてきたところです。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、企業においてテレワークや時差出勤等の取組が進められておりますが、地方におけるテレワークの実施率は、大都市圏に比べると高くはないなど、取組をさらに促進していく必要があり、資金面に余裕がなく、ノウハウ等の乏しい中小企業に対しては、より一層の支援が求められているところです。
- そこで、企業におけるテレワーク等への取組が進められていること等を契機として、さらに働き方改革の推進と生産性の向上に向けた取組が促進されるよう、多様な働き方を可能とする職場環境づくりにかかる助成制度を充実させるとともに、要件等の簡素化を図るなど使いやすい制度とするほか、制度内容や手続きの仕方をわかりやすく中小企業等に発信することが必要です。

【所管府省】 厚生労働省（雇用環境・均等局）

【県関係課】 労働政策課

## 25 地方における外国人材の受入れ促進と多文化共生社会の実現に向けた取組等への支援について

### 【提案・要望事項】

#### ① 地方における外国人材の受入れ促進について

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対策に取り組むとともに、地方自治体による県内企業の外国人材の受入れ支援などの独自の取組に対し、継続的な財政支援を講じること。
- ・ 特定技能外国人について、地方の人材不足の解消に寄与するよう、制度の浸透や、特定産業分野の追加にかかる柔軟な対応、試験実施国や実施回数の増、在留資格の取得や変更手続の簡素化等を図ること。また、地域の人手不足に的確に対応し、地域が持続的に発展できるよう、大都市等への過度の集中防止策について、地方自治体や事業者団体等の意見を十分に聴取し、時宜にかなった実効性のある施策を国が責任を持って実施すること。
- ・ 厚生労働省が新たに整備を検討している外国人の雇用労働にかかる統計について、地方自治体において効果的な外国人材の受入れ支援策の企画立案等に活用できるよう、統計結果を地方自治体と共有すること。
- ・ 外国人技能実習生の増加に対応できるよう、都道府県協会間のネットワークの構築や、検定委員の派遣など、国において、技能検定の円滑な実施に向けた支援を行うこと。

#### ② 多文化共生社会の実現に向けた取組について

- ・ 外国人の生活支援や防災面の支援、社会参画の促進など、多文化共生の社会づくりに向けた取組や、窓口の設置などの取組に対し、継続的な財政支援を講じること。

#### ③ 外国人児童生徒の受入体制の整備について

- ・ 外国人児童生徒が円滑に学校生活及び学習活動を行うことができるよう、義務標準法の見直しを図るとともに、学校への日本語指導員派遣を幅広く行うための財政支援を拡充すること。
- ・ 日本語指導を担当する教員等の研修システムとともに、効果的に日本語指導を行うためのデジタル教材を開発すること。
- ・ 大学の教員養成課程での日本語指導にかかる指導体制を充実させ、単位を必修とすること。

### 【現状・課題】

#### ① 地方における外国人材の受入れ促進について

- 本県においては、少子高齢化の進行や県外への人口流出などにより、生産年齢人

口が減少するなか、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、有効求人倍率は、平成23年8月以降、1倍を超えており、人手不足となっている県内企業が多い状況です。

一方で、本県の外国人労働者数は、昨年10月末現在で9,955人と、5年前と比較して約1.5倍となっており、本県経済の持続的発展に必要な人材となっています。

- こうしたなか、本県では、県独自の取組として、外国人材を雇用する場合の在留資格や、労働条件等に関する相談を総合的に受け付ける「外国人労働人材関係相談窓口」を平成31年4月に開設し、専任職員を配置して対応しています。また、県内企業と留学生を対象とした交流会・企業説明会や、企業等を対象とした外国人材の適正な受入れや定着、活躍にかかる講義等を行うセミナーの開催、外国人材の日本語能力向上のための研修や、受入環境の整備、感染症の水際対策としての入国時待機を実施する企業への助成などに取り組むなど、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えて、外国人材の受入れ等を積極的に支援していくこととしています。

これらの取組を効果的かつ継続的に実施し、外国人材の雇用の円滑化を推進していくためには、外国人受入環境整備交付金の拡充はもとより、外国人材の受入支援などの県独自の取組に対して、継続的に、十分な財源が措置される必要があります。

- また、「特定技能」については、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために、平成31年4月に創設され、令和5年度までの5年間で、全国で最大約34万5千人の外国人材を受け入れることとされていますが、昨年12月末現在での受入れは、全国で49,666人とどまり、本県においては911人となっています。

このため、「特定技能」による外国人の受入れが円滑に進み、地方の人手不足の解消に寄与するよう、国において、一元的な情報発信等による制度の浸透のほか、企業の意向等を踏まえた特定産業分野の柔軟な追加、試験会場を設ける国の数や地方での試験の開催を含めた試験回数の増加、在留資格の取得や変更にかかる要件や手続の明確化・簡素化等を図るとともに、外国人材が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することへの対策を講じていくことが必要です。

- 厚生労働省が設置する「外国人雇用対策の在り方に関する検討会」において新たに整備が検討されている外国人の雇用労働にかかる統計について、地方自治体がエビデンスに基づく効果的な外国人材の受入れ支援策を企画立案できるよう、可能な限り詳細な統計結果を地方自治体が把握する必要があります。

- 技能実習生が受検する技能検定随時試験について、本県では、技能実習生が増加

するなか、職種によっては、検定委員や機器設備等を確保することが困難なものもあります。

このため、感染症の収束後における外国人技能実習生の増加を見据え、都道府県間及び都道府県職業能力開発協会間のネットワークの構築や検定委員の派遣など、国において、技能検定の円滑かつ安定的な実施に向けた一層の支援を行うことが必要です。

## ② 多文化共生社会の実現に向けた取組について

- 本県で働き、生活する外国人が増加するなかで、外国人住民と日本人住民が、互いの文化や生活習慣などを尊重し、ともにいきいきと安全・安心で豊かな生活を営むことができる多文化共生の社会づくりの取組が一層重要であり、本県では、国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、「かがわ外国人相談支援センター」を平成31年4月に開設し、外国人にかかる生活全般の相談に多言語で対応できる体制を整備したほか、国際化推進会議による市町等との連携体制の強化、市町における多文化共生のまちづくりに向けた取組の支援など、多文化共生の地域づくりを一層推進していくこととしており、外国人受入環境整備交付金の継続をはじめ、十分な財源が措置される必要があります。

## ③ 外国人児童生徒の受入体制の整備について

- 本県の外国人児童生徒数は、増加傾向にあります。このようななか、外国人児童生徒が集住する地域には、国から加配措置された日本語指導のための教員を8名配置しておりますが、国籍や生活習慣等が多様化しているため、十分な支援が行われているとは言えない状況です。現行の義務標準法では、18人に1人の日本語指導の教員が配置されることになっていますが、指導の充実を図るためには、配置基準の見直しが必要です。
- 一方、県内には、1～2名の外国人児童生徒が在籍している学校が多数あり、こうした外国人児童生徒が散住する地域においても、個別の児童生徒の状況に応じた指導を行うために、令和3年12月時点で、県から延べ30名程度の日本語指導員を派遣していますが、十分とは言えない状況にあります。また、オンラインによる授業も試みていますが、一層指導環境を整備する必要があります。こうした日本語指導員の派遣及び環境整備をより一層推進する必要があります。そのためには国において新たな補助事業を創設するなどの財政支援の拡充が不可欠です。
- また、日本語指導を担当する教員等の資質向上のためには、国の教職員支援機構が実施する中央研修の定員を増員し、学校において日本語指導の中心となるリーダー



一を養成するとともに、専門知識が十分でない教員でも効果的に日本語指導を行うことができるように、教科書の本文を多様な母語へ翻訳したり、視覚的理解を促す動画を視聴したりできるデジタル教材を、国において開発する必要があります。

- さらに、教員に採用される前から日本語指導に関する知識等を習得し、学校での指導に生かすことができるようにするため、大学の教員養成課程での日本語指導にかかる指導体制を充実させ、単位を必修修とすることが必要です。

【所管府省】 法務省（出入国在留管理庁）、文部科学省（総合教育政策局）、  
厚生労働省（職業安定局、人材開発統括官）

【県関係課】 労働政策課、国際課、義務教育課

## 26 人権・同和行政の推進について

### 【提案・要望事項】

- ① 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決のため、国においては積極的な人権教育・啓発を推進するとともに、地方が積極的に施策展開を行えるよう、必要な財政上の措置を講じること。
- ② 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、人権侵害による被害の救済を図るため、有効性のある人権救済に関する法律の制定について、国民の幅広い議論を喚起し、地方の意見を十分聞いたうえで、早期制定に努めること。
- ③ インターネット等を利用した差別行為や戸籍謄本等の不正取得など部落差別につながる行為の発生防止を図るため、「部落差別の解消の推進に関する法律」などに基づき、人権擁護機関が実施している人権侵害につながる書き込みの削除要請を着実に実施するとともに、地方自治体が国との適切な役割分担を踏まえて必要な取組を行うことができるよう、法解釈のガイドラインなど、国としての考え方を示し、法律の趣旨を踏まえ、実効性のある対策を講じること。
- ④ 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

### 【現状・課題】

- 国では、人権教育・啓発の事業については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成 14 年 3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。本県でも、平成 15 年 12 月に「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に努めていますが、法務省の啓発委託費が削減されてきており、十分な啓発が難しくなっています。
- 人権救済制度の確立を目指した人権擁護法案が平成 14 年に国会に提出されましたが、廃案となっています。その後、平成 24 年に「人権委員会設置法案」が国会に提出されましたが、国会の解散により廃案になりました。
- 県においては、有効性のある人権救済に関する法律の必要性を認め、平成 13 年度からこれまで国に対して要望しています。  
また、県議会では、平成 17 年 3 月、「人権擁護に関する法律」の早期制定を求める意

見書を内閣総理大臣に提出していますが、平成 22 年 2 月議会において、人権救済に関する法律の制定について、国民の幅広い議論を喚起するとともに、地方の意見を十分聞くなど、慎重な対応を求める意見書を採択しました。

- 最近では公然と特定の地域を被差別部落であると摘示するなどの不当な差別的取り扱いを助長する行為が発生しています。

こうした部落差別につながる行為の発生を防止するため、「部落差別の解消の推進に関する法律」などに基づき、地方自治体が国との適切な役割分担を踏まえて必要な取組を行うことができるよう、相談体制、教育及び啓発、部落差別の実態にかかる調査などについて、法解釈のガイドラインなど、国としての考え方を示すとともに、法律の趣旨を踏まえ、実効性のある対策を講じることが必要です。

- 平成 13 年に制定された、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」いわゆるプロバイダ責任制限法に関しては、同法ガイドライン等検討協議会によるガイドラインの改正により、平成 16 年から人権侵害の被害者本人が削除要請することが困難なときに、法務省の人権擁護機関がプロバイダに削除要請した場合の対応方針が明記されました。

しかしながら、インターネットの匿名掲示板には、差別語などを使用し不特定多数の者を侮蔑するような差別書き込みが後を絶ちません。とりわけ、同和地区の所在地であるとする地名等や写真画像の情報を掲載する特定のウェブサイトが大きな問題となっています。

人権擁護機関が実施している人権侵害につながる書き込みの削除要請について、被害者が特定できる場合だけでなく、不特定多数の者に対する書き込みについても、着実に実施することが必要です。

また、インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案などの発生を防止するために、プロバイダが送信防止措置を講じる場合の免責規定を拡充するなど、プロバイダ責任制限法の改正を含めた実効性のある法制度の整備が必要です。

- 平成 19 年の戸籍法等の改正により、戸籍謄本等の不正取得に対する罰則の強化等がなされたにもかかわらず、委任状の偽造等により戸籍謄本等を不正取得する事件が発生しているため、司法書士・行政書士等をはじめとする国家資格の士業の関係団体への指導、人権教育の徹底、不正取得者に対する厳罰化など、より一層の対策を講じることが必要です。

- 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、地方自治体が国との適切な役割分担を踏まえて必要な取組を行うことが

できるよう、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等の取組を推進するとともに、法律の趣旨を踏まえ、実効性のある対策を講じる必要があります。

【所管府省】法務省（人権擁護局）、総務省（自治行政局、総合通信基盤局）

【県関係課】人権・同和政策課、総務学事課、国際課

## 27 個人事業税の課税の仕組みの見直しについて

### 【提案・要望事項】

個人事業税の課税に当たって、多様化する事業形態に対応して、納税者間の課税の公平性を確保するため、課税対象事業の見直しや、現行の課税対象事業の定義を具体的に示すことなど、課税の仕組みを再検討すること。

### 【現状・課題】

- 個人事業税の課税対象事業は、地方税法及び同施行令に 70 業種が限定列挙されています。近年、事業形態が著しく多様化していますが、平成 19 年度の改正以後、法定業種の見直しは行われていません。そのため、事業税の対象となる十分な事業性が認められるにもかかわらず、法定業種に該当しないことから課税されない業種があります。また、個人の就業形態が多様化・複雑化するなかで、課税対象事業の認定が困難な場合があり、都道府県間でその判断が異なるケースもあることから、本県においても賦課決定処分に対する行政不服審査が請求される事例が発生しています。
- 一方、コロナ禍の影響で外出や移動が制限され、これまでと異なる新しい生活様式が普及し、働き方の多様化が進んでいることから、短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く就業形態が拡大し、既存の枠にとらわれない仕事の請け負い方や働き方に従事する人が増加しており、「事業性」について、法と実態の乖離が拡大する懸念があります。  
そのため、課税対象事業について、早急に、時代に即した見直しが図られるべきと考えます。
- 個人事業税の課税に当たって、多様化する事業形態に対応して、納税者間の課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、課税対象事業の限定列挙方式の見直しや、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」に示されている現行の課税対象事業の定義をさらに具体的に示すことなど、課税の仕組みを再検討する必要があります。

【所管府省】 総務省（自治税務局）

【県関係課】 総務部 税務課

## 28 安全・安心を確保するための基盤整備の充実・強化について

### (1) 高齢者の交通事故抑止対策のより一層の推進に向けた体制の整備

#### 【提案・要望事項】

高齢者の交通事故抑止対策のより一層の推進に向けた体制を整備するため警察官を増員すること。

#### 【現状・課題】

- 現在、警察庁では、高齢者の交通事故抑止対策が喫緊の課題であるとの認識のもと、歩行中・自転車乗車中の高齢者の交通事故防止対策及び高齢運転者による事故の防止対策に関する様々な検討がなされているところであります。
- 本県では、令和2年に、交通事故死者数に占める高齢者の割合が統計開始後、初めて7割を超え危機的状況となったほか、令和3年には、交通事故死者は大幅に減少したものの、死者に占める高齢者の割合は6割と依然として高く、高齢者に対する取組が急務となっています。  
さらに、いわゆる「団塊の世代」が70歳代を迎え、運転免許証の自主返納が進む一方、車から移動手段を自転車や徒歩に切り替えた高齢者が犠牲となる死亡事故の増加も懸念されるところであります。
- 特に、高齢者を取り巻く課題として、高齢者世帯や独居高齢者の増加、過疎地域における公共交通機関網の著しい衰退など、高齢者の交通手段を確保する一方、高齢者を交通事故から守るためのハード・ソフト両面からの対策が求められております。
- 香川県警察では、これまでも高齢者の交通事故抑止のため、高齢者に対する各種施策を推進してきたところでありますが、これら課題に適切に対応するためには、県、市町、道路管理者や社会福祉協議会等の関係団体との緊密な連携のもと、課題を解決すべく取組む必要があるため、体制を整備（警察官を増員）したうえで、被害・加害両面から高齢者の交通事故抑止に向けたより一層の対策を推進する必要があります。

【所管府省】 警察庁（長官官房、交通局）

【県関係課】 警察本部企画課、交通企画課

## (2) 高齢者講習の受講者の増加や、運転免許証とマイナンバーカードの一体化等に対応するための体制の整備

### 【提案・要望事項】

高齢運転者の一層の増加に対する運転技能検査、認知機能検査及び高齢者講習の実施の体制及び今後予定されている運転免許証とマイナンバーカードの一体化に対応するための体制を整備するため警察官を増員すること。

### 【現状・課題】

- 現在、運転免許を保有する高齢者の安全運転対策として、運転免許の更新時に、70歳以上の者には高齢者講習の受講、75歳以上の者には認知機能検査及び高齢者講習の受講を義務付けているところです。
- いわゆる「団塊の世代」が75歳になり、認知機能検査及び高齢者講習の対象者が大幅に増加していくことが明らかであることに加えて、令和4年度からは新たに、この対象者のうち一定の違反歴があるものに対して運転技能検査が実施されております。
- 今後、道路交通法の改正により、運転免許証とマイナンバーカードが一体化されることとなりますが、申請者の意思により選択でき、両方を所持することができるようになるなど、複雑な手続きとなります。
- こうした高齢者講習等を維持する体制の逼迫に加え、新たな制度である運転免許証とマイナンバーカードの一体化にかかる法改正に伴う各種業務を適切に実施するためには、これらに対応する体制を整備する警察官の増員が必要です。

【所管府省】警察庁（交通局）

【県関係課】警察本部企画課、運転免許課

### (3) 外国人運転者対策の推進に向けた体制の整備

#### 【提案・要望事項】

「外国人材の受入れ・共生のための総合対応策」（令和2年7月14日閣議決定）等を踏まえ、今後、より一層の増加が見込まれる外国免許の切替え事務に迅速・的確に対応するため、警察官を増員すること。

#### 【現状・課題】

- 近年、国際化の進展により、外国人が自国の運転免許を日本の運転免許へ切り替えるための取得審査（外国免許の切替え事務）が年々増加し、申請件数は、令和元年が144件（前年比+7.5%）、令和2年が219件（前年比+52.1%）、令和3年が306件（前年比+39.7%）となっています。
- 外国免許の切替え事務は、申請者（外国人）が有する知識や経験に関する質問、運転に関する実技等を考慮のうえ、全国統一基準に従い厳正かつ公正に実施する必要があることから、極めて事務負担が大きい業務です。  
また、香川県警察の運転免許センター試験系の体制上、切替えが実施できるのは週8人までが限度であり、予約制を採用しているため、切替えが行われるのは予約から平均で7週間後となっています。
- さらに、「外国人材の受入れ・共生のための総合対応策」（令和2年7月14日閣議決定）等により、当該事務のより一層の増加が見込まれています。
- 外国人労働者は、生産年齢人口が減少するなか、本県の経済の持続的発展に必要不可欠な人材となっており、外国免許の切替え事務の増加に迅速・的確に対応するためには、警察官の増員が必要です。

【所管府省】警察庁（長官官房、交通局）

【県関係課】警察本部企画課、運転免許課



#### (4) 犯罪防止対策の推進に向けた体制の整備

##### 【提案・要望事項】

県民の身近な犯罪や増加傾向にある犯罪の防止対策をより一層推進するための警察官を増員すること。

##### 【現状・課題】

- 本県における令和3年中の刑法犯認知件数は、3,801件と前年比16.3%減少しましたが、子供や女性が被害者となる凶悪事件の発生や、高齢者を狙った特殊詐欺が高水準で発生するなど、県民に身近な犯罪の発生を始め本県の治安情勢は依然として予断を許さない状況が続いています。
- また、通学路等において子供が被害者となる凶悪犯罪を防止するため、行政機関、地域住民・団体等と連携し、官民一体となった各種未然防止対策を強化する必要があります。
- このような県民に不安を生じさせる身近な犯罪等を防止するためには、犯罪発生の特徴や実態をより緻密に調査・分析し、これを犯罪の抑止と検挙に結び付けていくことが必要であり、また、地域における犯罪の発生情報や特殊詐欺の最新の手口、対処策等の緊急性の高い防犯情報を電子メールや香川県警察のホームページのほかSNS等のあらゆる広報媒体を利用してタイムリーに発信し、情報に接した地域住民等が、自ら防犯対策を講じる契機となるよう、具体的かつ訴求力のある形で提供することが重要です。
- こうした犯罪防止対策を戦略的かつ効率的に行うためには、より一層の組織体制の充実を図るとともに、犯罪発生実態の調査・分析等に従事する警察官の増員が必要です。

【所管府省】警察庁（長官官房、生活安全局）

【県関係課】警察本部企画課、生活安全企画課

## (5) 児童虐待、ストーカー・DV事案などの人身安全関連事案に的確に対応するための体制の整備

### 【提案・要望事項】

児童虐待、ストーカー・DV事案などの人身安全関連事案に迅速かつ的確に対応するための警察官を増員すること。

### 【現状・課題】

- 全国的に痛ましい児童虐待事件が発生している状況を踏まえ、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、平成30年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」等が決定されたほか、令和元年6月には、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が成立するなど、政府一丸となって児童虐待防止対策が進められています。  
なお、本県における児童虐待の認知件数は、令和2年は過去最多となり、令和3年は前年比36件減の783件となりましたが、依然として、高水準であります。
- 児童虐待は、児童が自ら助けを求めることが困難である、被害を受けていること自体を認識できないなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いという特徴があります。こうしたことから、警察には、児童虐待が疑われる事案を認知した際に犯罪の捜査だけでなく、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応が求められます。
- また、ストーカー・DV事案は、恋愛感情のもつれ等の私的な人間関係に起因する事案であり、情報技術の進展等を背景としたコミュニケーション手段の変化や対人関係の多様化等により、被害の実態がつかみづらく、潜在化しやすい傾向にあります。さらに、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、加害者が検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれもあります。こうしたことから、警察には、認知の段階から対処に至るまで、被害者等の安全確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等の組織的な対応が求められます。
- これらの人身安全関連事案は、近年のコロナ禍の影響で潜在化、深刻化の恐れがあるため、被害関係者の安全確保を最優先とした捜査、調査等の対応を迅速かつ的確に対応するための警察官を増員し、より一層の体制の充実を図ることが必要です。

【所管府省】警察庁（長官官房、生活安全局、刑事局）

【県関係課】警察本部企画課、人身安全対策課、少年課、捜査第一課

## (6) 科学捜査力のより一層の強化

### 【提案・要望事項】

客観証拠の重要性が高まるなか、多様化かつ増加する鑑定需要に迅速・的確に対応するため、高度な鑑定資機材への更新整備を図ること。

### 【現状・課題】

- 裁判員裁判の導入等により、捜査・公判において客観証拠の重要性が高まるなか、犯罪現場やその周辺に残された資料を的確に収集・確保し、捜査により得られた資料を科学的に分析することで犯人を特定し、あるいは犯行状況を解明することが必要不可欠となっています。
- 高い精度で個人を識別し、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等の身近な犯罪にも活用されているDNA型鑑定、覚醒剤、大麻等の薬物犯罪捜査のほか、犯罪死の見逃し防止に不可欠となっている薬毒物鑑定、防犯カメラ等で撮影された人物と被疑者の顔を照合し、個人を識別する顔画像鑑定等、科学鑑定は多種多様ですが、今後もさらに需要が高まることが見込まれます。
- 鑑定資機材のなかには、経年劣化により、感度、精度及び処理能力が低下しているものも多くなっており、現有の資機材を継続して使用した場合には、将来的に鑑定の信頼性が損なわれ、捜査・公判に重大な支障を来すことが危惧されます。
- 鑑定資機材については、日々の技術の発展により性能の向上が図られておりますが、高度化した科学技術を用いた鑑定資機材及び鑑定効率を高めることのできる鑑定資機材を整備し、今後も増加が予想される鑑定需要に迅速・的確に対応できる態勢を整備することが必要です。

【所管府省】 警察庁（刑事局）

【県関係課】 警察本部科学捜査研究所

## (7) 来日外国人犯罪対策のより一層の推進に向けた体制の整備

### 【提案・要望事項】

来日外国人犯罪対策に専従する警察官（国際捜査官）を増員すること。

### 【現状・課題】

- 令和3年末中における全国の在留外国人数は、276万635人で前年に比べ減少し、本県においても、令和3年6月現在で、前年に比べ在留外国人は減少していますが、平成29年から約2,500人増加しており、国籍別ではベトナムの増加が顕著になっています。
- 本県の来日外国人犯罪による刑法犯の検挙人員は増加傾向にあり、令和3年にナイジェリア人等の犯罪組織による国際的ロマンス詐欺事件やベトナム人技能実習生による薬物密輸事件等を検挙しています。

来日外国人犯罪は、SNSを通じてメンバーを募り犯行に及ぶなど、これまで以上に組織化、広域化、巧妙化しており、被疑者の特定が困難になっています。

また、全国的な来日外国人による偽造クレジットカードやSNSを利用した窃盗や薬物、詐欺等の事件では、複数個所において広域的に犯行を繰り返すことから、警察署が単独で捜査を行うことが極めて困難な状況になっており、出入国在留管理庁、税関等の関係機関やインフラ事業所等と連携した水際対策も必要です。
- 急増する外国人に対応するため、通訳需要が増加している言語の通訳官を育成するほか、来日外国人犯罪対策を戦略的かつ効率的に行うため、専従の体制を充実し、県内の国際犯罪組織の動向把握、犯罪発生実態の調査・分析を一元化して、全国警察が一体となった捜査を展開する必要があります。
- このような取組を強力に推進するためには、一人でも多くの通訳官を育成するとともに、来日外国人犯罪対策に精通する国際捜査官の専従体制を強化するため、警察官の増員が必要です。

【所管府省】警察庁（長官官房、組織犯罪対策部）

【県関係課】警察本部企画課、刑事企画課

## (8) 機動隊施設の整備

### 【提案・要望事項】

大規模災害発生時等に使用する機動隊装備資機材・車両をすべて収容できるよう倉庫・車庫を拡充すること。

### 【現状・課題】

- 近年の災害は、局地化や激甚化しており、毎年のように台風や集中豪雨等による災害が多数発生しています。

本県の機動隊には、全国で16都道府県に設置される広域緊急援助隊特別救助班が設置されており、全国的な運用により極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場において対応しているところであります。

- 平成12年、現在の機動隊庁舎が設置されて以降、新たな特殊車両や装備資機材が次々と配備され、既存の倉庫・車庫ではそのすべてを収納することができない状態となっています。現在、装備資機材は倉庫の容量限度を超過するとともに、車庫内においても車両は収容可能台数を超過し、グラウンドに雨ざらしの状態では保管しており、車体の劣化を招いています。

こうした状況は、グラウンドでの部隊訓練のほか、現場出動にまで影響を及ぼしているところであり、装備・車両を適正に保管できるよう、早期に倉庫・車庫を拡充する必要があります。

【所管府省】 警察庁（警備局警備運用部警備第一課）

【県関係課】 警察本部警備部機動隊

## 29 優れた教員の確保と資質能力向上のための方策について

### 【提案・要望事項】

- ① 教員として優れた人材を確保できるよう、国において教員の処遇改善やイメージアップの取組を行うとともに、特に厳しい状況にある小学校教員確保のため、教員免許制度の改正や教員採用試験を受けやすい環境の整備によって受験者増につながるなど、地方における教育の質の向上に向けた取組を支援すること。
- ② 教員免許更新制の発展的解消に伴い、国が検討中の教員研修制度の見直しについては、教員の資質・能力の向上に真に資する制度とするとともに、都道府県に費用負担や過度な事務負担を生じさせないこと。  
また、今後発生が見込まれる教員免許管理システム、研修受講履歴管理システム及び特定免許状失効者管理システムを一元的に処理するシステムの整備費用については、新システムの構築経費及び運営経費を国において負担すること。

### 【現状・課題】

- 教員の大量退職に伴い、教員採用試験の採用者数は増加が続いていたものの、近年は減少傾向に転じ始めています。本県が令和3年度に実施した採用試験では、小学校の競争倍率は平成20年度の7.5倍から3.3倍に低下するなど、受験者減少の憂慮すべき状況は続いており、こうした人材不足は地方ではより深刻な状況にあります。
- 多忙化による教職に対するマイナスイメージの広がりや、民間企業の新規採用数の増加、就職に対する考え方の多様化などの影響により、教員を志す若者が減少するとともに、大学等で教員免許を取得しながらも教職を避け、他職に就く者が増加していることが教員不足の大きな要因であると考えられます。
- このため、職としての魅力を感じ、教員を志す若者が増えるよう、国において小学校をはじめとした教員の処遇改善を図るとともに、中高生のキャリア教育に組み込めるような教職のイメージアップに資する教材や資料の提供や、保護者も対象とした広報啓発キャンペーン活動の展開など全国規模での取組が必要です。
- また、小学校の競争倍率低下の要因としては、小学校の教員免許の取得は教員養成系の学部限定されるため、小学校の教員免許取得者の総数が少ないにもかかわらず、採用者数では小学校が最も多いことが一因であると考えられることから、教員養成段階において、小中学校の免許取得に関連する授業科目を一体的に開設することで、重複する

単位を低減する「義務教育特例」の設置を促進するなど、中学校の教員免許取得者が小学校の教員免許を取得しやすい教員免許制度を推進する必要があります。

- さらに、教員採用試験は、試験内容が筆記・実技・面接など多岐にわたり各自治体ごとにその内容が異なるため、受験者の負担が大きいとともに、各自治体にとっても問題作成や試験の準備・実施が人材確保や経費面で負担となっています。
- このため、平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申で述べられていた教員採用に関する改革を推進していただき、国が教職に関する筆記・実技等に関する全国共通試験を実施し、各自治体はその結果を踏まえ、地元自治体を希望する者に対して試験を実施することができるような採用システムの構築が望まれます。
- 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて、国が検討中の教員の研修制度の見直しについては、職能開発に関する校内推進体制の整備や研修受講履歴の管理、研修の評価システムなどに必要な環境整備も含めて、教員の資質能力の向上に真に資する制度であることが求められるとともに、都道府県や教員に費用や過度の事務負担を強いることのないよう、配慮や支援が必要となります。
- また、上記に伴い、国が教員の研修受講履歴を蓄積・管理する新たなシステムを構築する予定とされていますが、本システムは、現行の免許更新業務を前提に構築された免許管理システムの機能整理（不必要な機能の削除等）や、特定免許状失効者管理システム（「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」により児童生徒への性暴力を行い免許失効した者の情報にかかるシステム）の構築と併せて一元的に構築されることとなっています。
- システムの一元的な構築に伴い、構築経費が地方へ転嫁され、運用経費とともに地方において負担することが予想されますが、現行の教員免許管理システムと同様に都道府県において実質的な負担がないよう地方財政措置がなされることが必要です。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 義務教育課、高校教育課

## 30 学校教育の充実について

### (1) 協働的な学びを実現するための義務標準法の改正

#### 【提案・要望事項】

令和5年度以降の教職員定数の改善に向けて、義務標準法の一層の見直しを図ること。

#### ① 少人数教育・教科担任制の推進と地方の実態に応じた教職員定数の確保

新しい時代の学びの環境整備に向けて、少人数教育推進や小学校高学年における教科担任制の導入に必要な教職員定数確保のために、義務標準法に定める学級編制基準や算定方法等を見直すとともに、地方の状況等に柔軟に対応するために配置される加配定数を確保すること。

#### ② 栄養教諭等の定数の改善

食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るとともに、食物アレルギーに対応した給食の提供にもきめ細かく対応できるようにするために、栄養教諭等の定数を改善すること。

#### ③ 養護教諭の複数配置の拡大

いじめ、生活習慣の乱れ、性の問題等、多様化する心身の健康問題に加え、感染症予防対策の観点から、児童生徒一人ひとりにきめ細かく対応するため、養護教諭の複数配置を拡大すること。

#### 【現状・課題】

#### ① 少人数教育の推進

- GIGAスクール構想を踏まえた教育のICT化への対応や、新学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進が求められており、このような新たな時代の学びの環境整備に向けて、小・中学校全学年での少人数学級の実現をはじめとした少人数教育の推進が不可欠であると考えます。本県においては、令和3年度から国の加配と県単独の予算措置により、小学校全学年と中学校1、2年の35人学級を実施し、令和4年度は、中学校3年を加えた小中学校全学年での35人学級を実施していますが、中学校においても義務標準法に定める学級編制の標準を改正する必要があります。
- また、中央教育審議会（中教審）において『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」を答申し、国においては、令和4年度より、小学校高学年における教科担任制の推進を図っていますが、学級数に約1.2を乗じた数をその学校の教員の基礎定数とする現行の義務標準法の算定方法では、高学年の複数の教科で教科担任制を実施することは困難な状況にあります。



- さらに、中学校の教員の活用や学級担任間の授業交換等、教科担任制導入の工夫が示されていますが、地理的条件によって実施が困難であることや、授業交換では学級担任の時間の確保が難しい点、小規模校は単学級が多く、学年間の交換授業が実施できないことなど課題があり、質の高い授業の実施に向けては、専科教員の拡充により学級担任が行う授業時間数の縮減を図ることが有効と考え、教員一人当たりの一週間の授業時数の平均が 20 時間程度となるよう、教職員定数の改善を要望します。
- 加えて、平成 29 年度より「加配定数の基礎定数化」が導入されていますが、これは少子化・過疎化により学校減・学級減が進む地方にとっては、加配教員の自然減が進行する仕組みであることから、地方においては、教育課題に対して中・長期的に安定した教員数を確保することが厳しい状況にあります。小学校における学級編制の標準の引下げが学年進行で実施されますが、公立義務教育諸学校研修等定数等により、各市町の状況や各学校の実態に応じて配置される加配定数の維持が今後も重要であると考えます。

## ② 栄養教諭等の定数の改善

- 平成 17 年の栄養教諭制度の創設時から、栄養教諭の職務には、児童生徒に対する食に関する指導が位置付けられており、さらに、近年、食物アレルギー等個別の課題を有する児童生徒が急速に増加し、栄養教諭は、食物アレルギー対応の基本方針等に基づいた食品選定や献立作成、給食の各段階におけるチェック機能の強化、児童生徒ごとの個別対応プランの作成など、食物アレルギー等を有する児童生徒について個々の状況に応じたきめ細かな対応が求められています。本県においては、減少する栄養教諭定数への対応や食の安全を確保する観点から、令和 4 年度から国の加配と県単独の予算措置により、食数 3,000 人や学校数 10 校を超える共同調理場に対してその状況に応じて 3 名を配置しているところです。
- このように、栄養教諭が担うべき業務が従来に比べて大幅に増加し、多様化しているにもかかわらず、定数の見直しはなされておらず、現行の義務標準法上の算定では、6,000 人の給食を提供する大規模の共同調理場であっても配置される栄養教諭等の定数は 2 人です。

本県では、令和元年度に 3 市町が連携し、中規模の調理場を統合し大規模の共同調理場を設置した結果、栄養教諭の定数が 5 人から 2 人に減少し、19 校 215 学級 4,500 人の児童生徒に対して定数 2 人となった地域があります。さらに今後、他の市町においても共同調理場への移行による定数の減少が見込まれています。こうした地域では、各学級での食に関する指導が十分に行えなかったり、食物アレルギー等の個別の課題に対応した給食の提供ができなかったりする状況が生じていることから、食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るために、義務標準法の栄養教諭の定数を食数

(児童生徒数)だけでなく学校数等を基礎として算定するよう改善する必要があります。

### ③ 養護教諭の複数配置の拡大

- いじめ、生活習慣の乱れ、性の問題行動等、心身の健康問題が多様化・深刻化し、学校における養護教諭の必要性はますます高まっています。また、新型コロナウイルス感染症等の予防対策にも追われるなか、保健室での一人当たりの対応時間や利用者数も増加しており、現行の標準法に基づく養護教諭の配置数では十分ではないため、特に中規模校での養護教諭の増員を行うなど定数の改善が必要です。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 義務教育課、保健体育課

## (2) 専門スタッフ等の充実

### 【提案・要望事項】

- ① スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、義務標準法等において教職員定数として算定し、国庫負担の対象に含めるなど財政支援等を拡充すること。
- ② 教員の業務負担を軽減するための教員業務支援員及び部活動指導員配置のための補助事業の継続・拡充と、部活動の地域移行を推進すること。
- ③ 公立小・中学校の学校司書の配置促進を図るため、学校司書配置にかかる地方交付税措置を継続・拡充すること。
- ④ J E Tプログラムコーディネーターの配置にかかる財政支援を拡充すること。

### 【現状・課題】

- ① スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの財政支援の拡充
  - いじめや不登校、暴力行為など生徒指導上の課題が多様化・深刻化するなかで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、課題に直面する子ども等を安定的に支援するうえで、重要な役割を果たしています。
  - さらに、児童虐待、子どもの貧困、ネット・ゲーム依存、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く環境が急速に変化するとともに複雑化しており、学校の教員だけでは解決することが困難になっていることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携が一層、重要になっています。
  - 本県では、スクールカウンセラーについて、すべての市町立小・中学校 215 校に 52 名、県立高校及び県立中学校 30 校に 18 名、県立特別支援学校 8 校に 6 名の臨床心理士等を派遣していますが、その相談体制は、小学校では 1 校当たり月に 1、2 回、4 時間から 8 時間程度、中学校及び高校では週 1 回 4 時間程度、特別支援学校では月に 1 回 4 時間程度となっています。
  - また、スクールソーシャルワーカーについては、市町が配置するための経費を国費と県費で補助することにより、令和 4 年度には 8 割を超える市町で配置予定であるものの、財政状況や人材の不足・偏在等の理由によって、安定的な人材の確保が困難になっています。

- 課題や困難に直面する子どもを安定的に支援するためには、学校教育法等においてスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを正規の職員として位置付け、教職員定数として算定し、国庫負担の対象に含める必要があります。また、現行の補助制度を継続する場合には、補助率のかさ上げや地方交付税措置を拡充することによって、より多くの人員配置が可能になります。

## ② 教員業務支援員の配置促進及び部活動指導員の在り方検討

- 本県では、令和3年度、国の補助事業を活用し、教員業務支援員は全17市町のうち12市町に120名が配置されました。これにより、これまで教員が行っていた学習プリント等の印刷・配布準備等を支援員が担うことで、教員の在校等時間が減少するなど、一定の効果が表れています。

教員の働き方改革をより一層推進するためには、教員業務支援員の配置をこれまで以上に促進する必要があります。そのためには国の補助事業の継続と拡充（補助率のかさ上げや上限単価の引き上げ等）等の財政支援が必要となります。

- 一方、中学校における部活動指導員については、人材不足のため配置に苦慮しており、令和3年度は、県立学校を含め18名の配置に留まっています。また、その効果は顧問教員の部活動指導時間の軽減にはなるものの、限定的なものとなっています。このため、国の補助事業を継続・拡充しながら、部活動の地域移行を推進していく必要があります。

## ③ 学校司書の配置にかかる地方交付税措置の拡充

- 学校教育においては、学校図書館の活用などを通じ、読書活動や言語活動、探究的な学習等を充実し、児童生徒の確かな学力と豊かな人間性の育成を図っていくことが求められており、そのため、司書教諭等と連携しながら学校における読書活動の推進に向けた環境づくりを行う学校司書の役割は大変重要となっています。

- 国においては、学校図書館の利活用の一層の促進に資するため、平成26年6月に学校図書館法を改正して「学校司書」を明記し、市町が配置に努めることとされており、令和4年度から始まった第6次学校図書館図書整備等5か年計画においては、おおむね1.3校に1名の配置を目指しています。

- 本県では、全ての市町において学校司書が配置されておりますが、県内の全小・中学校に学校司書を常勤配置するためには、国のより一層の財政支援が必要となります。

#### ④ J E Tプログラムコーディネーターの配置にかかる財政支援の拡充

- 本県では、令和3年度に県内17市町のうち7市町の小・中学校において、J E Tプログラムにより29人の外国人のA L T（外国語指導助手）が招致されています。
  
- こうしたA L Tを学校に円滑に受け入れるためには、A L Tの住居手配や通訳などの生活支援を丁寧に行う必要があります。J E T以外のA L Tの生活支援は業務受託業者が対応してくれるというメリットがあることから、自治体では請負契約や直接雇用などが多くなっておりませんが、J E T—A L Tの生活支援を行うJ E Tプログラムコーディネーターの配置費用にかかる特別交付税措置を拡充することで、J E T—A L Tの一層の配置促進が期待できます。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、生涯学習・文化財課

### (3) 教育の情報化の推進

#### 【提案・要望事項】

- ① 学校のICT環境整備や維持のための財政支援の充実を図ること。
- ② 教育のICT化に対応した教員の研修・指導体制の充実を図ること。

#### 【現状・課題】

##### ① 学校のICT環境整備や維持のための財政支援の充実

- GIGAスクール構想により小・中学校に1人1台端末が整備され、現在その活用が推進されておりますが、端末が一斉にネットワークに接続されると通信回線が圧迫され、通信速度が落ちるなどの課題も生じています。ネットワーク環境の改善にむけた一層の財政支援が必要です。
- 令和6年度には、デジタル教科書が本格的に導入され、ICTの効果的な活用がさらに重要となるなか、令和4年度で計画期間が終了する「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」に変わる新たな整備計画を策定し、GIGAスクール構想で整備された1人1台端末等について、将来的な機器更新や維持管理のために必要な財政支援制度を創設することが必要です。
- 自治体によって導入されるICT教材は異なることから、導入の状況により児童生徒の学力に差が生じるのではないかと懸念されています。そのためにも、1人1台端末において活用することができるドリル学習のための教材や英語の話す力を育成する教材など、1人1台端末を生かし個別最適化された学習に必要な教材を国が先導して開発し、全国で利用できる仕組みを整備することが重要です。
- さらに、高等学校においては、1人1台端末環境で学んだ中学生が進学した後も同様の条件で学べる環境が必要であることから、1人1台端末の整備を進めていますが、将来的な機器更新も含め、整備手法に応じた財政措置が必要です。
- また、特別支援学校においては、一人ひとりの障害の状態や特性等に応じて、必要な支援機器が異なっていたり、技術の進歩によってより最適な支援機器が開発されたりするため、必要な入出力支援装置やアプリケーション等の維持更新について、継続して整備していく必要があります。

## ② 教育のICT化に対応した教員の研修・指導体制の充実

- 1人1台端末整備など急速に進展する教育のICT化に対応するために、指導を行う教員自身がICT機器を効果的に活用できるスキルを身に付けたうえで、児童生徒を指導する必要があります。
  
- 本県においては、国の教職員支援機構が実施する中央研修に毎年2名程度の指導主事を派遣していますが、令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からオンライン開催となり、それぞれ20名程度の指導主事や教員等が参加しました。今後、参集型の研修とオンライン研修を併用するなど、研修体制の充実を図り、より多くの教員指導の中核となるリーダーを養成する必要があります。
  
- 1人1台端末などICT環境が急速に進展しており、教員に対する確に機器操作等の指導・助言ができる専門的知識を持つ情報通信技術支援員（ICT支援員）が不足しており、現在の4校に1名の配置を増員できるよう、地方財政措置を拡充する必要があります。また、学校のICT活用を広域的に支援するためのGIGAスクール運営支援センター整備事業の充実を図る必要があります。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課

#### (4) SNSを活用した教育相談体制の充実

##### 【提案・要望事項】

児童生徒を対象としたSNS教育相談体制については、国が一元化して構築し、通年実施すること。

##### 【現状・課題】

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対して多様な相談窓口の選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する必要があります。
- 本県では、電話、メール、FAX及び面談による教育相談を実施しておりますが、若年層のコミュニケーション手段として定着しているSNSを活用した教育相談体制を構築し、定着させることは、全国的にも喫緊の課題です。
- こうしたなか、本県は、令和元年度、3年度と国の調査研究事業に参画し、SNS相談に一定のニーズがあることや相談内容、相談が多い期間や時間などを把握したところでは。
- 一方で、こうしたSNSを活用した相談体制については、システム維持費や人件費など、多額の費用を要するとともに、SNS相談に関する専門知識やスキルを備えた相談員の確保が必要であり、県単独による通年での実施は困難な状況です。
- こうしたことから、児童生徒を対象としたSNS教育相談体制については、広域によるスケールメリットを活用し、費用面の縮減や、相談員の継続的な確保及び育成を図るため、国において一元化して構築し、通年で実施することを要望します。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 教委総務課、義務教育課、高校教育課



## (5) 外国人児童生徒の受入体制の整備

### 【提案・要望事項】

- ① 外国人児童生徒が円滑に学校生活及び学習活動を行うことができるよう、義務標準法の見直しを図るとともに、学校への日本語指導員派遣を幅広く行うための財政支援を拡充すること。
- ② 日本語指導を担当する教員等の研修システムの構築とともに、効果的に日本語指導を行うためのデジタル教材を開発すること。
- ③ 大学の教員養成課程での日本語指導にかかる指導体制を充実させ、単位を必履修とすること。

### 【現状・課題】

- 本県の外国人児童生徒数は、増加傾向にあるなか、外国人児童生徒が集住する地域には、国から加配措置された日本語指導のための教員を8名配置しておりますが、国籍や生活習慣等が多様化しているため、十分な支援が行われているとは言えない状況です。現行の義務標準法では、18人に1人の日本語指導の教員が配置されることになっていますが、指導の充実を図るためには、配置基準の見直しが必要です。
- 一方、県内には、1～2名の外国人児童生徒が在籍している学校が多数あり、こうした外国人児童生徒が散住する地域においても、個別の児童生徒の状況に応じた指導を行うために、令和3年12月時点で、県から延べ30名程度の日本語指導員を派遣していますが、十分とは言えない状況にあります。また、オンラインによる授業も試みていますが、一層指導環境を整備する必要があります。こうした日本語指導員の派遣及び環境整備をより一層推進する必要があります。そのためには国において新たな補助事業を創設するなどの財政支援の拡充が不可欠です。
- また、日本語指導を担当する教員等の資質向上のためには、国の教職員支援機構が実施する中央研修の定員を増員し、学校において日本語指導の中心となるリーダーを養成するとともに、専門知識が十分でない教員でも効果的に日本語指導を行うことができるように、教科書の本文を多様な母語へ翻訳したり、視覚的理解を促す動画を視聴したりできるデジタル教材を、国において開発する必要があります。
- さらに、教員に採用される前から日本語指導に関する知識等を習得し、学校での指導

に生かすことができるようにするため、大学の教員養成課程での日本語指導にかかる指導体制を充実させ、単位を必修とすることが必要です。

【所管府省】 文部科学省（総合教育政策局）

【県関係課】 義務教育課

## (6) 魅力ある県立高校づくりの推進

### 【提案・要望事項】

地域との連携・協働を通して、次世代の地域産業を支える人材の育成を図るため、「マイスター・ハイスクール」事業の指定要件の緩和や内容の弾力化など、県立高校魅力化推進のための施策の充実を図ること。

### 【現状・課題】

- 生徒が予測不可能な未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付け、地域への課題意識や貢献意識を持ち、地域ならではの新しい価値を創造することなどを通して、新たな時代を地域から支える人材の育成は今後ますます重要となります。
- 一方で、高校を取り巻く社会の構造変化に伴い、県立高校の在り方について大きな転換期を迎えようとしており、本県においては、専門高校（専門学科）の魅力向上が課題の一つとなっています。そのため、「マイスター・ハイスクール」事業等に見られるように、地域の産業界等との連携・協働を図り、専門高校の取組の成果等を広く発信することが必要であり、多様な専門学科を有する県立高校の魅力をさらに広げることができます。
- 今後、多くの専門高校がこのような取組を進めることで、各校の取組が有機的に関わり合い、県立高校の魅力化を効果的に推進していくことができると考えます。地域の産業界等との連携・協働を通して職業教育の推進を図り、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材の育成を目指す「マイスター・ハイスクール」事業において、指定要件の緩和（企業等からコーディネーターを非常勤として学校に配置するなど）や、内容の弾力化（企業等の技術者・研究者等を特別講師として定期的に活用するなど）を要望します。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 高校教育課

## (7) 夜間中学設置、運営に伴う支援

### 【提案・要望事項】

- ① 安定的な運営のために教職員や専門スタッフの増員などの定数措置の拡充を行うこと。
- ② 設置準備から設置後に至る継続的な財政支援制度を充実すること。
- ③ 通学の困難さによる格差が生じないように、遠隔教育実施のための要件緩和及び機器整備等の財政支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国や日本において十分に義務教育を受けられなかった外国籍の者等の教育を受ける機会を実質的に保障するための重要な役割を果たしており、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」において、すべての都道府県に少なくとも一つは、夜間中学等が設置されるよう施策の推進を図ることが定められています。
- 本県においては、令和4年度に三豊市立高瀬中学校に夜間学級が開設され、公立の夜間中学としては全国で初めて不登校特例校に指定されました。また、高松市においては、令和4年夏に、学び直しを希望する市民に向けての「夜間教室」を開設し、生涯学習の一環としての取組を推進するとともに、夜間中学設置のニーズを把握しようとしております。
- 夜間中学の教職員については、夜間中学を単独で開設する場合、教頭及び教諭等の数は、1学級であれば4人、2学級であれば6人、3～4学級であれば8人程度の基礎定数の措置にとどまり、養護教諭や事務職員は、学級数によっては措置されません。また、基礎定数に加えて、「指導方法工夫改善」等の加配が要望できますが、夜間中学への加配により、県全体としてみれば他校の加配を減じなければならないなど、安定した学校運営に必要な教職員を確保できなくなるおそれがあります。

このことは、夜間学級や分校を設置する場合も同様であり、養護教諭や事務職員が不在になったり、各教科の授業を、免許を有する教員が行うために本校（昼間の中学校）の教員に変則的な勤務を課したり兼務発令したりしなければならない状況が生じます。

国籍や年齢も多様であると考えられる夜間中学の生徒に対応できるよう、教職員定数

の拡充など支援策の充実を図ることが求められます。

- 夜間中学設置の準備段階から設置後の運営までを円滑に進めるためには、現在設けられている「夜間中学新設準備・運営補助」を継続するとともに、当該事業の補助率のかさ上げなど、国からのより一層の支援が必要となります。

また、設置準備にかかる教職員の定数措置が必要です。

- 夜間中学の運営に当たっては、就学を希望する者が広域に散在し、通学が困難な者が生ずると考えられます。その際、ICTを活用した遠隔授業が有効な手段となりますが、受信側の教員の配置を不要にするなど遠隔授業実施の基準を緩和したり、ICT機器等を整備したりするなど、居住地等による学びの格差が生じないように制度面や財政面の支援の充実を図ることが必要となります。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 義務教育課

## (8) スクールバスの導入及び運営にかかる支援

### 【提案・要望事項】

スクールバスの導入及び運営にかかる支援について、登下校時における事故や犯罪などから児童生徒を守り、安全・安心な通学環境を実現するため、新たな財政支援策を創設すること。また、遠距離通学者支援策として、これまで以上に財政支援を充実させること。

### 【現状・課題】

- 現在、登下校時の安全確保対策として、児童生徒への交通安全教育の推進や、通学路の安全点検の継続的な実施、地域ぐるみでの見守り活動の充実など、様々な取組が行われていますが、児童生徒が被害者となる痛ましい交通事故などが全国の複数の地域で発生しており、登下校時の安全・安心を守ることの重要性が一層高まっています。
- そのため、新たに、登下校時における事故や犯罪などから児童生徒を守り、安全・安心な通学環境を実現するための、スクールバスの購入・維持管理経費にかかる財政支援策の創設が必要です。
- 少子化や過疎化を背景に学校再編に取り組んでいく過程においても、通学時間・距離が伸びてしまう児童生徒への支援策の必要性が高まっています。
- 現在、へき地学校や学校統合等にかかるスクールバスについて、購入経費は「へき地児童生徒援助費補助金」、維持管理経費は交付税措置により財政支援がなされていますが、遠距離通学者支援策として、地域の実情やニーズに対応できるよう、補助制度の上限額を廃止するなど、これまで以上に充実した財政支援が必要です。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 義務教育課、保健体育課、自治振興課

## 31 特別支援教育の充実について

### 【提案・要望事項】

- ① 個々の障害の状況に応じたきめ細かな指導や支援を行うために、義務標準法等に定める特別支援学級や特別支援学校の学級編制基準を引き下げること。
- ② 高校の特別支援教育を推進するために、通常の学級における特別支援教育加配を創設するとともに、通級による指導のための加配にかかる地方交付税措置を拡充すること。
- ③ 新たに学校教育法等に規定された医療的ケア看護職員について、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校に定数措置できるよう、義務標準法等に位置付ける措置を講じること。
- ④ 小・中学校等の特別支援教育支援員の適切な人員の配置を図るため、地方交付税措置を拡充すること。
- ⑤ ICTを活用した特別支援教育を充実させるため、特別支援学校の児童生徒の増加に伴うタブレット端末等の追加整備や、機器等の維持、更新等の費用にかかる財政支援を継続・拡充すること。
- ⑥ 児童生徒数の増加が顕著である特別支援学校の教室不足を解消するための財政的支援を拡充すること。

### 【現状・課題】

- ① 特別支援学級等の学級編制基準の引き下げ
  - 小・中学校において特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒が増加し、特別支援学校を含めた学びの場では、障害の重度化と多様化が進んでおり、個別的な対応が必要な児童生徒が増加しています。
  - 特別支援教育の理念に基づき、障害の重度・重複化や多様化に適切に対応し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細かな適切な指導と支援を行うためには、現在の学級編制基準による教員の配置では対応が困難になっています。
  - こうしたことから、特別支援学級や特別支援学校については、義務標準法等に定める学級編成基準を引き下げ、十分な特別支援教育ができる教員の配置を行う必要があります。

## ② 高校における特別支援教育加配の創設及び財政措置の拡充

- 多様な障害種や障害の程度の生徒が、高校という学びの場で学ぶようになってきていることから、それらの生徒への教育的支援を充実させることが課題となっており、障害により教育上特別の支援が必要な生徒の多様なニーズに対応するために、通常の学級での特別支援教育を推進・サポートするための教員の加配が必要です。
- あわせて、高校における特別支援教育をさらに推進するために、通級による指導のための加配について、地方交付税による財政措置を拡充する必要があります。

## ③ 学校に配置する医療的ケア看護職員の待遇改善

- 医療的ケアが必要な児童生徒は、特別支援学校だけでなく、小・中学校においても増加しているなか、昨年度、医療的ケア看護職員については、名称と業務内容が新たに学校教育法等に規定されましたが、専門性の高い医療的ケア看護職員を確保するためには、医療的ケア看護職員の待遇の改善が大きな課題となっています。
- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校に定数措置できるよう、義務標準法等に教職員定数として位置付け、安定的に人材を確保する必要があります。

## ④ 特別支援教育支援員の配置にかかる地方交付税措置の拡充

- 本県の公立小・中学校における通常の学級に在籍する発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は、県の実態調査によると、平成 26 年度は 8.3%、平成 29 年度は 7.8%と依然として高い状況にあります。
- このような児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行うために、各市町が小・中学校に配置している特別支援教育支援員は、児童生徒の学習及び生活習慣の形成や発達障害のある児童生徒への個に応じた対応等の面で成果を挙げています。
- 平成 28 年度から障害者差別解消法が施行され、合理的配慮の提供が義務付けされるとともに、障害のある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されることが求められており、インクルーシブ教育システムの構築に向けては、特別支援教育支援員の果たす役割はますます重要になっています。
- あわせて、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援を図る必要があることから、公立幼稚園、小・中学校、高等学校等において特別支援教育支援員の適切な人員配置ができるよう、地方交付税による財政措



置を拡充する必要があります。

#### ⑤ 特別支援学校のICT環境の整備

- 特別支援学校におけるICT教育の環境については、国のGIGAスクール構想の取組により、通信環境やタブレット端末の整備等を実施し、災害や感染症の発生等の緊急時においても学びを保障できる体制やICT機器を活用した一人ひとりの障害の状態に応じた教育の実施ができるようになりました。
- 一方、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校については、児童生徒が増加する傾向が続くなかで、これからも端末や通信環境の追加整備が必要になると見込まれます。同時に、特別支援学校の児童生徒がICT機器を最大限に活用するために、一人ひとりの障害の状態や特性に応じた入出力支援装置の整備も必要不可欠です。
- こうしたことから、令和5年度以降も特別支援学校の児童生徒の増加に伴う端末等の追加整備や、ICT機器の導入後の維持、更新等の費用が必要となるため、国の財政措置の継続や拡充が必要です。

#### ⑥ 特別支援学校の教室不足を解消するための財政支援の拡充

- 令和3年1月の中央教育審議会答申において、国として特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準の制定と教室不足の解消に向けた集中的な取組の推進の必要性が示されるとともに、設置基準を制定する際には、基準を満たさない施設等が直ちに使用できなくなることがないように、国は必要な手当てを講じつつ、設置者は可能な限り基準に適合させるための措置を講じるよう努める必要があるとされました。
- このようななか、令和3年9月に「特別支援学校設置基準」が策定され、幼児児童生徒数に基づく障害種別毎、学部毎に必要な最低限の面積や、校舎に備えるべき施設などが定められました。
- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、在籍者数が増加傾向にあり、教室不足が生じており、早急に教室不足の解消を図るとともに、令和3年9月に制定された「特別支援学校設置基準」に適合させる必要があることから、施設の新増改築等の補助率や補助単価の引き上げを要望します。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局、大臣官房文教施設企画・防災部）

【県関係課】 特別支援教育課、義務教育課、高校教育課

## 32 公立学校施設の整備にかかる財源の確保について

### 【提案・要望事項】

- ① 公立学校施設の整備に当たっては、各自治体が年度当初から整備計画どおりに事業を進めることができるよう、当初予算において十分な財源を確保すること。
- ② 小中学校の体育館に空調設備を整備する自治体が、多額の自己財源を負担する必要が生じないよう、学校施設環境改善交付金の制度を拡充すること。
- ③ 高等学校施設の長寿命化及び多様化する生徒や新しい時代に対応する高等学校づくりを推進するための施設整備に対する財政的支援措置の拡充を図ること。
- ④ 児童生徒数の増加が顕著である特別支援学校の教室不足を解消するための財政的支援を拡充すること。(再掲)

### 【現状・課題】

- 小中学校等における施設整備は、設置者負担の原則のもと、小中学校や特別支援学校の小中学部の校舎、体育館、寄宿舎の新增築事業には国庫負担金制度が、また、耐震化や老朽化対策、その他教育環境整備事業については交付金制度が国において設けられており、各市町等では、これらの制度も活用しながら施設整備を進めています。
- 公立学校施設整備にかかる国の予算額は、平成 24 年度以降減少傾向が続いており、令和 3 年度当初予算においては、令和 2 年度当初予算と比較して 470 億円以上減少し、令和 4 年度当初予算においても同水準となっています。何らかの新たな措置がない場合、今後はさらに厳しいものとなることが予想されます。
- 今後、施設の老朽化対策や耐震化、学校統廃合等に伴い増大する施設整備に適切に対応し、安全・安心かつ特色ある教育環境など学校施設の質的向上を図るため、新增築事業はもとより、改築事業、長寿命化改良事業、大規模改造事業、給食施設整備等について、各自治体が計画する全ての事業が年度の早期から確実に実施できるよう、当初予算において必要な財源を確保されることを要望します。
- また、小中学校の体育館については、近年、夏場の記録的な猛暑が続いているなかで、体育の授業や部活動中に熱中症となり救急搬送される事案なども発生しており、児童生徒の健康を最優先に考え、安全に体育館を利用するためには、エアコン等の空調設備

を体育館に整備することが急務となっています。

- さらに、小中学校の体育館は、豪雨や地震等による災害発生時の避難所に指定されている施設が多く、発災の季節によっては、熱中症や低体温症の発症などが懸念されることから、エアコン等の空調設備の整備が不可欠です。
- 小中学校の体育館への空調設備の整備については、学校施設環境改善交付金の対象とされていますが、補助単価と実勢単価に大幅な乖離が生じており、整備する自治体が多額の負担を要するため、学校施設環境改善交付金の制度の見直しを要望します。
- 高等学校においては、昭和 40 年代から 50 年代にかけて建設された校舎等が一斉に更新時期を迎えてきており、令和 2 年度に「香川県立学校施設長寿命化計画」を策定し、計画的な改修・改築等に取り組むこととしていますが、小中学校に比べ校舎等の規模も大きく、多額の負担が必要となってきます。
- また、専門高校などは、産業や地域の発展を支える人材を育成する重要な役割を担っていますが、情報化や人工知能などの急速な進展により、産業構造や社会システムが変化し、必要とされる専門的な知識や技術も一層高度化し、それらに対応した施設整備が求められています。
- さらに、生徒の多様性など新しい時代に対応した特色・魅力ある高等学校づくりのための教育を施設面で支えることが重要であり、これら高等学校における校舎等の改修・改築や産業教育等のための施設整備に対する財政的支援措置の拡充を図ることを要望します。
- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、在籍者数が増加傾向にあり、教室不足が生じており、早急に教室不足の解消を図るとともに、令和 3 年 9 月に制定された「特別支援学校設置基準」に適合させる必要があることから、施設の新増改築等の補助率や補助単価の引き上げを要望します。(再掲)

【所管府省】 文部科学省（大臣官房文教施設企画・防災部、初等中等教育局）

【県関係課】 教委総務課、高校教育課、特別支援教育課

### 33 スポーツの振興について

#### 【提案・要望事項】

- ① 都道府県が行う競技力向上対策や競技施設の充実に対する国の支援の強化を図ること。
- ② 「スポーツ・イン・ライフ」を推進するため、生涯スポーツ事業の充実に対する国の支援の強化を図ること。

#### 【現状・課題】

##### ① 都道府県が行う競技力向上対策や競技施設の充実

- スポーツの国際大会等での郷土選手の活躍は、県民に勇気や感動を与えるものです。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、国全体の競技レベルが上がっています。本県も、国際大会で活躍するトップアスリートの発掘・育成のための取組を強化しているところですが、今後も、こうした取組が維持・継承されていくことが重要と考えています。
- 本県では、国際舞台で活躍できる選手を育成するため、優れた素質を持つ小・中学生を発掘し、育成・強化を行い日本代表へとつなぐシステムを先駆的に構築してきました。パラリンピックについても、有望な選手を強化指定し、競技力向上の支援に取り組んでいます。今では、こうした取組は全国的にも実施されており、令和5年度以降もこれらを継続・推進していくことが我が国の競技力向上には不可欠であると考えます。そこで本県が実施している競技力向上対策をさらに進めていくためには、優秀な指導者によるプログラム実施に対する国の財政的支援が必要です。
- また、競技力の向上を図るためには、レベルの高い試合を身近に観戦できる環境や、各競技団体が要望する新たな競技大会を開催できる環境を整える必要があることから、県立スポーツ施設の充実や機能強化に対する国の支援を要望します。

##### ② 生涯スポーツ事業の充実

- 国民が生涯にわたり健康で生きがいのある生活を送るためには、ライフステージに応じたスポーツ活動に取り組める環境を整備していくことが重要です。誰もがスポーツに興味・関心を持ち、生涯にわたりスポーツを楽しむことができる機会を提供する

ため、本県では、スポーツ振興くじ助成を受け県民スポーツ・レクリエーション祭など、スポーツイベントを開催しています。今後も、多様な事業を展開していくその財源として鍵となる本助成金の拡充を要望します。

- 生涯スポーツ活動を推進していくうえで、地域のスポーツ活動の拠点となる「総合型地域スポーツクラブ」の役割は今後ますます重要になり、本県でも、学校における運動部活動の地域移行の受け皿としても大いに期待しているところであります。一方、その運営には都市部と比較して指導者の確保や施設の充実など地方特有の課題も多く、これらの課題解決を図ろうとするためには、地方にあるクラブは過大な財政負担を強いられることとなります。そのため、これらの財政負担を和らげるための補助制度の創設が必要です。また、令和4年度から運用開始された総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度を有効かつ継続的なものにするために、登録・認証へのインセンティブをより高める工夫が必要です。

【所管府省】 文部科学省（スポーツ庁）

【県関係課】 保健体育課、障害福祉課

## 34 文化財の修復等にかかる財政的支援の拡充について

### 【提案・要望事項】

各自治体が作成する「文化財保存活用地域計画」に記載された文化財の保存と活用を進めるため、

- ① 国指定文化財の修理等に対する補助の優遇措置や、登録文化財の修理事業における補助対象範囲の拡大を行うこと。
- ② 自治体指定文化財・未指定文化財の修理等に対する新たな財政的支援を行うこと。
- ③ 対象となる文化財について、規制緩和や税制優遇措置を図るよう、関係省庁に働きかけること。

### 【現状・課題】

- 平成 31 年 4 月に施行された改正文化財保護法による文化財の保存・活用に関する新たな枠組みを踏まえ、香川県では令和 2 年度に文化財保存活用大綱を策定しました。各市町においては、大綱に基づき文化財保存活用地域計画の作成に着手したところですが、今後、この地域計画が認定されれば、文化財の保存・活用について、既に設けられている各種の優遇措置を受けつつ、地域計画の記載内容に沿った具体的な事業に取り組んでいくこととなります。
- 地域計画に基づく保存・活用事業が増えることが予想されることから、文化財保護にかかる予算総額と補助率上限の拡充、採択件数の増加が必要です。特に、所有者の経済的負担が大きく、維持管理が難しい現状に鑑み、地域計画で関連文化財群に位置付けられた国指定文化財の修理等に対する補助率加算等の優遇措置の一層の充実、また、登録文化財の修理事業における工事費等への補助対象範囲の拡大が必要です。
- 関連文化財群に位置付けられた自治体指定文化財や未指定文化財においては、便益施設設置など活用のための整備や、維持管理のための修理等に大きな経済的負担を伴うことから、これらの事業を補助対象とすることが必要です。
- 関連文化財群に位置付けられた建造物（自治体指定・未指定）について、活用の幅を広げるために、必要に応じて国宝や重要文化財等と同様に建築基準法の自動的適用除外となるよう、また、関連文化財群に位置付けられた自治体指定の文化財、未指定文化財について、所有者の経済的負担を軽減するために、相続・贈与に伴う控除等、重要文化

財等と同様に税制上の優遇措置がとられるよう、関係省庁に働きかけることを要望します。

【所管府省】 文部科学省(文化庁)

【県関係課】 生涯学習・文化財課

## 35 少子化対策・子育て支援について

### (1) 「こども家庭庁」設置に当たっての地方との連携等

#### 【提案・要望事項】

「こども家庭庁」の設置とそれに伴う政策の拡充等に当たっては、地方自治体が効果的かつ迅速に施策を遂行できるよう国と地方との連携等に十分留意すること。

#### 【現状・課題】

- 政府は、令和4年2月25日に「こども家庭庁設置法案」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定し、第208回通常国会に提出しました。
- 法案では、内閣府の外局として、令和5年4月1日に「こども家庭庁」を設置し、子育て家庭への支援体制の整備や、地域における子どもの適切な遊び及び生活の場の確保のほか、子どもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画・推進や、虐待やいじめの防止に向けた体制の整備などにあたることとしています。また、「こども家庭庁長官」は、業務の遂行に必要な場合には関係する行政機関に、資料の提出や説明などの協力を求めることができることとされています。
- 「こども家庭庁」を設置し、施策を推進するに当たっては、国の関係府省等だけでなく、実際に施策を実施する地方自治体との情報共有や連携を十分確保する必要があることから、国が主導して「こども家庭庁」や関係府省等と、都道府県、市町村との連携体制を構築し、必要な情報提供を行うとともに、施策を立案・実施するに際しては、地方の意見に十分配慮する必要があります。

【所管府省】厚生労働省（子ども家庭局）、内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室

【県関係課】子ども政策課、子ども家庭課



## (2) 子ども・子育て支援新制度の充実及び保育士人材等の確保

### 【提案・要望事項】

#### ① 子ども・子育て支援新制度の充実

子ども・子育て支援新制度の充実に向けた財源確保を確実に行うこと。

幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、地方自治体における財政運営及び待機児童の解消等に支障が出ることがないように、財源確保を確実に行うこと。

また、障害児保育のより一層の充実のため、財政措置の拡充を図ること。

#### ② 保育士人材等の確保

保育所等や放課後児童クラブについては、施設整備等を図っているものの、地域ごとの需要に見合う保育士や放課後児童支援員の確保が不十分であることから受入れに制約が生じている。そのため、保育士等の一層の処遇改善及び再就職支援等の多様な取組による人材確保対策をさらに強化するとともに、これらの取組を行うための財源確保を確実に行うこと。

#### ③ 感染症などの対策実施時における保育士等に対する支援

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時においても、保育所等や放課後児童クラブにあっては、保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染予防策を徹底しつつ、原則開所しており、国の責任において、保育士、放課後児童支援員等に、感染症対策に関する業務の実施に伴う手当などを支給するための財政措置を講じること。なお、その制度や手続きについては、統一的かつ簡素なものとする。

### 【現状・課題】

#### ① 子ども・子育て支援新制度の充実

○ 子ども・子育て支援新制度については、国会審議等を通じて、「量的拡充」と「質の改善」を実現するため、1兆円超の財源が必要とされていますが、国と地方あわせて消費増税分0.7兆円程度が確保されたのみであり、不足する0.3兆円超分の確保の目処が立っていないことから、財源を確実に確保する必要があります。

○ 幼児教育・保育の無償化については、令和元年10月1日から3歳から5歳までの児童を対象に実施されていますが、幼児教育・保育の質と量の確保を図るとともに、地方に実質的な負担が生じないように、必要な安定的財源を確実に確保する必要があります。

○ 一時預かり事業や病児保育事業などについては、新型コロナウイルス感染拡大によ

り利用者が減少しており、市町が地域の実情に応じ実施する地域子ども・子育て支援事業が安定的に実施できるよう支援していく必要があります。

- 障害児保育については、県内における障害児受入施設数がここ数年、毎年増加しており、市町が充実した障害児保育を実施できるよう支援していく必要があります。

## ② 保育士人材等の確保

- 本県では、保育士研修事業や保育士人材バンク等の事業を行い、保育士の確保などに努めているところですが、保育士不足により保育所等での受け入れ体制に制約が生じていること等から、保育所等利用待機児童が発生しております。
- 子ども・子育て支援新制度における教育・保育の提供体制を整え、待機児童を解消するためには、全職種と保育士の賃金格差を是正し、保育士の一層の処遇改善を図るとともに、潜在保育士の再就職支援事業等の多様な取組を継続的に強化する必要があります。
- 特に、保育士の処遇改善については、平成 25 年度からこれまでに約 14 パーセントの賃金改善が行われ、加えて、平成 29 年度から、リーダー的役割を担う職員に対し月額最大 4 万円の加算が行われていますが、令和 3 年 6 月の賃金構造基本統計調査によると、本県の「きまって支給する現金給与額」（月額）は、全産業の約 31 万円に対し、保育士は約 23 万円と、依然として差があることから、なお改善の必要があります。
- また、放課後児童クラブにおいても、施設整備等を図っているものの、放課後児童支援員の不足により受け入れ体制に制約が生じていることから、待機児童が発生しており、支援員の処遇改善等人材確保のための取組を支援する必要があります。
- なお、国においては、保育士等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和 4 年 2 月以降、収入を 3 % 程度（月額 9,000 円）引き上げるための措置を実施したところですが、全産業における平均給与額との差（約 8 万円）を埋めるまでには至っていません。
- こうしたことから、国においては、これらの取組を支援する恒久的な財源を早急に確保する必要があります。

## ③ 感染症などの対策実施時における保育士等に対する支援

- 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時においても、保育所等及び放課後児童ク

ラブにあっては、保護者が働いており、家に一人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則開所しています。

- 特に、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育の確保は、新型コロナウイルス等の感染症対策や治療の実施、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠です。
- 保育士や放課後児童支援員等は感染防止対策の徹底に努めていますが、感染のリスクが高いと言われる3密（密閉・密集・密接）の状態を避けながら保育を実施するのは、業務の性質上、大変困難な状況です。
- このように、日々感染の不安を抱えながらも勤務を継続している保育士や放課後児童支援員等について、感染症対策に関する業務の実施に伴う手当などを支給するための支援が必要です。なお、その制度や手続きについては、公定価格を改定するなど統一かつ簡素なものであることが必要です。

【所管府省】厚生労働省（子ども家庭局）、内閣府（子ども・子育て本部）

【県関係課】子ども家庭課、総務学事課、義務教育課

### (3) 結婚から妊娠・出産を経て子育てまでの切れ目ない支援

#### 【提案・要望事項】

##### ① 地域の少子化対策への財政支援

地域の実情に応じた真に必要な少子化対策を継続・強化して実施できるよう、地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化を行うこと。

##### ② 妊娠・出産の願いに寄り添う不妊治療支援

不妊治療への保険適用前後での自己負担額や患者数の比較、保険適用後の医療費の状況などを分析し、保険適用の効果の検証を行い、経済的な理由により不妊治療をあきらめることがないよう、保険適用外治療を受ける場合や保険適用と保険適用外の治療を併用する場合、保険適用による3割負担が助成制度時の負担を上回る場合など、自己負担額を軽減する制度を創設すること。また、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援を行うこと。

##### ③ 子育て支援の充実

子育て支援施策に対する支援の拡充を行うこと。特に、少子化対策のためには多子世帯への支援が非常に重要であることから、多子世帯に対する経済的負担の軽減に重点を置いた支援となるようにすること。

##### ④ 乳幼児医療の国における制度化

国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

##### ⑤ 子どもの貧困対策の推進

地域の実情に応じた子どもの貧困対策が継続的に推進できるよう、地域子供の未来応援交付金の恒久化とより一層の充実を図るとともに、都道府県別に比較できる子どもの貧困にかかる基礎データの算出と情報提供を行うこと。

#### 【現状・課題】

##### ① 地域の少子化対策への財政支援

- 国において、少子化は喫緊の課題と認識されているところですが、地方においても少子化対策は切実な問題であり、地域のニーズに応じ、地域の資源を活用した取組を推進することが求められています。
- 地域の実情に応じた結婚支援などの少子化対策の強化に向けて、「地域少子化対策重点推進交付金」等による支援制度がありますが、十分な予算を確保するとともに複数年度にわたる同一事業を対象とするなど、長期的な視点での事業の継続実施が可能

な財政的支援が望まれます。

## ② 妊娠・出産の願いに寄り添う不妊治療支援

- 不妊治療は個々の状況を踏まえて治療法が選択されているが、保険適用により選択の幅が狭まってしまったり、助成廃止により自己負担額が増えるケースが生じることがないように、国の責任において、自己負担額を軽減する制度の創設や自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援が望まれます。

## ③ 子育て支援の充実

- 本県では、第3子以降の就学前児童の保育料等について所得に応じた減免や、第2子3歳未満児及び第3子以降就学前児童を対象とした病児・病後児保育料の無料化を行っています。

また、令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化が実施され、保育所等利用者の負担が一定軽減されたものの、子育てにかかる経済的負担の解消には至っていないことから、効果的な少子化対策について幅広く検討し、特に、多子世帯における経済的負担のより一層の軽減措置等、子育て支援の充実のための新たな措置を講じる必要があります。

## ④ 乳幼児医療の国における制度化

- 本県では、独自の乳幼児医療費助成制度を設けて市町への補助を行っていますが、国においても、子育て家庭に対する経済的支援の充実を図るため、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設する必要があります。

## ⑤ 子どもの貧困対策の推進

- 地域の実情に応じた子どもの貧困対策に取り組むためには、「地域子供の未来応援交付金」の恒久化とより一層の充実を図る必要があります。

- 子どもの貧困対策を総合的に推進するため、本県では、「第2期香川県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、様々な施策に取り組んでいるところですが、より効果的な支援施策を実施するためには、国が主体となって、都道府県別に比較できる基礎データを算出し、自治体への情報提供を行う必要があります。

【所管府省】厚生労働省（子ども家庭局）、内閣府（子ども・子育て本部）

【県関係課】子ども政策課、子ども家庭課

## (4) 児童虐待防止対策の強化

### 【提案・要望事項】

児童虐待防止対策の強化に向け、児童相談所及び市町村の体制強化、保護者指導等が行える児童福祉司等の専門的人材の確保や育成、一時保護所の充実等の機能強化に向けた財政支援を充実させること。医師、弁護士等の専門職について、国の責任において十分な確保対策を講じるとともに、配置にかかる財政支援を充実させること。

また、切れ目のない相談・支援体制を確保するため、全国の児童相談所などで共通して活用でき、実効性を有するアセスメントツールの開発など、自治体をまたがる児童虐待事案に確実に対応できる仕組みづくりを一層進めること。

さらに、施設等への措置費、一時保護委託費にかかる財政支援を充実させ、社会的養育体制の充実を図ること。

### 【現状・課題】

- 児童相談所における児童福祉司等の配置については、地方交付税措置の改善がなされているものの、児童虐待相談対応件数は依然として高い水準で推移するとともに、対応困難な事案が増加しており、改正児童福祉法施行令において、児童福祉司等の配置標準がさらに引き上げられていることから、一層の体制強化及び専門性強化に向けた保護者指導等が行える人材の育成や、一時保護所の充実をはじめとした児童相談所の機能強化のための支援策の検討及び財政措置を含めた環境整備が求められます。
- また、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)により、全ての市町村は、児童等に対する必要な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度までに設置するとされたことから、市町職員の専門性向上のための支援を促進することが必要です。
- さらに、自治体をまたがる転居を伴う児童虐待事案については、全国的に共通の認識のもとで、確実に対応する必要性があることから、児童相談所と関係機関の間でリスク評価の統一に活用でき、実効性を有するアセスメントツールの開発、虐待対応にかかる判断基準の作成などの環境整備が必要です。
- 改正児童福祉法において求められる、児童相談所への医師及び弁護士の配置については、地方によっては偏在が大きく、虐待等に精通した人材の確保が困難であることから、非常勤や兼務による配置を認めるなど、地域の実情に沿ったものとするとともに、

国の責任において、十分な確保対策及び財政措置を講じることが必要です。

- また、児童虐待への対応強化に伴い、一時保護や施設入所措置、里親委託等の必要な児童の増加が見込まれることから、社会的養育体制の充実に向け、児童入所施設措置費について、一層の財政措置の充実が求められます。

【所管府省】厚生労働省（子ども家庭局）

【県関係課】子ども家庭課

## (5) 児童福祉法等の一部を改正する法律案への対応

### 【提案・要望事項】

児童福祉法等の一部を改正する法律案について、その施行に当たっては、児童相談所が一時保護を開始する際の司法審査における資料作成等の手続きを簡便なものとする。また、法改正に伴う新たな事業や仕組みについて、早期に具体的な内容や基準を明示するとともに、制度設計に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。加えて、地方公共団体が新たに行うこととなる事務に要する経費については、十分な地方財政措置を講ずること。

### 【現状・課題】

- 第 208 回通常国会に提出された児童福祉法等の一部を改正する法律案については、児童相談所が一時保護を開始する際の司法審査が導入されることとなっていますが、司法審査にかかる資料作成等の手続きに当たっては業務負担の増加が懸念されるため、当該手続きを簡便なものとするもののほか、児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理にかかる統一かつ明確な基準など、法改正に伴う新たな事業や仕組みについて、早期に具体的な内容や基準を明示するとともに、制度設計に当たっては、地方の意見を十分に踏まえる必要があります。

また、地方公共団体が行うこととなる新たな事務について、人員体制に要する経費を含め、所要額を適切に見込んだうえで、十分な地方財政措置を講ずる必要があります。

【所管府省】 厚生労働省（子ども家庭局）

【県関係課】 子ども家庭課



## 36 認知症施策の推進について

### 【提案・要望事項】

- ① 認知症施策推進大綱に沿った認知症施策を着実に推進できるよう十分な財源措置を講じること。
- ② 国において認知症予防に関する研究を進め、認知症の発症予防に関する取組手法の確立を図ること。
- ③ 認知症初期集中支援チーム員や認知症地域支援推進員の研修体制の充実を図るとともに、財政措置の充実確保を図ること。
- ④ 認知症疾患医療センターの運営財源を確保すること。
- ⑤ 若年性認知症支援コーディネーターの運営に関する支援を行うとともに、若年性認知症の人の発症初期段階から本人の症状にあわせた就労支援等を行うこと。

### 【現状・課題】

- 高齢化の進展に伴い、本県においても認知症高齢者が増加しており、第8期香川県高齢者保健福祉計画の策定に当たり、本県の65歳以上推計人口に認知症施策推進大綱（概要）に示されている認知症有病率を乗じて試算したところ、本県における認知症高齢者の数は、令和7年には約5万4千人、令和22年には約6万3千人となる見込みです。

国においては、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症施策が総合的に推進されているところであり、今後も認知症施策を着実に推進できるよう引き続き十分な財源措置を講じることが必要です。
- 認知症については、正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援や早期からの適切な診断や対応はもとより、認知症の発症を遅らせるよう早くから予防に取り組むことが必要です。本県では、平成28年度から、新オレンジプランにおいて認知症予防に効果があるとされる「運動・栄養・社会交流」の三位一体による認知症予防を全県展開・普及する「認知症予防三位一体推進事業」に取り組んでいます。国においては、いまだ病態解明が不十分である認知症の根本的治療薬や予防法についての研究を引き続き強力に進める必要があります。

- 市町村の地域支援事業の包括的支援事業として位置付けられている認知症総合支援事業に関し、早期診断・早期対応を担う認知症初期集中支援チームや、医療機関・介護事業所間の連携、認知症の人や家族の支援などを行う認知症地域支援推進員について、引き続き必要な地域に配置できるよう研修体制の充実と財政措置が必要です。
- 地域の認知症治療の中核となる認知症疾患医療センターの運営にかかる補助金については、医療機関との信頼関係や事業の執行に支障がないよう、引き続き、十分な財源措置を講じ、運営財源が確保されることが必要です。
- 認知症施策推進大綱において、若年性認知症の人の医療・福祉・就労の総合的な支援を実施するため、「若年性認知症支援コーディネーター」を都道府県ごとに設置することとされ、本県においても平成 29 年度から設置しているところです。若年性認知症の人については、生活費や子どもの教育費など経済的な問題も大きく、障害者手帳を受ける前の発症初期段階から雇用の継続、就労などについて適切な支援が必要です。

【所管府省】厚生労働省（老健局）

【県関係課】長寿社会対策課

## 37 健康づくりの推進について

### 【提案・要望事項】

- ① 生活習慣病を予防し、健康の保持増進と医療費の適正化を図るためには、子どもの頃からの生活習慣病予防対策が必要である。本県では、小学生及び中学生を対象とした血液検査を実施するなど、生活習慣の改善に向けた先駆的な取組を進めており、国において財政的、技術的支援を行うこと。
- ② 小・中学生を対象とした血液検査については、全国的規模で調査を行うことがより有効な対策の検討につながるため、国において制度化を検討すること。
- ③ 血液検査により得られたデータを分析のうえ、各学校における指導を充実させるために、これを担う養護教諭や栄養教諭の増員を検討すること。
- ④ 思春期の女子に多く発症する脊柱側弯症、スマートフォンやインターネット利用の低年齢化による影響が大きい眼の疾患について、専用の検査機器を使用して早期に発見できるよう、健康診断体制の整備のための財政支援を講じること。

### 【現状・課題】

- 生活習慣病の死亡割合や医療費に占める割合が高いなか、生活習慣病対策は喫緊の課題です。生活習慣病を予防するためには、子どもの頃から望ましい生活習慣を身につけるとともに、指導が必要な子どもに対しては、早期に対応して健康な状態に戻す必要があります。
- 本県では、平成24年度から、市町が実施する小学生を対象とした生活習慣病予防健診の血液検査に要する経費に対して補助を行っておりますが、こうした取組のなかで、約1割の子どもに肥満や脂質異常があり、これらは、不適切な食習慣や運動不足と関連が深いことが分かっています。この結果を受けて、学校保健と地域保健が連携協力して、効果的な保健指導を行うための学校関係者等に対する研修や保護者・児童に対する出前講座などの取組を進めるとともに、本県で作成した健康教育用のDVD等を活用して予防健診の事前・事後指導なども全県的に展開しているところです。
- 加えて、小学生の時から思春期に至るまでに肥満を改善しないと、将来の2型糖尿病の発症に大きく影響することから、令和元年度からは、中学生にも対象を拡大し小児生活習慣病予防健診を実施しており、未来を担う子どもたちの健康を守るための先駆的な取組として国の財政的・技術的支援が必要です。

- また、香川大学医学部においては、本県の小児生活習慣病予防健診を活用して、家族性高コレステロール血症を早期に発見し、治療を行う臨床研究を進めており、今後国において、全国的な規模で小・中学生の血液検査を行うことにより、より有効な対策の検討や研究の一層の進展につながるという効果が期待できます。
- 血液検査により得られたデータを分析のうえ、各学校において児童生徒の心身の健康に関する課題や食に関する指導の充実を図るため、これを担う養護教諭や栄養教諭の増員などについて国の支援をお願いしたいと考えています。
- 思春期の女子に多く発症する脊柱側弯症については、学校での健康診断時に学校医の視診や問診を中心に実施していますが、早期発見のためには、より正確で、均質な検査を行うことが求められるため、学校での健康診断を行う検査機関に対する検査機器の導入やデジタル技術を活用した正確な診断ができる体制の早期整備への財政支援とともに、こうした検査を受ける場合に保護者の負担が生じないような仕組みづくりが必要です。また、医療を提供する整形外科医などに対する、脊柱側弯症に関する正しい情報・知識の周知も必要です。
- スマートフォンやインターネット利用の低年齢化が進むとともに、子どもたちの視力低下、乱視や斜視等、眼の疾病の多様化が今日の健康課題となっています。また、今後はデジタル教科書の導入を推進していく上からも、眼の疾病をより早期に発見する健康診断体制が求められることから、検査機器の導入や検査体制の整備に対する学校や検査機関への財政支援が必要です。

【所管府省】厚生労働省（健康局、子ども家庭局）、文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】健康福祉総務課、保健体育課

## 38 医療・介護の総合的な充実確保について

### (1) 地域医療介護総合確保基金の柔軟な活用

#### 【提案・要望事項】

- ① 地域医療介護総合確保基金については、医療従事者の確保や介護施設の整備など、地域の医療や介護の課題解決に資する事業を継続して実施するため、地方負担のない制度とするとともに、事業執行に必要な財源を確保すること。
- ② 対象事業について、市町や関係団体等と十分な検討・調整のうえ、年度当初から事業執行できるよう、事業メニュー提示から交付決定までの国のスケジュールをできるだけ早期化すること。
- ③ 当該基金の執行に当たっては、地域の実情に応じて、事業区分間や年度間での調整を柔軟にできる制度とすること。特に、医療分においては、区分1-1「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」及び区分1-2「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業」に重点配分する方針が示されているが、地域医療構想の達成には、区分1-1及び1-2のほか、「居宅等における医療の提供に関する事業」（区分2）、「医療従事者の確保に関する事業」（区分4）も併せて実施する必要があることから、区分間の配分は、都道府県の要望額に応じたものとする。
- ④ 個別の基金事業は、国が設定した標準事業例や標準単価（補助単価）等を基に、地域の実情に応じて自主性を反映した自由度の高いものとする。

#### 【現状・課題】

- 地域医療介護総合確保基金は、消費税増収分を活用し、地域における医療及び介護を総合的に確保するため、平成26年度に各都道府県において設置され、国2/3、都道府県1/3の負担割合で同基金への積み立てが行われていますが、医療従事者の確保や介護施設等の整備など、地域の医療や介護の課題解決に資する重要な事業に継続的・計画的に取り組むため、地方負担のない制度とするとともに、事業執行に必要な額を確保することが必要です。
- また、基金にかかる毎年度の国の交付金の内示及び交付決定は、これまでのところ、多くは年度後半となっており、基金事業を年度当初から早期に執行することができません。基金事業を実効性のあるものにするため、国のスケジュールをできるだけ早期化する必要があります。

- さらに、地域医療介護総合確保基金の執行に当たっては、6つの事業区分間や、年度間の調整を柔軟にすることにより、基金制度のメリットを生かせるよう、地域の実情に応じた自由度の高いものとする必要があります。特に、医療分においては、区分1に重点配分する方針が示されており、都道府県の区分2及び4の要望額は全国的に大幅な減額調整が行われ、真に必要な額を確保することが困難な状況です。病床の機能分化・連携を進めるためには、居宅等における医療の提供や医療従事者の確保についても併せて推進する必要があります。区分1のみを重点配分するのではなく、都道府県の要望額に応じた配分とする必要があります。
  
- 医療分については、平成29年度計画から、原則として国が設定した標準事業例や標準単価に基づき事業を計上することとされており、地域の実情に応じた基金事業の実施に支障がでる懸念があります。また、介護従事者確保分については、一部の事業メニューにおいて、従前の国庫補助事業の振替事業に限定されていたり、事業所等への補助要件や補助金額が国で設定されるなど、地域がそれぞれの実情に応じて実施することが困難な場合があります。個別の基金事業の実施に当たっては、地域の実情に応じた自由度の高いものとする必要があります。

【所管府省】厚生労働省（医政局、老健局）

【県関係課】医務国保課、長寿社会対策課

## (2) 地域医療構想及び病床機能報告

### 【提案・要望事項】

- ① 地域医療構想の実現に向けた取組や、病床の機能分化や在宅医療の充実等を促進するため、一層の診療報酬上のインセンティブ等の実効性のある措置について、国は、引き続き都道府県と十分に協議のうえで検討すること。
- ② 地域医療介護総合確保基金を活用し、地域医療構想の達成に向けて医療機関の事業縮小を行う場合に、既に国庫補助金等の交付を受けて取得した財産の処分について、国庫納付を条件とせずに、財産処分の承認をすること。
- ③ 病床機能報告制度について、都道府県間で比較可能な形で定量的な基準を導入し、実情をより反映できるような報告制度とするために、国として一定のガイドラインを示すこと。

### 【現状・課題】

- 平成 27 年度以降、都道府県は、医療介護総合確保推進法に基づき、医療計画において地域医療構想に関する事項を定めるものとされ、本県においても、平成 28 年 10 月に香川県地域医療構想を策定し、その構想の実現に向けて、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場である地域医療構想調整会議を設け、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うこととしています。
- 地域医療構想で目指すべき将来像は、急性期から、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで一連のサービスが切れ目なく、また過不足なく提供される体制の確保とされていますが、国においては、その実現に向けた取組や、病床の機能分化や在宅医療の充実を推進するための診療報酬上のインセンティブ等の実効性のある措置について、引き続き、都道府県と十分に協議のうえで検討する必要があります。
- 国においては、地域医療構想の達成に向けた取組を推進するため、地域医療介護総合確保基金の対象事業の取り扱いを整理し、地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用についても、対象事業としたところであります。  
しかし、既に国庫補助金等の交付を受けた建物の改修、取壊しが想定されることから、事業の円滑な推進を図り、地域医療構想の達成に向けた取組を推進するためには、国庫納付を条件とせず、財産処分を承認する必要があります。

- 地域医療構想調整会議では、毎年度の病床機能報告制度の報告内容と地域医療構想における必要病床数を比較して、どの機能の病床が不足しているか等を検討し、医療機関相互の協議により、機能分化・連携について議論・調整していくこととなります。  
しかし、現状の病床機能報告制度については、病床の機能を区分する定量的な基準がないこと、病棟単位の報告となっていること等、地域医療構想における必要病床数と比較するうえで課題があります。
- 国の通知によると、病床機能報告について、各都道府県で地域の実情に応じた定量的な基準を導入するとされています。これを受けて、本県では、令和元年度から、入院患者実績調査を実施し、病床単位で入院実績を基に機能別の病床数を把握し、今後の地域医療構想調整会議での協議に活用しております。しかしながら、都道府県ごとに異なる定量的な基準が導入され、都道府県間での地域医療構想の推進状況の比較が困難となることや、病床機能報告制度が現状のままであることで、定量的な基準を適切に病床機能報告に反映できない事態が想定されます。
- 今後、国においては、病床機能報告制度について、医療機関の有する医療機能の実情をより反映できる制度となるよう、また、将来的には、都道府県間の基準に大きな差が生じない定量的な基準に基づく客観的な報告制度とすべく、病床機能報告に定量的な基準を導入するに当たっての一定のガイドラインを示す必要があると考えます。

【所管府省】厚生労働省（医政局）

【県関係課】医務国保課



### (3) 看護職員の確保対策の充実・強化

#### 【提案・要望事項】

- ① 令和4年10月以降、看護職員等処遇改善事業補助金と同様に、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、診療報酬において、収入を3%程度引き上げるための処遇改善の仕組みを創設されることであるが、条件を付すことなく、すべての医療機関に勤務する看護職員を対象とした処遇改善策を講じること。
- ② 都道府県が実施する看護職員などの医療従事者確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から財政支援措置を充実すること。

#### 【現状・課題】

- 令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等として、看護については、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、まずは、収入を1%程度（月額4,000円）引き上げるための措置を講ずるとされています。
- これを受け、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）等を対象として、令和4年2月から9月の賃上げ分については、新たに「看護職員等処遇改善事業補助金」が創設され、令和4年10月以降については、診療報酬において、当該補助金と同様に地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、収入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための処遇改善の仕組みが創設されています。しかし、「地域でコロナ医療など一定の役割を担う」とされていながら、実際に対象となるのは、救急医療管理加算の届出をしていて、かつ年間200台以上の受け入れ件数がある医療機関であり、コロナ医療を担う入院協力医療機関等は対象となっていません。
- 看護職員は、患者やその家族の最も身近なところで直接的なケアを提供し、一人ひとりが高い使命感を持って看護を実践しておりますが、使命感だけでは過酷な勤務を長く継続することが困難であることも事実です。少子高齢化の進行により、生産年齢人口の減少が見込まれるなか、保健、医療、福祉、介護の各領域で看護職員の活躍が期待されていることから、看護職員をその従事する場所で区別することなく、すべての医療機関

に勤務する看護職員を対象に処遇改善策を講じることで、看護職が魅力を持ち、生涯を通じて働くことのできる職業として認知されるよう、すべての看護職員の処遇改善への支援策を講じる必要があります。

- 他方、本県の人口 10 万人当たりの看護職員数は、令和 2 年 12 月末時点で 1,651 人と、全国平均の 1,241 人を上回っていますが、圏域別に見ると大川圏域では 1,185 人と全国平均を下回る状況にあり、地域的な偏在があります。
- また、本県の看護職員離職率は 8.5%と、全国平均の 10.6%を下回っていますが、新卒看護職員の離職率は 14.5%と、全国平均の 8.2%に比べて高い水準にあります。このため、引き続き若手看護職員の確保や定着及び医療技術の高度化・専門化に対応できる質の高い看護職員を養成することが求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の発生により、病院や診療所だけでなく、保健所、宿泊療養施設、ワクチン接種会場など様々な場面で看護職員の確保が喫緊の課題となっており、地域別の偏在に加え、看護職員の総数自体も不足する状態となっています。
- 新型コロナウイルス感染症への対応や看護職員の地域偏在、新卒看護職員の離職率の動向など、本県における課題に対して、地域医療介護総合確保基金を活用して、看護職員の資質向上を図るための研修や離職防止をはじめとする看護職員の確保の推進、医療機関と連携した看護職員確保対策の推進、看護職員の就労環境改善のための体制整備を行っており、今後とも、これらの対策を継続的、安定的に実施できるよう長期的な観点から財源確保を図る必要があります。

【所管府省】厚生労働省（医政局）

【県関係課】医務国保課

## (4) 介護人材の処遇改善

### 【提案・要望事項】

労働力人口が減少するなか、介護人材の不足は、必要な介護サービスに支障を生じ、介護保険制度の持続を困難とすることから、介護職員の安定的確保のため、処遇改善に向けた恒久的かつ事務作業が容易な支援策を講じるとともに、各事業者における処遇改善の効果が確実に介護職員に及ぶよう、また、利用者負担が発生しないよう、適宜制度の見直しを行うこと。

### 【現状・課題】

- 本県では、人口減少が進むなかで高齢化率が全国平均を上回り、今後も団塊の世代が高齢期を迎えることから、一層、高齢化が進み、要支援・要介護者の増加が予想されています。しかし、介護業務は、身体的負担が大きく、その仕事内容に比較して賃金水準や社会的評価が低いことなどにより離職率が高い状況にあり、今後の労働力人口の減少に伴い、人材不足が深刻化するものと懸念されます。
- 賃金改善の対策としては、平成 21 年度に導入された「介護職員処遇改善交付金」が、平成 24 年度からは介護報酬のなかで人件費を加算する「介護職員処遇改善加算」として継続され、平成 27 年度からは、従来の介護職員処遇改善加算を維持したうえで、一定要件を満たす場合に月額 1 万 2 千円相当が上乘せされ、平成 29 年度からは、介護報酬の改定を 1 年前倒しし、経験や資格等に応じ昇給制度を導入する場合さらに月額 1 万円相当額が上乘せされました。

また、令和元年度に創設された介護職員等特定処遇改善加算では、他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能を持ったリーダー級の介護職員に重点を置いた処遇改善が行われました。

さらに、令和 4 年 2 月からは、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 3 % 程度引き上げるための措置を実施する介護職員処遇改善支援補助金の交付により、介護職員の処遇改善がより一層図られたところです。
- 厚生労働省の令和 3 年度介護従事者処遇状況等調査結果によると、令和 3 年 9 月時点の「特定介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）」を取得している介護事業所で働く常勤介護職員の平均給与額は 286,850 円で、前年同月に比べ 5,460 円の増となっており、一定の成果は見られますが、加算を取得していない事業所における「加算を取得しない理由」の 49.5%が「事務作業が煩雑」、29.4%が「利用者負担の発生」となっています。

- 国においては、これら加算等の効果を十分に検証し、各事業所における処遇改善の効果を介護職員が実感し、介護職員の確保・定着につながるよう、必要な見直し等を講じるとともに、介護職員の処遇改善に対して恒久的支援策を講じる必要があります。

【所管府省】厚生労働省（老健局）

【県関係課】長寿社会対策課

## (5) 持続可能な介護保険制度の構築等

### 【提案・要望事項】

- ① 介護保険財源にかかる保険料と国・地方の負担割合を見直すこと。
- ② 介護離職ゼロ施策推進に伴う介護保険料上昇の抑制にかかる配慮をすること。
- ③ 介護保険制度の見直しにおいては、地方の意見を尊重すること。
- ④ 保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金について、当該年度に余剰となった交付金については、基金に積み立てて次年度以降にも活用を認めるなどの弾力的な措置を講じること。

### 【現状・課題】

- 本県では、高齢化が進展するなか、要介護等認定者数も年々増加しており、総給付費についても、団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7年度には、制度開始当初の平成12年度と比較して約3.1倍に膨れ上がる見込みです。  
要介護等認定者やサービス見込量は、今後もさらに増加すると見込まれており、費用額の増大に伴い、高齢者の介護保険料負担や税財源の乏しい自治体の負担が大きくなり、このままでは介護保険財政自体が破綻することが懸念されています。
- 本県においても、「介護離職ゼロ」を目指す政府の方針も踏まえ、施設サービスと在宅サービスの役割分担やバランスを図りながら計画的な基盤整備を進めてまいりますが、一方で、施設等の整備に伴う各市町の介護保険料の急激な上昇を懸念する意見もあります。
- 現実に生じる深刻な課題への対応については、地方の意見を十分に尊重して、地域包括ケアシステムの構築を一層推進し、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、今後とも制度の改善を図る必要があります。
- 保険者機能強化推進交付金については、これまで高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組を支援するための各種事業の事業費に充当してきたところです。また、令和2年度からは、介護保険者努力支援交付金が新たに創設されたところです。  
しかしながら、市町村への交付金と異なり、都道府県への交付金の場合、当該年度事業の事業費に充当しなかった交付金については国へ返還することとされており、市町村

を安定的に支援するためには、当該年度に余剰となった交付金について、基金に積み立てて次年度以降も活用を認めるなど、弾力的な措置を講じる必要があります。

【所管府省】厚生労働省（老健局）

【県関係課】長寿社会対策課

## (6) 国民健康保険制度の改革

### 【提案・要望事項】

#### ① 国民健康保険の都道府県単位化

国民健康保険制度については、財政の安定化や保険料の平準化を図る観点から、国が全国レベルで一元化すべきものである。平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となっているが、新制度の運用状況をかんがみ、必要な見直しを行うとともに、平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に実施すること。

また、国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、令和 5 年度以降もその機能を引き続き維持すること。

#### ② 地方単独事業にかかる国庫負担金減額調整措置の廃止

就学後の子ども医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者等医療など地方単独事業の実施に伴う療養給付費等負担金及び調整交付金の減額措置は極めて不合理な措置であるため、直ちにすべて廃止すること。

#### ③ 不正請求を行った保険医療機関の処分

処分を受けた保険医療機関が不正請求した額等を保険者に確実に返還させることにより、不正請求に対する経済上の抑止措置が実効性を伴うものとなるよう、保険医療機関の処分のあり方を改善すること。

また、国においては、保険診療等の質的向上及び適正化を図るため、指導・監査の人員体制を強化すること。

#### ④ 不正請求にかかる保険者への診療報酬返還金のうち国庫負担分の取扱い

医療法人等の破産手続等により不正請求にかかる返還金等の回収が不可能となった場合、不正請求にかかる保険者への返還金等のうち国庫負担部分について、保険者が財政負担を強いられることがないように国庫への返還を求めないこと。

### 【現状・課題】

#### ① 国民健康保険の都道府県単位化

- 平成 30 年度から国民健康保険制度が都道府県単位化され、都道府県は財政運営の中心的な役割を担うこととなりましたが、新制度の運用状況をかんがみ、必要な見直しを行うとともに、平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に実施することが必要です。

- 国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要です。

## ② 地方単独事業にかかる国庫負担金減額調整措置の廃止

- 地方単独事業にかかる国庫負担金減額調整措置は、就学後の子ども医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者等医療など本県でも推進している福祉施策の非常に大きな阻害要因となっています。
- 本県においては、国保の減額調整措置による影響は、令和2年度は550,282千円（重度心身障害者495,880千円、母子38,722千円、就学後の子ども15,680千円）であり、依然として減額調整措置は国保財政に重大な影響を及ぼしています。
- 地方自治体の懸命な取組を阻害する極めて不合理な措置であるため直ちに廃止すべきです。

## ③ 不正請求を行った保険医療機関の処分

- 不正請求を行った保険医療機関が指定の取消処分を受け、保険者から不正請求にかかる診療報酬等の返還を請求した場合、当該保険医療機関は、保険診療による収入が得られないことから、債務超過を理由とする破産手続を余儀なくされています。
- 保険者は、当該保険医療機関が破産することで、不正請求にかかる診療報酬等を回収することが事実上困難又は不可能となり、回収不能となった診療報酬等は、保険者の大きな負担となっています。
- 不正請求を行った保険医療機関の破産により、保険者が不正請求にかかる診療報酬等を回収できないことのないよう、例えば、監査要綱に定められた行政上の処分（指定取消、戒告、注意）に、一定期間の保険診療の停止等を加えることが考えられます。
- 香川県内において、不正請求を行った保険医療機関が指定の取消処分を受ける事例が続いています。保険診療等の質的向上及び適正化を図るため、保険医療機関等及び保険医等に対する診療の内容又は診療報酬の請求に関する指導を十分に行えるよう、国においては、指導・監査の人員体制を強化することが必要です。

## ④ 不正請求にかかる保険者への診療報酬返還金のうち国庫負担分の取扱い

- 不正請求にかかる保険者への診療報酬返還金については、保険者が不正請求を行った保険医療機関から回収できたかどうかにかかわらず、当該返還金のうち国庫負担分



は、保険者から国庫へ返還すべきものとされています。

- 不正請求を行った保険医療機関の破産により、保険者が不正請求にかかる診療報酬返還金を回収することが事実上困難又は不可能となった場合、保険者は、保険医療機関の指導監査を行う権限を有していないにもかかわらず、不正請求を行った保険医療機関の代わりに国庫負担分相当額を負担することとなります。

【所管府省】 厚生労働省（保険局）

【県関係課】 医務国保課

## (7) 救急医療対策の充実

### 【提案・要望事項】

- ① 二次救急医療機関と三次救急医療機関の間の救急医療体制における役割分担を踏まえ、地域の救急医療への貢献度に応じた収入が確保できるよう、診療報酬制度等を見直すこと。
- ② 重篤な小児救急患者を 24 時間体制で受け入れる小児救命救急センターのうち医療計画に位置付けられている医療機関については、地域にとって必要な役割を果たせるよう、救命救急入院料の算定を可能とするなど、支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 救急医療については、「救急医療体制基本問題検討会報告書」（平成 9 年 12 月厚生省）に基づき、一次救急医療機関、二次救急医療機関、三次救急医療機関が役割分担しつつ協力して対応することとされています。国においては、この役割分担を前提として、救急医療機関に対する補助金や診療報酬などの支援措置を講じています。
- 医療の高度化に伴い、二次救急医療機関については、相当に高度な医療が提供できる医療機関がある一方、重症度の高い患者には対応できない医療機関もあり、地域の救急医療体制において果たしている役割にばらつきがあります。
- このため、高度な医療の提供できる二次救急医療機関については、三次救急医療機関と同程度の医療を提供しているにもかかわらず、他の二次救急医療機関と同程度の診療報酬制度等しか受けられないため、地域の救急医療体制において果たしている役割に比して支援が不十分となっています。
- また、小児救命救急センターの設置数は、全国で 18（R3. 4. 1 時点）と少ないなか、当県では近県も含め、重篤な小児救急患者を 24 時間体制で受け入れる四国で唯一の小児救命救急センターを設置している医療機関があります。
- 当該病院は、小児医療分野における救命救急センターであるものの、救命救急入院料の算定ができず、地域の救急医療への貢献度に応じた支援が受けられない状況にあります。

【所管府省】 厚生労働省（医政局）

【県関係課】 医務国保課

## (8) 骨髄等移植ドナーに対する支援の充実

### 【提案・要望事項】

骨髄等の移植を一層推進するため、ドナー休暇制度の法整備化を図るとともに、ドナー助成制度を創設すること。

### 【現状・課題】

- 骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり実施されており、骨髄等の提供に際しての検査、入院等に伴う交通費、医療費等にかかるドナーの自己負担はなく、万一、骨髄等の提供に伴い健康被害が生じた場合であっても日本骨髄バンクの団体傷害保険が適用されるなど、ドナーの物心両面における負担軽減について様々な取組が行われています。
- そのようななか、骨髄バンクのドナー登録者の患者とのHLA適合率は9割を超えていますが、そのうち移植に至るのは6割程度に留まっています。  
その原因としては、ドナーの健康上の問題のほかに、提供にかかる事前の通院や入院等のためのドナー休暇制度の導入が、一部の企業等にとどまっていることなどに問題があるとされています。そこで、香川県においては、ドナー休暇制度を持つ県内企業を広く県民に周知するなど、ドナー休暇制度の普及促進に取り組んでいます。
- また、骨髄等を提供する善意の意思が尊重されるよう、現在、地方自治体においてドナー助成制度を設ける動きが広がっており、香川県においても、平成30年度より助成制度を設け、当該助成事業を実施する県内市町への補助を実施しています。
- 骨髄バンクはそもそも全国的な仕組みであり、骨髄等の移植を一層推進するためには、国において、ドナーが骨髄等の提供を行いやすい環境整備を図ることが必要です。

【所管府省】 厚生労働省（健康局）

【県関係課】 医務国保課

## (9) 死因究明の推進

### 【提案・要望事項】

疾病の予防・治療をはじめとする公衆衛生の向上・増進に必要な解剖や死亡時画像診断がすべて実施されるよう、異状死死因究明支援事業を全額国費とするなど、財政上の支援を拡充すること。

### 【現状・課題】

- 令和元年6月に成立した「死因究明等推進基本法」（以下「基本法」という。）は、公衆衛生の向上をその目的の根底として位置付け、死因究明等に関する施策を推進するため、国と地方公共団体の責務を明らかにしており、地方公共団体は、地域の実情に応じた施策を策定し、実施することとされています。
- 基本法に基づき、令和3年6月1日に死因究明等推進計画が閣議決定され、香川県でも死因究明等推進協議会を設置し、死因究明施策について協議を行っているところです。
- しかし、公衆衛生の向上・増進等を目的としたすべての死因究明が、地域に関わらず、また、資源の不足等を理由とすることなく、専門的科学的知見に基づいて達成されるためには、解剖や死亡時画像診断などの施策は、都道府県単位ではなく、国の責任において実施すべきです。
- そのため、疾病の予防・治療をはじめとする公衆衛生の向上・増進に必要な解剖や死亡時画像診断の費用負担については、異状死死因究明支援事業を拡充し、全額国費とするなど、死因究明の推進を図るための財政上の支援を拡充することが必要です。

【所管府省】厚生労働省（医政局）

【県関係課】医務国保課、警察本部会計課

## (10) 歯周疾患検診の対象年齢の拡大

### 【提案・要望事項】

高齢期において健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯科疾患や歯の喪失を予防することを目的として、健康増進法に基づく歯周疾患検診について、現在の対象年齢（40歳、50歳、60歳、70歳）を拡大するなど、国において、歯周病の早期発見及び予防を図るための制度の拡充を検討するとともに、財政的支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 歯周病は、糖尿病、心疾患、誤嚥性肺炎など、身体のさまざまな病気に関わっていることから、歯と口腔の健康を維持することは生活習慣病等を予防及び改善するうえでも極めて重要です。
- 本県の調査では、25～34歳における進行した歯周炎を有する者の割合は30.4%であり、厚生労働省の平成28年歯科疾患実態調査においても、25～34歳における進行した歯周炎を有する者の割合は32.4%という状況です。また、県の調査では50歳代における進行した歯周炎を有する者の割合は57.1%、国の調査においても50～54歳における進行した歯周炎を有する者の割合は54.1%で、50歳代において2人に1人以上が進行した歯周炎を有しています。
- このような状況にもかかわらず、高校卒業後から39歳までの者に対しては現在、健康増進法において歯周疾患検診の対象とされておらず、歯科健診体制が十分整備されていません。また、40歳以上に対しては、歯科健診や適切な保健指導を行う機会を増やすことにより、歯周病有病率の減少を図ることが必要です。
- これらのことから、国において、歯周疾患検診の対象年齢を40歳未満の年齢にも拡大するとともに、5歳刻みの年齢で実施するなど、歯科健診及び適切な保健指導を行う機会を拡充するとともに、適切な財政的支援が必要です。

【所管府省】 厚生労働省（健康局、医政局）

【県関係課】 健康福祉総務課

## 39 障害者支援の充実について

### (1) 地域生活支援事業の財源確保

#### 【提案・要望事項】

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業は、事業費の増加が見込まれるが、国の国庫補助金にかかる予算が地方の実情を反映した規模に達していないため、地方が安定的かつ積極的に施策展開を行えるよう必要かつ十分な財源措置をとること。

#### 【現状・課題】

- 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業は、障害者等がその有する能力や適性に  
応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域で生活する障害者等の  
ニーズを踏まえ、県及び市町が地域の実情に応じた柔軟な事業形態により実施する事業  
であり、国は、同法第95条第2項第2号の規定により、予算の範囲内において、その費  
用の100分の50以内を補助することとされています。
- 本県の地域生活支援事業の実施状況をみると、地域生活支援事業の補助対象となる事  
業内容が追加されるなか、県及び市町ともに、多額の事業費を計上しており、今後も、  
障害者等が地域で安心して暮らせるための支援を充実させていくことが必要であること  
から、地域生活支援事業の事業費は増加することが見込まれます。
- しかしながら、本県の令和3年度決算見込みにおける地域生活支援事業の総事業費に  
占める国庫補助金の割合は、県分36.5%、市町分30.4%となっており、国における財源  
措置が地方の実情を反映した規模に達していないため、県及び市町の負担が増大し、地  
方財政が圧迫されています。
- こうしたことから、地方が安定的かつ積極的に施策展開を行えるよう、障害者総合支  
援法の趣旨にかんがみ、地域生活支援事業について、国において必要かつ十分な財政支  
援措置を講じる必要があります。

【所管府省】 厚生労働省（社会・援護局）

【県関係課】 障害福祉課

## (2) 精神科救急医療体制整備事業にかかる予算の確保について

### 【提案・要望事項】

緊急な医療を必要とする精神障害者に対し、迅速かつ適切な医療を提供できるよう、地域の実情に応じた精神科救急医療体制を整備するため、精神科救急医療体制整備事業にかかる十分な予算の確保を安定的に行うこと。

### 【現状・課題】

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、都道府県は、精神障害者の救急医療が適切かつ効率的に提供されるよう、地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとされ、本県では、24時間365日対応するため、精神科医療相談窓口の設置や、精神科病院の輪番制による精神科救急医療事業等を実施しています。
- 国においては、精神科救急医療体制整備事業実施要綱に基づき、都道府県の精神科救急医療事業に対して補助しており、本県も同補助金を活用して、精神障害者に対する救急医療にかかる事業を実施していますが、同補助金にかかる国の予算総額は、平成26年度に比べて、平成27年度は70%、平成28年度は75%、平成29年度は82%と、平成30年度から令和4年度は89%となっており、改善傾向はあるが、個別の補助対象ごとの国庫補助基準額についても、平成26年度に比べて減額が引き続き見込まれ、事業の円滑な実施に支障を来す懸念があります。

また、同補助金のうち、「精神医療相談事業」については、令和2年度より、地域生活支援促進事業で実施されることとなりましたが、今後も地域生活支援促進事業として必要な財源の確保をお願いします。
- 地域の精神科救急医療体制を安定的かつ確実に維持し、緊急な医療を必要とする精神障害者に対し、迅速かつ適切な医療を提供できるよう、国において必要かつ十分な予算の確保を安定的に行う必要があります。

【所管府省】 厚生労働省（社会・援護局）

【県関係課】 障害福祉課

### (3) 障害福祉人材の処遇改善

#### 【提案・要望事項】

労働力人口が減少するなか、障害福祉人材の不足は、必要な障害福祉サービスの提供に支障を生じ、障害福祉制度の持続を困難とすることから、福祉・介護職員の安定的確保のため、処遇改善に向けた恒久的かつ事務作業が容易な支援策を講じるとともに、各事業者における処遇改善の効果が確実に福祉・介護職員に及ぶよう、また、利用者負担が発生しないよう、適宜制度の見直しを行うこと。

#### 【現状・課題】

- 平成 18 年度の障害者自立支援法施行以降、全国的に障害福祉サービス等の利用者は増加してきており、サービス量の増加に伴い障害福祉分野の福祉・介護職員数も 10 年間で 2 倍に増加しています。しかし、介護業務は、身体的負担が大きく、その仕事内容に比較して賃金水準や社会的評価が低いことなどにより離職率が高い状況にあり、今後の労働力人口の減少に伴い、人材不足が深刻化するものと懸念されます。
- 賃金改善の対策としては、平成 21 年度に導入された福祉・介護職員処遇改善交付金が、平成 24 年度からは障害福祉サービス等報酬のなかで人件費を加算する福祉・介護職員処遇改善加算として継続され、平成 27 年度からは、従来の福祉・介護職員処遇改善加算を維持したうえで、一定要件を満たす場合に月額 1 万 2 千円相当が上乗せされ、平成 29 年度からは、障害福祉サービス等報酬の改定を 1 年前倒しし、技能・経験等に応じた昇給制度を導入する場合さらに月額 1 万円相当額が上乗せされたところです。

また、令和元年度の障害福祉サービス等報酬改定では、リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障害福祉人材の更なる処遇改善を行われております。

さらに、令和 4 年 2 月からは、福祉・介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 3 % 程度引き上げるための措置を実施する介護職員処遇改善支援補助金の交付により、介護職員の処遇改善がより一層図られたところです。
- 厚生労働省の令和 3 年 11 月時点の「福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）」を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤）の平均給与額は 308,760 円で、前年に比べ 12,340 円の増となっており、一定の成果は見られますが、加算を取得していない事業所における「加算を取得しない理由」の 27.2%が「事務作業が煩雑」、14.6%が「対象職種 of 制約のため困難」、12.5%が「キャリアパス要件を満たすことが困難」と



なっています。

- 国においては、これら加算等の効果を十分に検証し、各事業所における処遇改善の効果を福祉・介護職員が実感し、福祉・介護職員の確保・定着につながるよう、必要な見直し等を講じるとともに、福祉・介護職員の処遇改善に対して恒久的支援策を講じる必要があります。

【所管府省】厚生労働省（社会・援護局）

【県関係課】障害福祉課

## 40 自殺予防対策にかかる財源の確保について

### 【提案・要望事項】

新型コロナウイルス感染症の影響により社会的な自殺リスクが高まっており、自殺対策計画に基づく地域の実情に応じた自殺対策が促進されるよう、国において地域の実情に応じた体制強化を行うとともに、地域自殺対策強化交付金の補助率を10/10に引き上げるなど、十分な予算の確保を安定的に行うこと。

### 【現状・課題】

- 平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、都道府県自殺対策計画の策定が義務付けられ、本県におきましても、同法に基づく都道府県自殺対策計画として、平成30年3月に「いのち支える香川県自殺対策推進計画」を策定し、国の自殺対策強化交付金等を活用しながら、各市町や関係団体と連携のうえ自殺対策に取り組んでおります。
- 警察庁の自殺統計では、令和2年の全国の自殺者数は、前年の20,169人から21,081人と11年ぶりに増加に転じており、令和3年度は21,007人で前年より74人減少したものの高止まりの状況が続いております。特に女性や若者層の増加が目立ち、いのち支える自殺対策推進センターの分析では、コロナ禍において経済生活問題や勤務問題、DV被害や育児の疲れ、学校での環境変化などが自殺者の増加に影響を与えているといわれております。  
本県の自殺者数も、近年、減少しておりましたが、令和2年は、前年の149人から152人と3人増加し、令和3年度も153人と1人増加していることから、自殺対策は喫緊の課題であります。
- 国においては、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」を活用し、相談事業に重点をおいた自殺予防対策を実施することとしておりますが、地方では行政機関や民間団体での社会資源が乏しく、直ぐには活用できないのが現状であることから、地方の実情に応じた長期的な取組が促進される体制強化策を講じる必要があります。
- また、地域自殺対策強化交付金の補助率は、平成26年度までは地域自殺対策緊急強化交付金として、全ての事業が10/10の補助率でありましたが、平成27年度以降の補助率は、対象となる事業によって1/2や2/3などとなっており、補助率を10/10に引き上げることにより、地域の自殺対策の取組を推進する必要があります。

【所管府省】厚生労働省（社会・援護局）

【県関係課】障害福祉課

## 41 香川用水施設緊急対策事業予算の確保について

### 【提案・要望事項】

香川用水については、通水開始から40年以上が経過したが、抜本的な老朽化対策・耐震対策がなされていない箇所がある。そのため、令和2年度から「香川用水施設緊急対策事業」を実施しているところであり、県民生活や経済産業活動等に甚大な影響が生じないように、香川用水施設の老朽化対策と耐震対策の早期完了に向け、必要な予算を確保すること。

### 【現状・課題】

- 吉野川総合開発計画の一環として昭和50年に完成した香川用水は、現在、県人口の約9割に水道水の供給を、ほぼ県全域の農地に農業水の供給を行っており、本県経済や農業の発展、また、県民の日常生活に欠かせない施設として、極めて重要な役割を担っています。
- 香川用水の安定供給のためには施設の適切な保全整備が重要であることから、これまで、農業専用区間については、国において、「国営造成土地改良施設整備事業」や「国営かんがい排水事業」に取り組んでおり、共用区間についても、(独)水資源機構(以下、「機構」という。)において、平成11年度から平成17年度にかけて、水路の老朽化対策として「香川用水施設緊急改築事業」を実施してきたところです。
- そうしたなか、老朽化対策が実施されていなかった香川用水高瀬支線の共用区間については、漏水事故が繰り返し発生していたところです。
- さらに、政府の地震調査委員会は、今年1月13日に今後40年以内の南海トラフ大規模地震発生確率を90%程度に引き上げたところであり、人命・財産、特に、地域の経済活動や生活機能への影響が大きい香川用水施設での大規模地震対策への取組も急務となっています。
- このため、機構において、施設の老朽化対策と併せて耐震対策を一体的に実施する「香川用水施設緊急対策事業」に令和2年度から着手したところであり、本事業の計画的な事業実施と早期完了に向け、必要な予算を確保する必要があります。

【所管府省】厚生労働省（医薬・生活衛生局）、農林水産省（農村振興局）

【県関係課】水資源対策課、土地改良課

## 42 農地中間管理事業による農地集積の推進について

### 【提案・要望事項】

農地中間管理事業については、令和5年度の法改正を伴う人・農地関連施策の見直しにより、農地の利用権設定等については農地中間管理事業に統合する方針が示されるなど、農地中間管理事業の業務量や業務経費の大幅な増大が見込まれることから、必要な予算を確保し、地方に新たな財政負担が生じることのないようにすること。

### 【現状・課題】

- 農地中間管理事業については、担い手への農地集積・集約化を促進させる中核事業として積極的に推進しており、全国に先駆けて県下14市町に25名を配置した農地集積専門員によるマッチング活動や農地の受け手に対する助成など、県独自のきめ細かな取組を実施してきたことから、全国的にも高い実績となっています。
- 一方で、担い手への農地集積率は、令和2年度末に29.3%と令和5年度の目標67%に向けて一層の加速化が必要となっており、令和元年度から、農地中間管理機構をはじめ関係機関が連携して、「人・農地プラン」の実質化に向けた取組を進めてきたところですが、コロナ禍のなかで、その成果が農地集積率には十分に表れていない状況にあります。
- こうしたなか、国において、人・農地関連施策の見直しに関する法改正がなされ、令和5年度より施行されることとなっていますが、そのなかで、人・農地プランを「地域計画」として法定化し、一筆毎に将来の担い手を定めていく目標地図の作成が求められるほか、農地の利用権設定等については、農地中間管理事業に一本化することとされています。
- 農地中間管理事業の実施にあたっては、この見直しの影響が極めて大きく、本県では、今後数年のうちに、事業面積が3倍程度に急増することが想定されていることから、急増する事業量に対応する組織体制の整備が必要であり、国において十分な予算措置が必要です。
- また、法定化された「地域計画」や目標地図の策定にあたっては、「人・農地プラン」の策定時の課題を繰り返すことなく、策定を行う農業委員会や市町において、実効性のある取組がなされるよう、適切な指導と予算措置が必要です。

- あわせて、「地域計画」において定めることとなった多様な担い手についても、これからの地域農業を支えていくためには必要であることから、従来の認定農業者等に加えて、半農半Xや定年帰農者等の多様な担い手に対する支援施策を講じられるよう要望します。

【所管府省】農林水産省(経営局)

【県関係課】農業経営課

## 43 産業として成り立つ農業の振興について

### (1) 経済連携協定等の対応

#### 【提案・要望事項】

各国・地域との経済連携協定や自由貿易協定の交渉に当たっては、地域の農水産業が持続的に発展していけるように、我が国として守るべきは守り、攻めるべきは攻め、確実に再生産が可能となる必要な措置を確保するとともに、交渉状況等について十分な情報提供と明確な説明を行うこと。

#### 【現状・課題】

- 我が国においては、各国・地域との経済連携協定等の締結が相次いでおり、平成30年12月にTPP11が、平成31年2月には日EU・EPAが、令和2年1月には日米貿易協定が、さらに令和3年1月には日英EPAが発効したところです。また、東アジア地域のRCEPも令和4年1月に10か国で発効し、同年2月に韓国が加わるなど、国際環境は大きく変化しています。
- 本県では、こうした情勢のなか、「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画に基づき、農業の担い手の確保・育成、農水産物の安定供給・需要拡大、生産性を高める生産基盤の整備及び活力あふれる農村の振興など、農水産業の持続的発展に取り組んでいるところです。
- また、本県では、1経営体当たりの経営耕地面積が全国平均(3.0ha)の半分以下(1.1ha)と経営規模が零細で、ため池ごとに異なる水利慣行があるなど、本県独自の課題がある一方、県土に占める耕地面積比率(15.9%、全国9位)や農家世帯比率(7.4%、全国10位)は全国上位に位置しており、重要な産業の一つとなっています。
- 各国・地域との経済連携協定等の交渉に当たっては、地域の基幹産業である農水産業が犠牲となることのないように、我が国として守るべきは守り、攻めるべきは攻め、確実に再生産が可能となる措置の確保が必要です。
- また、交渉状況や国の対応等に関して、現場への十分な情報提供と明確な説明が必要です。

【所管府省】農林水産省(大臣官房)

【県関係課】農政課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、土地改良課、農村整備課、水産課

## (2) 新規就農者対策の充実

### 【提案・要望事項】

新規就農者育成総合対策が確実に実行できるよう、必要な予算措置を行うとともに、新たに創設された経営発展支援事業については、特別交付税による十分な地方財政措置を講じること。

### 【現状・課題】

- 本県では、基幹的農業従事者のうち、65歳以上の割合が70%を超えているなか、新規就農者数は、平成23年度までの100人弱から、近年は毎年150人程度まで増加しており、令和2年度までの5年間で新規就農者数717人を確保し、昨年度、本県計画の目標を達成したところです。
- これには、次世代を担う意欲ある新規就農者に対し、研修から経営確立までに必要な資金を交付する「農業次世代人材投資事業」による効果が大いと考えており、土地や資金などの資本を持たない人材が就農初期の困難を乗り越えて定着し、地域を牽引する若手リーダーとなって活躍する姿を見て新たな就農希望者が現れるという好循環も生まれてきています。
- このように大きな役割を果たしている本事業については、令和4年度から新たに「新規就農者育成総合対策」として総合的に見直されたところではありますが、事前の情報提供が少なく、特に、新たに創設された経営発展支援事業については、地方への十分な事前周知がないまま地方負担が求められるなど、県予算の対応や市町や就農希望者への周知が十分に行えない状況となったところです。
- 今後も就農希望者が安心して研修に専念し、就農後に地域の担い手となることを後押しするため、農業次世代人材投資事業の継続支援はもとより、令和4年度からの新規就農者育成総合対策における資金面の支援が確実に実行できるよう、引き続き全額国費で実施すること、また、経営発展支援事業については、経営確立・発展までの就農後5年間を対象期間とし、必要な予算措置と特別交付税による十分な地方財政措置を講じること、さらには、事業の見直しや新事業の創設にあたっては、早期の情報提供とともに、その調整や現場への周知に十分な期間を確保することを要望します。

【所管府省】 農林水産省（経営局）

【県関係課】 農業経営課

### (3) 地域の課題に対応した試験研究の充実・強化のための予算の確保

#### 【提案・要望事項】

農業を次世代の担い手にとって希望と魅力のある儲かる産業へ成長させるため、地方における試験研究の充実・強化や、新たに開発された技術等の実証・普及を促進するための予算を確保すること。特に、労働力不足が深刻化するなか、ICT等の先端技術を活用して農作業の省力化等を実現するスマート農業の現場実装は喫緊の課題であることから、開発・普及の加速化に必要な予算措置を講じること。

#### 【現状・課題】

- 本県では、温暖な気候や狭小な農地など、本県農業の特性や課題を踏まえ、特色あるオリジナル品種の育成をはじめ、高品質化技術や安定生産技術等の開発・実証に取り組んでいます。
- また、国の競争的資金を活用し、他県や大学等との共同研究を実施するとともに、政府等機関の地方移転を契機として、本県と農研機構西日本農業研究センターが連携し、西日本地域における施設野菜の革新的大規模経営システムの確立のための共同研究を実施しているところです。
- こうしたなか、グローバル化の進展による産地間競争の激化、気候変動による農業生産の不安定化、脱炭素社会への対応、さらに、本県では農業者の高齢化が全国よりも進行して労働力不足が深刻化するなど、農業を巡る情勢は厳しさを増しており、農業の持続性が危ぶまれています。
- このため、競争力のある品種開発の加速化や地球温暖化に対応した安定生産技術の開発、環境に優しい栽培システムの確立、大幅な省力化を可能とするスマート農業技術の開発・実証など、地域の課題に対応した試験研究を切れ目なく実施するとともに、研究成果を速やかに現場へ普及させ、農業を若い世代にとって希望と魅力のある儲かる産業へ成長させる必要があり、そのための予算を十分に確保する必要があります。

【所管府省】 農林水産省（技術会議、農産局）

【県関係課】 農業経営課



#### (4) 協同農業普及事業の円滑な実施のために必要な予算の確保

##### 【提案・要望事項】

労働力不足や気候変動など、農業を取り巻く環境が大きく変化するなか、農業の持続的な発展を図るため、スマート農業の普及の加速化や環境にやさしい農業の推進など、農政の重要課題を踏まえた協同農業普及事業の円滑な実施のために必要な予算を確保すること。

##### 【現状・課題】

- 県と国が協同して行う協同農業普及事業については、農林水産省がその時々的重要課題を踏まえて策定する「協同農業普及事業の運営に関する指針」及び「協同農業普及事業の実施についての考え方(ガイドライン)」に沿って、担い手の確保・育成、スマート農業の推進、GAPの普及、環境保全型農業の推進等に取り組んでいるところです。
- こうしたなか、国において、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに、環境負荷の軽減を図りつつ、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションにより実現するという新たな政策方針が示されたところであり、協同農業普及事業のガイドラインにも位置付けられる予定であると聞いています。
- また、農業者の減少・高齢化による労働力不足や、気候変動による農業生産現場への影響が深刻化するとともに、国際情勢の大きな変化を背景として、生産資材や燃油等の価格が高騰するなど、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- こうした情勢の変化に対応し、農業の持続的な発展を図るためには、競争力あるオリジナル品種や安定生産技術の普及をはじめ、省力化や高品質生産を可能とするスマート農業の普及の加速化や、高い労働生産性と持続可能性を両立するグリーンな栽培体系への転換等を推進するなど、現場の普及活動をより一層強化する必要があります。
- このため、協同農業普及事業に基づき、直接農業者に接して農業技術に関する指導や農業施策の推進等を行う普及指導員の活動強化及び資質向上を図るための予算の確保が必要です。

【所管府省】農林水産省（農産局）

【県関係課】農業経営課

## (5) 国際水準のGAP認証の取得拡大

### 【提案・要望事項】

若手農業者を中心に、国際水準GAP認証の取得を目指す農業者が増加しており、令和5年度以降においても、現在実施されている認証取得に必要な環境整備や審査費用等に対する助成措置について十分な予算を確保すること。

### 【現状・課題】

- GAPは、農産物の食品としての安全性や農業者の労働安全を確保するとともに、環境への負荷を低減させるために有効な取組であり、若手農業者を中心に、国際水準のGAP認証の取得を目指す農業者が増加しています。
- このため、本県では、認定農業者や若手農業者等を対象とした研修会を開催するとともに、国の交付金を活用して、農業改良普及センター等の職員を対象に指導員資格の取得を進めるなど、農業者のニーズに的確に対応できる人材の育成にも努めているところです。
- 今後、原則としてすべての食品等事業者団体がHACCPに沿った衛生管理を行うなか、GAPに取り組んでいる食材の需要はますます高まっています。さらなるGAP認証取得の動きが活発化することが見込まれていますが、認証取得等に要する経費が農業者の負担となっています。これまで、県を通じて農業者に交付していた認証取得等に対する国の費用助成については、令和2年度から民間団体を通じて交付されることとなりましたが、引き続き予算の確保が必要です。
- また、農業者への継続的な指導を行うため、普及指導員等によるGAP指導員資格の新規取得・更新に要する費用の助成について、予算の確保が必要です。

【所管府省】 農林水産省（農産局）

【県関係課】 農業経営課、農業生産流通課、畜産課

## (6) 農水産物や食品の輸出促進

### 【提案・要望事項】

本県農水産物の輸出拡大を促進するため、輸出先国・地域に対して残留農薬基準の設定・緩和や植物検疫条件の緩和を働きかけるなど、輸出環境の改善に向けた交渉を加速化すること。また、国の農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づきリスト化する輸出産地や農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）に参加する産地の取組支援にかかる十分な予算の確保及び優先採択等の優遇措置の対象となる関連事業の拡充を図ること。

### 【現状・課題】

- 人口減少社会の到来による国内市場の縮小を見据え、本県農水産物の販路の一つとして海外市場にも積極的に進出する必要があるものの、国・地域によって異なる残留農薬基準や検疫制度、輸送中の荷傷みといった課題もあります。
- 国においては、令和2年3月に策定した「食料・農業・農村基本計画」において、農林水産物及び食品の輸出額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円に伸ばす目標を掲げるとともに、同年12月には「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定し、マーケットインの発想に基づいて、輸出先国・地域のニーズや規制に対応した産品を、求められるスペック（量・価格・品質・規格）で継続的に提供できる「輸出産地」の育成を目指すこととしています。
- 本県においても、生産者や食品事業者間の連携を促し、チームで輸出に挑戦する産地づくりに取り組んでいます。
- しかしながら、農産物の生産にあたっては、JAが組合員向けに作成した防除暦に定める農薬の成分が、各国のインポートトレランス（残留農薬基準）に設定されていない、もしくは国内よりも基準が厳しいといった現状から、生産者が自ら防除暦を改良し、残留成分検査を行う必要性に迫られています。
- 令和2年10月には、本県の主要盆栽である黒松盆栽のEU向け輸出が、国のご尽力によって可能となったものの、依然として多くの国で、盆栽輸出には相手国の輸入許可証の取得や日本の植物防疫所による栽培地検査等の厳しい条件が要求されています。盆栽の輸出拡大をより一層促進するためには、引き続き、植物検疫条件の緩和など、各国と

の輸出交渉を加速化することが必要です。

- こうした状況を踏まえ、輸出先国・地域の設ける規制への対応、生産・加工体制の構築、物流の最適化を図るため、産地が実施する防除暦の作成・更新、国際認証等の取得、賞味期限の長期化、物流検討のためのテスト輸送等の取組を支援する必要があります。
  
- また、輸出事業計画の大臣認定を受けることで、「強い農業づくり総合支援交付金」、「農業競争力強化基盤整備事業」、「浜の活力再生・成長促進交付金」等における優遇措置が設けられているところですが、輸出産地づくりの加速化を図るためには、優遇措置の対象となる関連事業のさらなる拡充が必要です。

【所管府省】農林水産省（輸出・国際局）

【県関係課】農業生産流通課、農政課、農業経営課、水産課

## (7) 米麦の経営安定と円滑な米の需給調整

### 【提案・要望事項】

経営所得安定対策等については、農業者が計画的に農業経営に取り組めるよう着実に実施すること。また、全国的な米の需給調整については、国が責任を持って円滑に機能するよう生産現場の実態を踏まえた対応を行うこと。水田活用の直接支払交付金については、交付対象水田の見直しは現場の課題や地域の実情を踏まえて必要な支援を行うとともに、予算の確保や麦などの交付単価を維持するなど必要な対策を実施すること。

### 【現状・課題】

- 米の消費量が減少するなかで、需要に応じた米の生産とともに水田の維持や農業経営の安定を図るためには、県オリジナル品種「おいでまい」を核とした売れる米づくりを推進するとともに、水稻と麦や園芸作物等との組合せによる収益性の高い二毛作の推進が不可欠です。
- 一方、国は、昨年12月、水田活用の直接支払交付金における交付対象水田の見直しとして、令和4年度から今後5年間に現場の課題を検証しながら、一度も水張りが行われない農地は、令和9年度以降、交付対象水田としない方針を打ち出しており、県内の麦単作ほ場においては、交付対象水田から除外される農地が想定され、米麦の農業者の経営への影響が懸念されます。
- 今後の水田農業の持続的発展を図るためには、意欲ある米麦の農業者が中長期的な視点に立って経営発展を目指すことが重要であり、「収入減少影響緩和対策」や「畑作物の直接支払交付金」の経営所得安定対策を着実に実施することが必要です。
- また、全国的な米の需給調整については、国が責任を持って円滑に機能するよう、全国一律ではなく、県や生産現場の実態・実情を踏まえた対応を行う必要があります。
- 産地交付金を含めた「水田活用の直接支払交付金」については、麦など戦略作物への支援を明確に位置づけて継続的に制度を運用する必要があります。交付対象水田の見直しにおいては、現場の課題や地域の実情を踏まえたうえで必要な支援を行うとともに、予算の確保や麦などの交付単価の維持など必要な対策を実施し、米麦の農業者への将来に向けた継続的な支援が必要です。

【所管府省】 農林水産省（農産局）

【県関係課】 農業生産流通課

## (8) 園芸産地の生産振興

### 【提案・要望事項】

- ① 担い手の生産の効率化に向け、高性能な集出荷施設の計画的な整備を図るため、「強い農業づくり総合支援交付金」と「産地生産基盤パワーアップ事業」の予算を継続的に確保するとともに、地域の実情に即した仕組みとなるよう規模要件の緩和を行うこと。
- ② 暖房燃料費の高騰が農業経営を圧迫する要因となっているため、施設園芸等燃油価格高騰対策を継続して実施すること。
- ③ 今後の肥料価格高騰対策として、新たなセーフティーネット制度を創設すること。
- ④ 果樹の生産基盤を強化し、経営安定を図るため、果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の十分な予算を確保すること。

### 【現状・課題】

- 本県は、恵まれた気象条件等を生かし、米と園芸作物を組み合わせた複合的な経営や、施設園芸などの集約的な経営により、経営規模の零細性を補う土地生産性の高い農業が展開され、令和2年の農業産出額の43%を園芸作物が占めるなど、本県農業の基幹品目となっています。近年、新規就農者は増加しているものの、規模拡大に必要な共同集出荷施設の整備など、生産出荷体制の確立が十分でなく、さらに、世界情勢の変化に伴う原油価格高騰により、暖房燃料費や農業資材費が高騰しており、農業経営を圧迫する要因となっています。
- このようななか、より高度で効率的な選別・調製が可能な選別施設を計画的に整備し、産地を維持、発展させるためには、「強い農業づくり総合支援交付金」と「産地生産基盤パワーアップ事業」の予算を継続的に確保するとともに、本県では品質の高い果実や野菜などの多様な品目の組合せによる複合経営が多く、産地規模も小さいなど、規模等の採択要件が達成できず、依然として事業に取り組めない産地も見られることから、より多くの生産者が事業に取り組めるよう、引き続き地域の実情に即した採択要件の緩和が必要です。
- また、施設園芸農家が安心して経営を継続するためには、燃油価格高騰時の支援策である施設園芸セーフティーネット構築事業の継続が必要です。

- 農業生産に必要な肥料については、現在、価格高騰時のセーフティーネット制度がないため、新たなセーフティーネット制度の創設が必要です。
  
- さらに、果樹の新植・改植や未収益期間の管理を定額助成する果樹経営支援対策事業等においては、財源が不足することが懸念されています。各産地の果樹産地構造改革計画を遅滞なく進めるため、十分な予算の確保が必要です。

【所管府省】農林水産省（農産局）

【県関係課】農業生産流通課

## (9) 花き産業及び花き文化の振興

### 【提案・要望事項】

「花きの振興に関する法律」に基づき、花き産業及び花き文化の振興を加速化するため、「ジャパンフラワー強化プロジェクト推進」等の花き振興の予算を確保すること。

### 【現状・課題】

- 花きは、癒しや安らぎなどの効能を有し、家庭や社会を華やかに彩るとともに、国民の健やかな暮らしに貢献する重要な作目です。しかし、本県では、花きの農業者や栽培面積が減少傾向にあるとともに、全国上位に位置していた花きの消費支出が近年、大幅に低下しています。
- こうしたなか、本県では、「花きの振興に関する法律」に即して策定した「香川県花き振興計画」に基づき、国の予算を活用して高校生花いけバトルやフラワーフェスティバル等を開催するなど、花き文化の振興と新たな需要の創出に取り組んでいます。
- 人口減少社会の到来や社会情勢の変化などにより、花きの需要が全国的にも低下傾向にあることから、国において、花き産業及び花き文化の振興を図るための、安定的かつ十分な花き振興予算の確保が必要です。

【所管省庁】農林水産省（農産局）

【関係課】農業生産流通課



## (10) 野菜価格安定対策

### 【提案・要望事項】

野菜産地の維持・発展と野菜生産農家の経営の安定を図るため、野菜価格安定制度の継続と予算確保を行うこと。

### 【現状・課題】

- 本県農業産出額（令和2年）に占める野菜類の割合は31%で本県農業の主要部門となっており、水田裏作を主体とした京浜・京阪神市場への輸送園芸産地として発展し、野菜指定産地を中心に主産地が形成されています。しかしながら、近年の栽培面積は、高齢化による生産者の離農をはじめ、農業資材や流通コストの高騰、市場価格の低迷等により全体として減少傾向にあります。
- 令和2年の栽培面積（主要9品目）は3,039haで、品目別の作付動向を見ると、消費の多様化等を反映して、ブロッコリー、にんにくなどの品目が堅調に推移している反面、多くの管理労力を要するレタスや重量野菜であるタマネギなどが減少傾向にあります。
- 野菜価格安定対策は、野菜産地を維持・発展し、野菜生産農家の経営安定と消費者への野菜の安定供給を図るための重要な制度であることから、制度の継続と予算の確保が必要です。

【所管府省】農林水産省（農産局）

【県関係課】農業生産流通課

## (11) 麦の生産振興

### 【提案・要望事項】

- ① 国内産麦の需給安定のため、「内麦優先」の原則に基づいた国家貿易を行うとともに、国内産麦の需要拡大や安定生産に必要な対策を行うこと。
- ② 「強い農業づくり総合支援交付金」並びに水田麦・大豆産地生産性向上事業の予算を継続的に確保すること。
- ③ 麦の振興を図るため、水田活用の直接支払交付金の必要な予算を確保するとともに、二毛作による麦の作付拡大を考慮した産地交付金の本県への配分額を増額すること。
- ④ 小麦「さぬきの夢 2009」の生産拡大のため、麦の品質評価基準の見直しを行うこと。

### 【現状・課題】

- 本県においては、県オリジナル品種「おいでまい」を核とした売れる米作りを推進するとともに、飼料用米などの多様な水稻の作付推進を図り、需要に応じた米生産を行っています。麦についても、水田を有効活用した二毛作の推進等により、さぬきうどん用小麦として育成した県オリジナル品種「さぬきの夢 2009」の普及などに努めています。
- 国内産麦については、近年の豊作により販売予定数量が実需者の購入希望数量を上回る供給過剰の傾向となっており、本県の小麦・はだか麦も販売先の確保等に苦慮しています。麦は需要の約8割が外国産麦となっていますが、食料自給率向上の観点からも「内麦優先」の原則に基づいた国家貿易を行うとともに、国内産麦の需要拡大や安定生産に向けた対策が必要です。
- 本県の米麦生産における基幹施設である大規模乾燥調製施設の計画的な再編や高機能化に取り組む「強い農業づくり総合支援交付金」、麦の団地化の推進と営農技術や機械等の導入により生産性の向上を図る産地、農業者を支援する水田麦・大豆産地生産性向上事業の予算の継続的な確保が必要です。
- また、米麦農家の経営の安定化等を図るためには、米などの後作として産地交付金を活用した麦の二毛作を推進することが必要であり、「水田活用の直接支払交付金」に必要

な予算の確保と二毛作による麦の作付拡大を考慮した産地交付金の本県への配分額の増額が必要です。

- さらに、本県で育成したさぬきうどん用小麦「さぬきの夢 2009」は、実需者から高い評価を得ているものの、品種特性や栽培特性から品質評価基準に基づくランク区分がBランクに位置付けられ、経営所得安定対策の数量払い単価がAランク小麦に比較して低い状態にあります。実需者の評価とランク区分上の評価が異なることから、作付拡大を推進するためには、用途に応じた品質評価の基準を見直す必要があります。

【所管府省】農林水産省（農産局）

【県関係課】農業生産流通課

## (12) 畜産経営における生産基盤の強化

### 【提案・要望事項】

畜産農家の経営の安定を図るため、畜産クラスター事業関連の予算を確保すること。

### 【現状・課題】

- 本県では、後継者不足等により、畜産農家戸数が減少傾向にあり、国際化の進展や産地間競争等の影響も懸念されるなか、消費者ニーズに即した魅力ある畜産物の生産拡大や、新技術の導入による生産コストの低減・品質向上が図られるよう、畜産クラスター事業等を活用した生産基盤強化の推進に取り組んでいます。
- 県内には、畜産クラスター計画を策定している協議会が 16 協議会あり、このうち 6 協議会が畜舎等の施設整備事業を行い、12 協議会が自動給餌機や飼料収穫機等の機械装置を導入しています。また、新たに協議会を設立し、増産や生産性向上の推進に取り組もうとする動きもあります。
- このように、地域の収益力を向上させ、また、畜産農家の一層の規模拡大を後押しする当事業については要望があり、また、オリーブ畜産物の生産振興や、耕種農家との連携による堆肥の利用促進及び自給飼料の生産を推進するためにおいても、引き続き、事業の継続と予算の確保が必要です。

【所管府省】 農林水産省（畜産局）

【県関係課】 畜産課

## 44 農業農村整備事業関連予算の確保について

### 【提案・要望事項】

- ① 農業農村整備事業は、農業競争力の強化や国土強靱化の観点から、地域の実態に即し、計画的に進める必要があるため、農業農村整備事業関連予算について、安定した予算を確保すること。
- ② 継続中の国営土地改良事業及び水資源機構営事業について、計画的な事業実施に向けた必要な予算を確保すること。
- ③ 多面的機能支払交付金については、本県の農地、農業用施設を適切に保全管理し、担い手への農地集積等を後押しするため、法制化に基づく安定的かつ継続的な予算を確保するとともに、事務手続きの簡素化を図ること。
- ④ 中山間地域等直接支払交付金については、農業従事者の減少や高齢化の進行等により、協定の継続を断念する集落が増加し、持続的な農業生産活動の低下が懸念されることから、制度のより一層の要件緩和を実施すること。
- ⑤ 土地改良区の体制強化を図るため、土地改良区の統合整備への支援を拡充するとともに、土地改良法改正に伴う事務負担の軽減に向けた必要な予算を確保すること。

### 【現状・課題】

#### ① 農業農村整備事業関係予算の確保

- 本県では、令和3年度から新たな「香川県農業・農村基本計画」に基づき、予算の重点化や効率化などに取り組みながら、計画的な事業推進を目指しています。
- 農業農村整備事業は、ほ場・水利施設の整備などにより、良好な営農条件を整備し、農業競争力の強化を図るほか、農村の生活環境整備や多面的機能の発揮による地域の振興、国土強靱化の観点からも重要な事業です。
- 国の農業農村整備事業関係予算は、増額基調のなか、臨時・特別の措置を含めた令和3年度補正予算と令和4年度予算を合わせると、平成21年度当初予算の水準を上回っていますが、各種事業を計画的に推進するには、今後も「5か年加速化対策」に基づく臨時・特別の措置により、継続的に安定した予算の確保が必要です。
- このため、農村地域の要望にこたえた事業推進には、農山漁村地域整備交付金や非

公共事業を含めた農業農村整備事業関係予算を、安定的に確保する必要があります。

## ② 国営土地改良事業等予算の確保

- 現在、国営かんがい排水事業「香川用水二期地区」及び水資源機構営香川用水施設緊急対策事業が実施されています。これらの事業は、農業用水の安定供給及び維持管理費の軽減による農業経営の安定上、地域にとって重要な事業です。
- 「香川用水二期地区」は、約 28km の老朽化した農業用水路等の補修に併せ、必要な耐震化整備を実施しており、令和 5 年度に完了する予定となっています。また、「香川用水施設緊急対策事業」は、現在まで抜本的な改修事業がなされていなかった高瀬支線水路における約 4 km の老朽化・耐震化整備と、幹線水路や取水工等の耐震化整備について、令和 6 年度の完了に向けて実施しています。
- 本県において香川用水は、本県農業を支える重要な施設であるため、計画的な事業実施と早期完了に向けた必要な予算を確保する必要があります。

## ③ 多面的機能支払交付金の予算確保

- 近年、農業従事者の減少や高齢化による集落機能の脆弱化に伴い、農業農村の多面的機能の低下が懸念されています。
- このようななか、令和 3 年度末現在、県内の 328 組織、13,412ha において、本制度に取り組んでおり、法制化に伴う安定的な制度となったことなどから、本制度に対する期待は大きく、特に、施設の補修・更新が可能な長寿命化の要望が増加する一方、事務手続きの煩雑さから活動の継続を断念する組織も発生している状況です。
- このため、本県の農地、農業用施設を適切に保全・管理し、多面的機能の維持・発揮を促進するため、今後とも多面的機能支払交付金の予算を安定的かつ継続的に確保するとともに、事務手続きの簡素化を図っていく必要があります。

## ④ 中山間地域等直接支払交付金の制度要件緩和

- 近年、中山間地域においては平地部に増して農業従事者の減少や高齢化の進行による耕作放棄地の増大、また、集落機能の脆弱化に伴う、農業農村の多面的機能の低下が懸念されています。
- 第 5 期対策の初年度である令和 2 年度については、高齢化の進行により継続を断念する集落の増加等から 32 集落協定、242 ha の大幅な減少となったところです。その後、

令和3年度に7集落協定、82haで新たに取組みましたが、国の現行制度では、第4期対策時の取組面積までの回復につながらず、地域農業の維持が困難となることが懸念されます。

- このため、本県の中山間地域の耕作放棄地の発生を未然防止するとともに、農業生産活動などによる農地、農業用施設の適切な保全・管理に有効な本制度への取組を推進するため、本県の事情に即した小規模な集落にも対応した制度の要件緩和を要望します。

#### ⑤ 土地改良区への支援の拡充

- 農業者の高齢化や後継者不足等により、土地改良区の運営は厳しい状況が続いており、農業用施設の維持管理が困難になってきているほか、専任職員を配置できない土地改良区もあるため、土地改良区の統合整備を促進し、その運営基盤の強化を図る必要があります。
- しかしながら、本県の土地改良区は、特に統合整備が必要な地区面積が100ha未満である小規模な土地改良区が全体の約4分の1を占めており、土地改良区統合再編整備事業の補助要件となるおおむね300ha以上を満たさない統合整備が見込まれるほか、合同事務所の設置に対する同事業の補助が低額にとどまるなど、統合整備の誘因となっていない状況があります。
- このようななか、土地改良法改正により、土地改良区の管理による総代選挙の実施、貸借対照表の作成とこれに伴う複式簿記の導入などが課されたことにより、土地改良区には大きな事務負担となっています。
- このため、土地改良区の体制強化に向けて、統合整備に対する補助の要件緩和や補助金の増額を行うとともに、土地改良法の改正に伴う新たな事務の負担を軽減するため、土地改良区への支援の拡充を図っていく必要があります。

【所管府省】農林水産省（農村振興局）

【県関係課】土地改良課、農村整備課

## 45 家畜伝染病対策費の拡充について

### 【提案・要望事項】

- ① 家畜伝染病予防法の改正により強化された家畜伝染病の発生予防対策や家畜伝染病が発生した場合の防疫措置などに要する家畜伝染病対策費の充実を図ること。
- ② 農家の経営継続のため、家畜伝染病予防費負担金について、移動制限等による農場の売上げ減少等相当額として算出する対象を拡充すること。

### 【現状・課題】

#### ① 家畜伝染病の発生予防及び防疫措置にかかる対策費の充実

- 令和2年11月から12月にかけて本県で続発した高病原性鳥インフルエンザ対策費については、発生農場等における防疫対応に約12億円、その他発生防止やまん延防止に3千万円余の事業費を必要としました。
- このうち、防疫対応では、国から家畜伝染病予防費負担金として約1/2が補てんされましたが、人件費や旅費、資材等単県での持ち出しが5億9千万円余となっており、また発生防止やまん延防止対策では、衛生資材・薬品等の備蓄品の強化において、2,500万円余の単県負担が生じております。
- 今後は、飼養衛生管理基準の徹底を図るため、農家向け研修の実施や、防疫体制の検証・見直し等、様々なアプローチを行いながら、高病原性鳥インフルエンザの発生予防に向けた取組を行ってまいりたいと考えておりますが、これらに活用できる補助制度の拡充が必要です。
- また、高病原性鳥インフルエンザのみに限らず、豚熱ワクチン接種や野生イノシシへの対応を含め、豚熱・アフリカ豚熱等の家畜伝染病発生予防に向けた飼養衛生管理基準の遵守にかかる指導等を強化するためにも、農家対策や家畜伝染病が発生した場合の防疫措置に要する事業費の充実が必要です。

#### ② 家畜伝染病予防費負担金の対象拡充

- 高病原性鳥インフルエンザにより影響を受けた農家に対する支援として、家畜伝染病予防法の規定により、国が全額負担（国10/10）し直接補償する「へい殺畜等手当金」と、家畜等の搬出や移動が制限されたことにより、出荷先の変更、遅延、処分を



余儀なくされた場合、これによって生じた売上の減少額、飼料費・輸送費・保管費の費用の増加額、やむを得ず処分を行った場合の処分費や処分場までの輸送費を補償する「家畜伝染病予防費負担金」（国 1/2、県 1/2）があります。

- 本県では、令和2年11月から12月にかけて、同一エリアで高病原性鳥インフルエンザ12例が断続的に発生したことにより、移動制限区域内においては、その制限期間が72日間もの長期に渡りました。
- 発生農場においては、同一エリアの発生が収束しないことには経営再開ができず、長期間の空舎を余儀なくされており、この間の所得は全くありません。また、発生農場以外の肉用鶏農家では、飼養期間が長引き、100日齢を超える肉用鶏も存在することになりました。法に基づく補償については、飼料費等が対象であって、その間に必要であった光熱水費や人件費等については対象となっておらず、農家は経済的な影響を大きく受けることになりました。
- このため、農家の経営継続のためには、前記対象費用に加え、人件費や光熱水費等についての支援も必要です。

【所管府省】 農林水産省（消費・安全局）

【県関係課】 畜産課

## 46 有害鳥獣対策の充実・強化について

### 【提案・要望事項】

#### ① 鳥獣被害防止総合対策

鳥獣被害防止総合対策交付金について、令和5年度以降も継続するとともに、被害防止対策の一層の強化に必要な予算を確保すること。特に、鳥獣被害防止施設等の整備とともに、本県では捕獲の取組を強化していることから、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業による捕獲活動経費について、不足しないよう重点的に予算確保すること。

#### ② 指定管理鳥獣捕獲等事業の助成措置の継続と対象の拡充

「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、今後も都道府県への助成措置を継続するとともに、「指定管理鳥獣捕獲等事業」の対象となる「指定管理鳥獣」にニホンザルを追加し、事業の拡充を図ること。また、市街地等に出没したイノシシなどの野生鳥獣による人身被害を防止するため、県や市町が行う市街地等での被害防止対策を支援する事業を創設すること。

### 【現状・課題】

#### ① 鳥獣被害防止総合対策

- イノシシやサルなどの有害鳥獣による農作物の被害は、過疎化・高齢化の進展等による耕作放棄地の増加や集落コミュニティの脆弱化に伴い、中山間地域はもとより平野部においても拡大するなど、県内全域で深刻化しています。
- 県では、市町被害防止対策協議会などと連携して、追い払い活動と放棄された果樹の伐採など有害鳥獣を集落に寄せ付けない環境づくりに加え、侵入防止柵の設置や緩衝帯を整備する侵入防止対策と捕獲活動を組み合わせた取組を進めており、その結果、モデル的な集落も育成され、他地区への普及にも努めているところですが、それでもなお、令和2年度の農作物被害金額は1億874万円に及ぶなど、甚大な被害が継続しています。
- 今後、さらに対策を一層強化すべく、侵入防止施設の整備を進めるとともに、国が目標とする令和5年度までの個体数半減の達成に向けて、県としても捕獲活動を強化するため、有害捕獲奨励金の通年交付やシカを対象獣に追加するなど拡充・強化を図ってきたところです。

- 鳥獣被害防止総合対策交付金については、これまでも不足が懸念される状況が続いていることから、計画的な鳥獣被害防止施設の設置や有害捕獲が実施できるよう、令和5年度以降も必要な予算が不足することのないよう確保することを要望します。

## ② 指定管理鳥獣捕獲等事業の助成措置の継続と対象の拡充

- 近年、ニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣については、急速に生息数が増加、生息範囲が拡大しており、農林水産業や生活環境への被害が深刻化していますが、これらの野生鳥獣による被害に対しては、侵入防止施設の整備や有害鳥獣捕獲による対策では限界があり、積極的な捕獲による個体群管理が不可欠となっています。
- こうした状況を踏まえ、国は平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正し、「鳥獣の管理」が法の目的として明確に位置付けられたところです。
- この改正において創設された「指定管理鳥獣捕獲等事業」により、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある「指定管理鳥獣」にニホンジカとイノシシが指定され、都道府県が主体となって捕獲を行うことが可能となりましたが、国においては、野生鳥獣による被害対策を推進するため、今後も都道府県への助成措置を継続するとともに、「指定管理鳥獣」に、全国的に被害の甚大な鳥獣であるニホンザルを追加することで、事業の拡充を図る必要があります。
- また、市街地に出没するイノシシ等の野生鳥獣による人身被害が全国的に問題となっており、本県においても、市街地等でのイノシシによる人身被害が依然として発生するなど、深刻な状況が続いていることから、緊急に対策を講じる必要があります。国においては、人身被害防止を目的とした侵入防止施設の整備、市街地に出没した個体や市街地周辺に生息する個体を捕獲するために必要な資機材の購入、イノシシの出没経路の調査等に対する補助制度を創設するなど、新たな支援が必要です。

【所管府省】 農林水産省（農村振興局）、環境省（自然環境局）

【県関係課】 農業経営課、みどり保全課

## 47 瀬戸内海の恵みがもたらす笑顔あふれる水産業の創造について

### (1) 新規漁業就業者への給付金支給制度の拡充

#### 【提案・要望事項】

- ① 農業における経営開始型の農業次世代人材投資事業と同様に、漁業においても、経営が不安定な漁業就業直後の所得を確保し、経営の確立をサポートする給付金制度（次世代人材投資事業（経営開始型））の創設を図ること。
- ② 全国各地で漁業学校等の設置による新規就業者確保の取組が強化されていることから、次世代人材投資事業（準備型）についても、地方財政力によって、格差が生じないように事業を継続するとともに、予算拡充を図ること。

#### 【現状・課題】

- 漁業を持続的に発展させていくためには、意欲のある新規漁業就業者の確保が重要ですが、漁業に就業する場合、その特性上、技術・知識の習得を含め、操業準備に多大な時間と費用を要することや、就業後の一定期間は経営が不安定であることなどから、安心して就業できるようにするための支援措置が必要です。
- このため、国において平成 25 年度から就業準備資金として青年就業準備給付金制度（現：次世代人材投資事業（準備型））が創設されたところです。本県では漁業就業者数の減少が著しいことから、平成 27 年度に「かがわ漁業塾」事業を創設し、給付金を支給できる環境を整えるとともに、平成 28 年度には新たに県単独施策として「新規就業者生活給付金事業」（現：新規漁業就業者独立給付金事業）を創設したところです。
- しかしながら、農業においては農業次世代人材投資事業（経営開始型）といった、「自らの経営の確立を支援するような経営開始型」の国の制度が確立されていますが、漁業においては、給付金の支給対象が研修期間のみで、就業後は対象となっていないため、経営が不安定な就業直後の一定期間に給付金が支給される制度の確立が必要です。
- 新規漁業就業者の確保・育成は喫緊の課題であり、経営が確立するまでの一定期間を支援する給付金制度（次世代人材投資事業（経営開始型））の創設はもとより、漁業学校等で知識を取得する就業希望者の支援（準備型）についても、地方財政力によって、格差が生じないように地方負担を求めず、就業準備から就業・定着までの一貫した担い手確保対策をサポートする国の制度創設及び十分な予算の確保が必要です。

【所管府省】 水産庁（漁政部）

【県関係課】 水産課

## (2) 養殖魚の餌料安定供給対策

### 【提案・要望事項】

- ① 魚類養殖業における生餌の安定供給体制の構築に対する支援を継続すること。
- ② 漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）を継続すること。

### 【現状・課題】

- 本県の漁場は冬場の水温が低いことから、ブリ類の養殖期間が限定されるため、短期間で成長を確保する必要があると、現時点では一定量の生餌の使用が不可欠となっています。

一方、近年クロマグロ養殖の増加によるサバ等生餌をめぐる競合や生餌として利用されるイワシ等多獲性魚種の漁獲変動等により、生餌の供給量が不安定となり、買取価格が上がるなど、生餌の必要量の確保や餌代の高騰に悩まされています。
- 国では、平成 27 年度補正予算により、「広域浜プラン緊急対策事業（養殖用生餌供給安定対策支援）」が創設され、平成 28～令和 3 年度には本県でも当該事業を活用しました。当該事業は、県漁連が生餌を安定供給するため、新たな産地からの調達や突発的に漁獲された魚種を生餌として供給する実証的な取組を支援する制度となっています。安心して魚類養殖業を行うために必要不可欠な生餌の安定供給体制の構築に大変有効な事業であることから、今後も継続的な実施が必要です。
- また、養殖用配合飼料についても、平成 22 年度から価格安定対策として漁業経営セーフティーネットの仕組みが始まっているところですが、養殖魚生産にかかるコストに占める餌飼料経費の割合が大きく、配合飼料価格の高騰が魚類養殖漁業者の経営を圧迫しているため、漁業者がより一層安心して事業を継続できるよう漁業経営セーフティーネット構築事業(配合飼料)の継続が必要です。

【所管府省】水産庁（増殖推進部）

【県関係課】水産課

### (3) ノリの色落ち・食害対策

#### 【提案・要望事項】

- ① 養殖ノリ不作への早急な対策を図るため、栄養塩管理の推進に向け、モデル海域での実証試験を含め、国や大学、関係府県の連携による調査・研究を拡充すること。
- ② 各府県が適切に瀬戸内海環境保全特別措置法の改正に伴う栄養塩類管理を行うことができるよう、国が責任をもって府県間の調整を行うこと。
- ③ 養殖ノリの食害対策について、全国的に被害が拡大していることから、その対策にかかる予算措置を恒久的に行うこと。

#### 【現状・課題】

- 本県の基幹漁業であるノリ養殖の経営体数は、栄養塩不足及び食害により生産が安定せず、平成 17 年度の 234 経営体から令和 3 年度は 75 経営体に減少しています。
- 栄養塩不足によるノリの色落ち対策として、令和元年度からノリ養殖海域に限定した施肥技術の開発に取り組んでおり、引き続き、国等との連携が不可欠です。
- 漁場環境面では、栄養塩類管理の仕組みの導入など「きれいで豊かな瀬戸内海」を目指し、令和 3 年 6 月 9 日に瀬戸内海環境保全特別措置法が改正されるなど、制度の見直しが進められています。各府県が適切に栄養塩類管理を行うことができるよう、各府県の漁業の状況を考慮し、国が責任をもって府県間の調整を行う必要があります。
- 魚類の著しい食害により、平成 30 年度には県内の一部漁場で生産が不能となりました。そのため、県では令和元年度から、防除網の開発に取り組んでいます。しかしながら、本県を含め食害による養殖ノリ被害は、全国的に大きな問題となっていることから、食害に関する情報交換会で得られた知見を基に、各生産現場に適した調査・研究を行うとともに、その対策にかかる恒久的な予算措置が必要です。

【所管府省】水産庁（増殖推進部）

【県関係課】水産課

#### (4) 瀬戸内海のサワラ資源

##### 【提案・要望事項】

瀬戸内海におけるサワラ資源の持続的な利用を図るため、国は適切な資源評価を行いながら、必要に応じてサワラ種苗生産・放流に対する支援を行うこと。

##### 【現状・課題】

- 瀬戸内海のサワラ資源を回復・安定させるため、平成14年度から、水産総合研究センター（現：国立研究開発法人水産研究・教育機構）が、平成24年度からは、瀬戸内海関係11府県と漁業関係者を構成員とする瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会（以降、「海域協議会」）が、サワラの種苗生産・放流を行ってきました。  
その取組により、近年の国の資源評価において瀬戸内海のサワラは、資源量「中位」、資源動向「増加」と回復し、一定の成果が得られています。
- 瀬戸内海のサワラ資源が回復傾向にあることで、資源に対する種苗放流の効果が限定的となり、国からは種苗生産・放流に対する助成を中断する方針が示されました。このことを受け、海域協議会で検討した結果、令和3年度からはサワラ種苗生産・放流を中断しています。
- 一方、国立研究開発法人水産研究・教育機構は、資源量の算出において、サワラの場合は再生産成功率の年変動が大きく、加入が悪い年が続くと資源が急激に減少する可能性がある見解を示しています。また、令和2～3年の漁獲の増加が、資源に与える影響を踏まえて今後の資源量を評価する必要があり、引き続き資源動向を注視していくことが求められます。
- 今後、国においては、漁獲可能量による管理を基本とした資源管理体制を推進していくにあたって、令和4年第3四半期にサワラ瀬戸内海系群の資源評価結果を公表し、本格的な検討を開始することになっています。
- 広域に分布する瀬戸内海のサワラ資源について適切な資源評価を行うとともに、資源量が減少した際には種苗生産・放流を再開するなど、国主導のもとで、関係府県との連携体制の再構築、財政的な支援等の措置を講じていただくことが必要です。

【所管府省】 水産庁（増殖推進部）

【県関係課】 水産課

## (5) 地域の漁業実態に応じた資源管理の推進

### 【提案・要望事項】

- ① 新たに特定水産資源を定める場合は、漁業者の意見を十分聴いて理解を得たうえで定めること。また、漁獲可能量による管理を行う場合には、瀬戸内海の漁業の実態や遊漁による採捕も考慮した管理手法となるよう慎重な対応を行うこと。
- ② 漁獲情報等デジタル化推進事業において、電子的な水揚げ情報の収集体制を広く整備するために時間を要することから、当該体制整備にかかる支援を継続的に行うこと。また、併せて当該体制の維持にかかる支援も行うこと。
- ③ 管理措置の効果による資源量の回復、環境要因等による資源量の増減などの実情に応じた資源管理施策の運用を行うとともに、資源管理の推進に関して継続して財政支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 令和2年12月に施行された改正漁業法（漁業法等の一部を改正する等の法律：平成30年法律第95号）では、漁獲可能量管理を基本としており、特定水産資源については、漁獲可能量による管理を行いつつ、特定水産資源以外の水産資源については自主的な取組による管理を法に基づき行うこととなっています。
- 現在、漁獲可能量による管理を行っている魚種は、8魚種（クロマグロ、マサバ・ゴマサバ、マアジ、マイワシ、サンマ、スケトウダラ、スルメイカ、ズワイガニ）ですが、水産庁が令和2年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」では、令和5年までに漁獲量ベースで8割に当たる魚種に対して漁獲可能量による管理を導入する意向を示し、そのなかにはカタクチイワシ、サワラ、マダイ、ヒラメなど本県沿岸漁業の主要な水産資源も含まれています。
- 当該水産資源は、様々な漁法で漁獲されており、なかでも小型機船底びき網漁業や小型定置網漁業などは、特定の水産資源のみを選択的に漁獲することが困難です。このため、これらの資源に数量管理を導入することは、漁獲可能量が設定され、新たな報告の義務化、採捕停止命令の発出に伴う採捕活動の停止など、本県漁業者の漁業活動に大きく影響することが予想されます。そこで、漁獲可能量による管理の拡大にあたっては、国が関係団体や漁業者の意見を聴き理解を得たうえで定める必要があります。



- さらに、マダイ、ヒラメ等は、遊漁船業者やプレジャーボートによる遊漁の主な対象魚種であることから、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を検討する必要があり、漁獲可能量で管理するに当たっては、漁業者のみが漁獲可能量管理に取り組むのではなく、地域の漁業実態や遊漁による採捕も考慮した管理手法となるよう慎重な対応が求められます。
- 改正漁業法の施行により、漁業免許や漁業許可を受けた者は、漁獲成績報告書の作成、集計などが必要であり、漁業者や漁協への負担が増大しています。現場の負担を軽減し、効率的な報告体制を確立するため、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度補正予算で「漁獲情報等デジタル化推進事業」が計上されましたが、漁業者の負担軽減につながる市場からの水揚げ情報や、漁業者によるアプリ等による水揚げ情報の電子的な収集体制が整うには、時間が必要であることから、当該体制の整備にかかる財政的支援を継続する必要があります。また当該体制を維持するにも、漁業者、漁協及び市場等の負担を要するため、当該体制の維持にかかる財政的支援も必要です。
- 水産資源管理の取組として、平成23年度に国や都道府県が作成した「資源管理指針」に沿って、関係漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する資源管理体制が導入され、漁業者が自主的管理措置を順守し、措置の内容も拡充してきたところです。これらの資源管理計画のうち、策定から5年が経過したものについては、協定への移行も含めて評価・検証を実施し、管理措置の強化が求められています。
- 管理措置については、一律に強化を盛り込むのではなく、これまで漁業者が真摯に取り組んできた自主的な資源管理措置を評価・検証し、長期的な視野を持ちながら、管理措置の効果による資源量の回復、環境要因等による資源量の増減などの実情に応じて、管理措置の削除や緩和などを認めた柔軟な運用が必要です。
- 知事管理漁業における当該計画等の評価・検証及び高度化の推進、資源管理措置の履行確認、資源状況等の科学的データの収集等を行うため、沿岸漁業における自主的資源管理体制高度化事業にて、都道府県資源管理協議会の運営経費等への支援がありますが、資源管理の効果が発現するには時間がかかることや漁業者の努力の及ばない環境要因等により資源量が増減する場合もあり、今後も長期的な財政的支援が必要です。

【所管府省】水産庁（資源管理部）

【県関係課】水産課

## (6) 水産業における燃油価格高騰対策

### 【提案・要望事項】

- ① 漁業用の燃油価格上昇に伴う経営への影響緩和のため、「漁業経営セーフティネット構築事業」の補填発動基準や期中での加入・積立金の積増しができる要件の緩和などにより、活用しやすい制度に見直すこと。
- ② 漁業に使用するA重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置及び軽油引取税の免税措置を堅持すること。
- ③ 漁業生産者の経営安定のため、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」等を継続実施できるよう所要予算を確保すること。

### 【現状・課題】

- 漁船漁業における漁労支出のうち燃料代の割合は非常に大きく、漁業者にとって、燃油価格の高騰は大きな負担になっています。  
一方、水産物価格は、市場の需給関係によって決定されているため、燃油価格上昇分を魚価に反映することは難しい状況にあります。そのため、燃油価格の高騰は、漁業経営を大きく圧迫しています。
- 漁業経営セーフティネット構築事業は、過去の平均原油価格等による補填発動基準により運用されておりますが、国際情勢の変化等により、燃油価格の急激な高騰が想定されることから、経営への影響をできるだけ緩和するため、補填発動基準及び期中での加入・積立金の積増しができるよう要件の緩和等、より柔軟に補填が実施されやすい制度への見直しが必要です。
- 漁業に使用するA重油にかかる石油石炭税の免税措置は令和4年度末、軽油引取税の免税措置は令和5年度末の期限となっておりますが、当該措置が無くなれば、漁業経営はより厳しくなることが予想されます。そのため、今後も漁業用燃油の課税免税措置、軽油引取税の免税措置の堅持が必要です。
- 省エネ機器等の導入を推進する競争力強化型機器等導入緊急対策事業は、令和元年度補正予算、令和2年度補正予算事業では、それぞれ61件、32件申請のうち全件が採択されました。令和3年度補正予算で実施される事業では16件の申請があり、要望は依然として多く、その継続が必要です。

【所管府省】水産庁（漁政部）

【県関係課】水産課

## (7) 漁港・漁場の整備

### 【提案・要望事項】

水産業の振興と漁業地域の活性化及び防災・減災対策のため、漁港・漁場の整備を効率的かつ効果的に実施していく必要があることから、引き続き財政的支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 本県の漁港はすべて市町が管理し、漁業生産及び浜の活性化を維持する重要な拠点施設として活用されています。それらは、整備後 50 年近く経過していることから老朽化が著しく進んでおり、厳しい財政状況のなか、市町では更新するための予算措置ができないため、施設の調査を行いながら、計画的に漁港の長寿命化及び維持管理に努めています。

しかしながら、南海トラフ地震の発生確率は、今後 30 年以内に 70～80%とされ、近年の気候変動を起因とする気象災害とともに、漁業活動に与える影響が懸念されます。

そのため、長寿命化対策及び防災・減災対策としての漁港整備を引き続き実施していく必要があります。

- 藻場は、水産動物の産卵場や幼稚魚の育成場、餌を生み出す場として重要な役割を果たしているとともに、水質浄化機能を有しています。

藻場の面積は、高度成長期以降、埋め立てなどの開発により、大幅に減少してきました。近年、増加傾向にあるものの依然として十分な藻場面積の確保には至っていません。

本県では、平成 9 年度以降、ガラモ場の整備を中心に令和 3 年度末までに 125ha を整備してきましたが、今後も引き続き、整備を推進する必要があります。

- このため、水産業の振興と漁業地域の活性化及び防災・減災対策のため、漁港・漁場の整備を効率的かつ効果的に実施していくことが必要です。

【所管府省】水産庁（漁港漁場整備部）

【県関係課】水産課

**【提案・要望事項】**

- ① 瀬戸内海を「里海」として再生させるための実効的な施策として、「里海づくり」を行う人材の育成や住民参加を促進するため、人材育成の取組や環境保全活動のネットワーク化、環境教育・啓発など地域活動の活性化の取組に対する財政的支援を行うこと。
- ② 栄養塩類の循環機構の解明について、引き続き、調査・研究に取り組むとともに、栄養塩類の管理手法や評価の方法を確立させること。また、栄養塩類管理計画の策定及び実施にかかる十分な財政的支援を行うこと。
- ③ 生物多様性・生産性の向上と水質浄化・物質循環の機能の確保を図るため、藻場・干潟等の浅場の整備に対する財政的支援を行うこと。
- ④ 海底堆積ごみ及び漂流ごみの回収・処理については、国や地方自治体等の役割分担を明確にすること。  
海ごみの回収・処理、調査研究、発生抑制対策に対する財政的支援を継続するとともに、台風等により突発的に大量発生する漂流ごみや海岸漂着ごみの地方自治体等による回収・処理については、従来の補助金を地方自治体が使いやすいものとして整理し、柔軟な財政的支援を行うこと。  
また、海ごみの大半を占めるプラスチックごみの削減を図るため、民間団体等を含む多様な主体の参画・連携による循環的利用の促進に向けた仕組みづくりを推進すること。  
さらに、マイクロプラスチックの発生状況、原因、影響及び処理に関する調査研究を急ぐとともに、早急に対策を講じること。

**【現状・課題】**

- 瀬戸内海では、これまでの各種施策の結果、水質については一定の改善がみられるものの、栄養塩の循環バランスの崩れによる赤潮の発生やノリの色落ち、人と海との関わりの希薄化、海ごみの問題など、依然として多くの課題があります。
- 平成 27 年 2 月、国において瀬戸内海環境保全基本計画の変更が閣議決定され、多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな瀬戸内海」を目指すことが明記されるとともに、平成 27 年 10 月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法でも、これまでの水質保全のための規制に加え、海ごみの除去等の推進をはじめ、瀬戸内海を豊かな海とするための里海づくりの活動など、沿岸域の良好な環境の保全・再生・創出を図るための事業を推

進することとされています。

- このため、現行の瀬戸内海の環境保全に関する香川県計画についても、美しい海、交流と賑わいのある海などを目指すとした「かがわの里海づくり」を中心に据えた計画としており、そのための柱となる取組として、里海づくりをけん引する人材育成や里海への理解を広げるため、平成28年4月に「かがわ里海大学」を設置、運営していますが、地域で様々な環境保全活動に取り組むためには、各省庁が連携した、実効的な施策や財政的支援が必要です。
- また、栄養塩類の管理については、令和3年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正により、新たに栄養塩類管理制度が創設され、令和4年4月より施行されていますが、瀬戸内海全体の水質を管理する水質総量削減制度と栄養塩類管理の仕組みの調和・両立や、栄養塩類管理を行った場合の評価の方法等、多くの課題があり、国において、引き続き調査・研究を行うとともに、県において栄養塩類の管理の検討及び実施にあたっては、モニタリング等の費用が必要となることから、十分な財政的支援が必要です。
- さらに、水質浄化や生物の成育場として重要な藻場や干潟については、近年、温室効果ガスの吸収源としての役割も期待されていますが、依然として少ない状況であり、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正に盛り込まれた藻場・干潟の再生・創出の取組を推進するためには、国において、藻場・干潟等の浅場の整備に対する財政的支援が必要です。
- 海ごみについては、海岸漂着物処理推進法において、海岸漂着物についての処理責任は明確になっていますが、海底堆積ごみと漂流ごみについての処理責任は明確になっておらず、回収・処理をさらに徹底するためには、処理責任を明確にする必要があります。
- また、海ごみについては、一般廃棄物として取り扱われることから、その回収・処理に地元自治体の負担が必要であり、特に台風等により突発的に大量発生する海ごみの回収・処理に対しては、現在も財政的支援はあるものの、対象要件等が使いにくいものとなっていることから、実情に合った柔軟な支援が必要です。
- さらに、近年、プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な課題となっているなか、瀬戸内海においても、海ごみの大半はプラスチックごみが占めていることから、これらの海への流出を防ぐだけでなく、発生抑制や循環的利用を今後とも一層推進するとともに、特に生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチックについては、その実態や原因の究明を早急に行い、対策を講じることが必要です。

【所管府省】環境省（水・大気環境局、環境再生・資源循環局）、  
水産庁（増殖推進部、漁港漁場整備部）、  
国土交通省（港湾局、水管理・国土保全局）

【県関係課】環境管理課、廃棄物対策課、土地改良課、水産課、河川砂防課、港湾課

## 49 瀬戸内海国立公園の整備の推進について

### 【提案・要望事項】

- ① 瀬戸内海国立公園の直轄整備を推進すること。
- ② 公園施設の老朽化対策等のための自然環境整備交付金の予算を十分に確保すること。

### 【現状・課題】

- 多島海の優れた景観が「世界の宝石」とも称され、我が国最初の国立公園として指定された瀬戸内海国立公園の香川県地域は、屋島や五色台、小豆島の寒霞溪などの展望地が主要な観光地となり、多くの方々が訪れることから、昭和30年代から平成16年度にかけて、国の補助事業等を活用して園地などを整備してきました。
- こうした国立公園の園地などの整備は、三位一体改革以降、国の直接執行が原則とされ、国の補助事業が廃止されたことから、本県の施設整備は進まず、また、直轄事業での整備もほとんどなされなかったため、施設の老朽化が進んでおりましたが、屋島において、国の直轄事業による整備が開始されるとともに、平成27年度から、自然環境整備交付金の交付対象が国立公園整備事業にも拡充されたところです。
- しかしながら、直轄事業による整備は、現在、屋島以外では実施の予定がなく、また、交付金については、令和2年度から令和6年度を計画期間とする本県の整備計画を策定し、交付金を活用した施設の老朽化対策等を実施する予定としておりますが、令和4年度の第一次内示分に伴う交付額は、要望額の総額を確保できておらず、このままでは、整備計画の期間内での実施が困難な状況であります。
- 現在、瀬戸内海国立公園は、新型コロナウイルスの影響により利用者が減少してきておりますが、環境省においては、令和7年度までの目標として、新型コロナウイルスによる影響前の国内利用者復活、訪日外国人利用者数1000万人の目標を見据えた訪日外国人利用者数の復活を目指しているとされており、瀬戸内海国立公園についても、利用者の利便性の向上や、安全面と瀬戸内海の景観に配慮した環境整備を図るため、自然公園等事業費の予算を十分に確保して、整備を推進することが必要です。

【所管府省】 環境省（自然環境局）

【県関係課】 みどり保全課

## 50 廃棄物処理について

### (1) 拡大生産者責任に基づく廃棄物処理システムの構築

#### 【提案・要望事項】

持続可能な循環型社会を形成するため、拡大生産者責任の考え方を徹底し、生産者が、製品の循環利用や適正な処分にかかる責任を負う廃棄物処理システムを早期に構築すること。

#### ① 家電リサイクル制度等の円滑な推進

廃家電製品の不法投棄や不適正処理事件を防止し、家電リサイクル制度の円滑な推進を図るため、リサイクル料金前払い制度の導入や、廃家電の引渡義務違反に対する罰則の強化など、実効性ある措置を講じること。

あわせて、リサイクル料金の積算根拠の情報開示と制度の一層の普及啓発に努めること。

なお、リサイクル料金の前払い制度が導入されるまでは、市町の不法投棄対策に対するメーカー等の資金協力を継続すること。

また、使用済小型電子機器リサイクル制度の推進のため、市町の費用負担軽減を図ること。

#### ② 生産者による廃棄物回収システム及びデポジット制度の導入等

「生産者は、製品の使用後の段階においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について一定の責任を負う。」という考え方を徹底するため、資源として再生利用できる製品や有害物質などについて、可能なものから随時、生産者による廃棄物回収システム及びデポジット制度を導入すること。

その際、自治体間で取り扱いが異なることにより、実効性が損なわれることがないように、全国一斉に同一基準で実施すること。

また、現行の各種リサイクル法が適用されない使用済みの太陽光パネルなどの製品についても、リサイクルシステムを早急に構築すること。

#### ③ 容器包装リサイクル制度の見直し

容器包装リサイクル制度について、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化を図るとともに、市町の費用負担の軽減など制度の見直しを行うこと。

#### ④ プラスチック資源循環の促進

プラスチック資源循環促進法の施行に伴って生じる市町の新たな負担に対する必要な財政措置等の支援を行うこと。

また、コロナ対策で使用済みとなったアクリルパーティションの再資源化など、使用済みプラスチック等のリサイクルシステムの構築に向けた、国と民間企業による実証事業の取組が地域企業にも広がるよう製造事業者への支援を強化すること。



## 【現状・課題】

### ① 家電リサイクル制度等の円滑な推進

- 家電リサイクル法については、平成 27 年 3 月 30 日に「特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針」の一部改正が行われましたが、次のような現状を踏まえた検討が必要です。
  - ・ 消費者がリサイクル料金を排出時に費用負担する後払い制度のもとでは、メーカーによる再商品化に要する費用やその内容の説明が不十分なこともあり、料金負担を嫌う消費者等による不法投棄が後を絶たず、地方自治体にとって大きな負担となっています。
  - ・ リサイクル料金を徴収した小売店が不適正なルートに横流しする事件やリサイクル料の便乗徴収、無料家電引取業者による料金徴収に伴うトラブルなどの問題が発生しています。また、家電製品を買い替えない場合は、排出者（消費者）が自分で指定引き取り場所へ搬入するなどの負担があるため、無料家電引取業者等へ引き渡すなど、必ずしも家電リサイクル法が適正に守られているとはいえない状況です。
  - ・ 不法投棄された廃家電の対応は、家電リサイクルプラントへの直接搬入など一定の対策が講じられましたが、依然として地方自治体の大きな負担となっています。不法投棄を未然に防止するためには、リサイクル料金を後払い制度から前払い制度（新製品購入時にリサイクル料金を負担する制度）に改めるとともに、廃家電の引渡義務違反に対する罰則を強化するなど、家電リサイクル制度の円滑な推進を図ることが必要です。
- また、市町の不法投棄対策に対するメーカー等の資金協力は、令和 5 年度まで延長されましたが、市町の負担軽減のため、リサイクル料金の前払い制度が導入されるまで継続的な支援が必要です。
- さらに、平成 25 年度に導入された使用済小型電子機器等リサイクル制度における実施主体は、市町となっていますが、財政面の理由から継続が困難となることも考えられ、事業者への引き渡し時に逆有償となる事例も生じていることから、この制度が大きな成果を上げるためには、市町に対する財政支援が必要です。

### ② 生産者による廃棄物回収システム及びデポジット制度の導入

- 使用済小型電子機器等リサイクル制度をはじめ、一部の製品については事業者による自主回収等の取組が行われていますが、資源の有効利用のため、再生利用できる製品については、一層の回収促進が求められています。
- また、カセット式ガスボンベやリチウムイオンを内蔵する電子機器、農薬や薬品な

ど、危険性・有害性が高く、取り扱いに当たって専門性を要する処理が困難な廃棄物については、市町で受け入れていないケースが多いため、その適正な回収・処理の確保が求められています。

- こうした廃棄物回収システムには、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、散乱ごみ対策に有効であるデポジット制度を組み合わせることが必要です。
- なお、生産者による廃棄物回収システムやデポジット制度は、実施している地域では製品が割高となるため、実施していない地域があると、その地域で購入されることによって回収システム等の効果は得られなくなり、また、換金目的で、実施していない地域から使用済み製品を持ち込まれることも懸念されることから、全国一斉に同一基準で実施することが必要です。
- 使用済みの太陽光パネルなどの製品についても、将来的に大量廃棄が見込まれるため、生産者による廃棄物回収システムを早急に構築することが必要です。

### ③ 容器包装リサイクル制度の見直し

- 容器包装リサイクル法については「消費者が分別排出」「市町が分別収集」「事業者が再商品化」という役割分担のもと、リサイクルを進めていますが、その一方で、分別収集や選別及び小規模事業者の再商品化に要する費用が市町の大きな負担となり、品目によっては分別収集されていないものもあるなどの課題も生じており、市町の費用負担の軽減など、拡大生産者責任の原則に基づいた制度の見直しが必要です。

### ④ プラスチック資源循環の促進

- プラスチック資源循環促進法については、ごみ処理の広域化・集約化と併せて対応を検討していくこととしていますが、製品プラスチックはプラスチック製容器包装に比べて、多種多様な原料が使用されていることから、分別方法の住民への広報、収集回数や保管施設の確保、中間処理施設の設置・改修、製品プラスチックの再商品化など、市町の負担がさらに増加することが見込まれ、マテリアルリサイクルの促進には、市町の負担軽減に向けた十分な支援が必要です。
- また、新型コロナウイルスの感染防止対策として、飲食店などに導入されているアクリルパーティションは、今後、事態が収束した後には、大量の処分が見込まれるほか、不法投棄などの問題も懸念されます。こうした製品プラスチックの自主回収による再資源化に向けた取組を広く進めるため、製造事業者への支援強化を図る必要があります。

【所管府省】環境省（環境再生・資源循環局）、  
                  経済産業省（商務情報政策局、産業技術環境局）  
【県関係課】廃棄物対策課

## (2) 廃止焼却施設の解体の促進及び市町の負担軽減

### 【提案・要望事項】

- ① ダイオキシン類対策やごみ処理の広域化に伴い廃止したごみ焼却施設の解体を一層促進するため、施設整備を伴わない解体のみの事業や、跡地を災害廃棄物仮置場等の防災対策用地とする場合も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするほか、交付税措置の創設など支援施策の充実を図ること。
- ② 交付金の交付対象となっている場合についても、交付額の引き上げや交付要件の緩和などにより、市町の財政的な負担が軽減され、施設の広域化・集約化が進むよう、国の支援策の充実を図ること。

### 【現状・課題】

- 平成14年度の国のダイオキシン類対策や、市町合併の推進により、多くのごみ焼却施設が廃止されましたが、廃止された施設をそのまま放置しておくことは、新たな環境汚染を引き起こす可能性があり、早期に解体を行うことが必要です。
- しかしながら、ごみ焼却施設の解体作業を行うには、労働安全衛生規則によりダイオキシン類のばく露を防止するための安全対策を講じる必要があり、市町においては多大な財政的負担を強いられることから、本県では、4施設が、廃止から15年以上経過した現在も、解体に着手できていない状況です。
- 循環型社会形成推進交付金制度では、施設整備と解体が一体で行われる場合に限り、解体工事費が交付対象となっていますが、ごみ処理施設の集約化に向けた検討が進められているなかでは、新たな施設整備を見込むことが困難な状況です。
- 焼却施設の解体を一層促進するためには、施設解体のみの場合や、跡地を災害廃棄物仮置場等の防災対策用地とする場合も交付対象とするとともに、交付税措置の創設など支援施策の充実を図ることが必要です。
- また、令和3年度に追加された解体跡地以外の土地に代替え施設を整備する場合も含め、交付金の対象となっているものについても、交付額の引き上げや、新たに整備する施設数と関連性・連続性のある施設の数と同数以下とする交付要件の緩和などにより、市町の財政的な負担が軽減されるとともに、施設の広域化・集約化が進むよう、国の支援策の充実を図ることが必要です。

【所管府省】 環境省（環境再生・資源循環局）

【県関係課】 廃棄物対策課

### (3) 一般廃棄物処理施設等の整備事業にかかる循環型社会形成推進交付金等の予算確保

#### 【提案・要望事項】

- ① 市町・組合が一般廃棄物処理施設を整備する際、循環型社会形成推進交付金等が交付率どおり交付されなければ、所要額を確保できなくなり、安定した廃棄物処理に影響を及ぼすことになるため、必要な予算額を確保すること。
- ② 市町が行う浄化槽設置整備事業についても、要望額どおり交付されるよう必要な予算額を確保すること。

#### 【現状・課題】

- 市町・組合は、厳しい財政状況のなか、一般廃棄物処理施設の整備に当たって、循環型社会形成推進交付金が交付率(1/2または1/3)どおりに交付されることを前提に整備事業を計画しています。
- 県内では、令和5年度も6団体が一般廃棄物処理施設の整備事業を計画していますが、交付金額が要望額(交付限度額)より減額されることにより、一般廃棄物処理施設の整備に対する所要額との差額の補てんが財政上困難となることで、事業規模の縮小や工程の見直し等を迫られ、ひいては、安定した一般廃棄物処理に影響を与えることにならないよう、十分な予算額を確保することが必要です。
- また、市町では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、浄化槽設置整備事業にかかる交付金を活用した設置補助を行っています。
- 単独及び合併処理浄化槽全体の基数のうち、合併処理浄化槽基数の割合は60.5%(令和2年度)にとどまっており、生活排水処理基本計画に沿った整備を推進するためには、市町が補助する浄化槽設置整備事業にかかる交付金について、十分な予算額を確保することが必要です。

【所管府省】 環境省(環境再生・資源循環局)

【県関係課】 廃棄物対策課

#### (4) PCB廃棄物の早期適正処理の推進

##### 【提案・要望事項】

- ① 処分期間終了後に発見され、事業者が継続保管している高濃度PCB廃棄物の早期かつ確実な処理を推進すること。また、高濃度PCB変圧器・コンデンサーの処分費用等についても中小企業者等軽減制度の対象とすること。
- ② 低濃度PCB廃棄物等の処分費用等についても中小企業者等軽減制度の対象とすること。
- ③ PCB廃棄物の早期かつ適正な処分の必要性について、テレビや新聞等のマスメディアを活用した積極的な広報・啓発を継続的かつ頻繁に行うこと。

##### 【現状・課題】

- 処分期間終了後に発見されたために処分できず、事業者が引き続き保管を続けている高濃度PCB廃棄物については、国において対応方針が示されたところですが、今後、早期かつ確実な処理を推進する必要があります。また、安定器については中小企業者等軽減制度の一部を延長する方針が示されましたが、高濃度PCB変圧器・コンデンサーの処分費用等も中小企業者等軽減制度の対象とし、速やかに処分ができるよう支援することが必要です。
- また、低濃度PCB使用製品は、処分期間が令和9年3月末までとなっていますが、その処分費用等の負担が大きいにも関わらず、軽減制度の対象となっていないことから、処分が進んでいません。このため、期間内に処分を終えるためには、処分費用等に対する支援が必要です。
- さらに、全国各所でPCB廃棄物の早期処分に向けた説明会の開催、パンフレットの作成・配布などが行われ、安定器等についてはテレビや新聞等を使った広報が実施されたものの、PCBに関する知識や制度が事業者伝わっていないケースが多くあります。PCB使用製品が残存することを防ぐために、早期かつ適正な処分が進むよう、引き続き広報・啓発を行うことが必要です。

【所管府省】 環境省（環境再生・資源循環局）

【県関係課】 廃棄物対策課

## 51 産廃特措法事業終了後の財政支援制度の創設について

### 【提案・要望事項】

産廃特措法に基づく特定支障除去等事業の終了後も、豊島不法投棄事案においては、引き続き、地下水の環境基準達成まで処分地を維持管理する必要があることから、モニタリングや維持管理等費用について、財政支援制度を創設すること。

### 【現状・課題】

- 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）に基づき実施する支障除去等事業（以下「特定支障除去等事業」という。）については、都道府県等において、産廃特措法に基づく基本方針に即した実施計画について環境大臣の同意を得て、国の財政支援のもと計画的かつ着実に進めているところです。
- しかしながら、特定支障除去等事業の終了後においても、一部の事業においては、各事案の実情に応じて、生活環境保全上の支障が再発しないよう、地域住民の安心・安全を確保するための取組（モニタリングや水処理の継続、構造物の維持管理等）を一定期間継続する必要があります。
- これらの取組には多額の費用を要することが見込まれますが、産廃特措法の失効後は、国の財政支援がなくなるため、都道府県等の財政負担が一層大きくなることから、関係自治体において、国の財政支援を要望しているところです。
- 豊島不法投棄事案においては、当該実施計画に基づき、国の財政支援を得ながら対策を講じた結果、廃棄物等の全量撤去が完了しており、地下水浄化対策については、処分地全域で地下水の排水基準の達成が確認されたことから、現在は、環境基準の達成に向けた浄化対策を進めています。
- 処分地については、県と豊島住民との間で締結した調停条項に基づき、地下水の環境基準達成後に、豊島3自治会に引き渡すこととなっていますが、環境基準の達成までには、一定の年数が必要となると考えており、特定支障除去等事業の終了後も、引き続き、地下水のモニタリングや処分地の維持管理を行う必要があることから、国による財政支援制度の創設を要望します。

【所管府省】 環境省（環境再生・資源循環局）

【県関係課】 廃棄物対策課